工　事　設　計　書　等

工事設計書等のダウンロードにあたって

　知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における１次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による２次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省　関東地方整備局
大宮国道事務所

鏡

１．工事名

工事名	Ｒ８大宮国道管内標識設置他工事
工事地名	埼玉県川越市小仙波地先　外４箇所

２．工事内容

１）	発注年月	令和 8年 9月		１２）	設 計 年 月	令和 8年 6月	
２）	事務所名	大宮国道事務所　交通対策課		１３）	機械損料一括補正	0	労務費一括割増　0%
３）	工事番号	2026010009		１４）	単価適用年月	2026年 9月	
４）	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官		１５）	歩掛適用年月	2026年 9月	
５）	変更回数	0回		１６）	前請負工事費	0	
６）	主 工 種	道路維持工事		１７）	前請負代金額	0	
７）	工 事 量			１８）	調 整 区 分	0	
８）	工　　期	182日間	自　令和 8年10月 1日	１９）	共通仮設費対象額		
		（当初）	至　令和 9年 3月31日	２０）	現場管理費対象額		
		（ 0回変更）	至　年 月 日	２１）	一般管理費等対象額		
９）	施 工 県	埼玉県		２２）	処 分 費 等	30,657	
１０）	地　　区	川越地区		２３）	公 告 日	令和 8年 7月29日	
１１）	河川・路線	一般国道１６号		２４）	入 札 締 切 日	年 月 日	

３．予算科目

1)　予算科目：	2)　目：	3)　目の細分：	4)　事業名：

設計内訳書

工事名	Ｒ８大宮国道管内標識設置他工事	（当　初）	事業区分	道路維持･修繕
			工事区分	道路維持

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路維持 R16 川越地区		式	1		15,603,881			
舗装工		式	1		140,957			
舗装打換え工		式	1		140,957			
舗装版切断	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cm以下	m	25.3	958.8	24,257			単-1号
舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 舗装版厚 ４ｃｍ	m2	18	853.8	15,368			単-2号
下層路盤	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 310ｍｍ	m2	16.9	2,777	46,931			単-3号
表層	開粒度ｱｽｺﾝ t=40mm	m2	16.9	3,219	54,401			単-4号
標識工		式	1		13,847,000			
大型標識工		式	1		13,847,000			
標識基礎 上り線側	片持式の基礎 6.0m3以上	基	1	1,153,000	1,153,000			単-5号
標識基礎 下り線側	片持式の基礎 6.0m3以上	基	1	1,261,000	1,261,000			単-6号
片持標識柱 上り線側		基	1	3,400,000	3,400,000			単-7号

設計内訳書

工事名	Ｒ８大宮国道管内標識設置他工事	（当　初）	事業区分	道路維持・修繕
			工事区分	道路維持

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
片持標識柱 下り線側		基	1	3,484,000	3,484,000			単-8号
標識板 下り線側	2.0m2以上	枚	1	2,101,000	2,101,000			単-9号
標識板 下り線側	2.0m2以上	枚	1	2,448,000	2,448,000			単-10号
構造物撤去工		式	1		847,324			
標識撤去工		式	1		771,200			
標識撤去 門型標識		基	1	771,200	771,200			単-11号
運搬処理工		式	1		76,124			
殻運搬 ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3	0.7	6,764	4,734			単-12号
殻運搬 ｺﾝｸﾘｰﾄ殻	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3	1.2	3,413	4,095			単-13号
殻処分 ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3	0.7	[redacted]	[redacted]			単-14号
殻処分 ｺﾝｸﾘｰﾄ殻	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3	1.2	[redacted]	[redacted]			単-15号
現場発生品運搬	既設標識柱　標識板	t	3.6	12,540	45,144			単-16号

設計内訳書

工事名	Ｒ８大宮国道管内標識設置他工事	（当　初）	事業区分	道路維持･修繕
			工事区分	道路維持

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
仮設工		式	1		768,600			
交通管理工		式	1		768,600			
交通誘導警備員	交通誘導員Ａ	人日	7	28,800	201,600			単-17号
交通誘導警備員	交通誘導員Ｂ	人日	21	27,000	567,000			単-18号
直接工事費		式	1		15,603,881			
共通仮設費		式	1		2,007,000			
共通仮設費		式	1		248,000			
現場環境改善費（率計上）		式	1		248,000			
共通仮設費（率計上）		式	1		1,759,000			
純工事費		式	1		17,610,881			
現場管理費		式	1		6,033,000			
工事原価		式	1		50,833,847			

設計内訳書

工事名	Ｒ８大宮国道管内標識設置他工事	（当　初）	事業区分	道路維持･修繕
			工事区分	道路維持

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
一般管理費等		式	1		9,196,153			
業務委託料		式	1		5,790,000			
工事価格		式	1		65,820,000			
消費税相当額		式	1		6,582,000			
工事費計		式	1		72,402,000			

設計内訳書

工事名	Ｒ８大宮国道管内標識設置他工事【浦和地区 戸田市】　（当　初）	事業区分	道路維持・修繕
		工事区分	道路維持

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路維持 R17 浦和地区(戸田市)		式	1		3,974,419			
舗装工		式	1		35,320			
舗装打換え工		式	1		35,320			
舗装版切断	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cm以下	m	6.3	958.8	6,040			単-1号
舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 舗装版厚 ４ｃｍ	m2	4.5	853.8	3,842			単-2号
下層路盤	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 310ｍｍ	m2	4.3	2,697	11,597			単-3号
表層	開粒度ｱｽｺﾝ t=40mm	m2	4.3	3,219	13,841			単-4号
防護柵工		式	1		51,240			
路側防護柵工		式	1		51,240			
ｶﾞｰﾄﾞﾊﾟｲﾌﾟ	Gp-Ap-2E 塗装品 20m未満 曲線部補正無	m	4	12,810	51,240			単-5号
標識工		式	1		3,343,960			
大型標識工		式	1		3,343,960			

設計内訳書

工事名	Ｒ８大宮国道管内標識設置他工事【浦和地区 戸田市】　（当　初）	事業区分	道路維持・修繕
		工事区分	道路維持

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
標識基礎 R17 戸田市	片持式の基礎 4.0m3未満	基	1	40,960	40,960			単-6号
片持標識柱 R17 戸田市		基	1	2,099,000	2,099,000			単-7号
標識板 R17 戸田市	2.0m2以上	枚	1	1,204,000	1,204,000			単-8号
構造物撤去工		式	1		214,499			
防護柵撤去工		式	1		18,600			
防護柵撤去(ｶﾞｰﾄﾞﾊﾟｲﾌﾟ)		m	4	4,650	18,600			単-9号
標識撤去工		式	1		189,900			
標識撤去 R17 戸田市		基	1	189,900	189,900			単-10号
運搬処理工		式	1		5,999			
殻運搬 ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3	0.2	4,735	947			単-11号
殻運搬 ｺﾝｸﾘｰﾄ殻	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3	0.1	3,413	341			単-12号
殻処分 ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3	0.2	[redacted]	[redacted]			単-13号

設計内訳書

工事名	Ｒ８大宮国道管内標識設置他工事【浦和地区 戸田市】　（当　初）	事業区分	道路維持・修繕
		工事区分	道路維持

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
殻処分 ｺﾝｸﾘｰﾄ殻	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3	0.1	[redacted]	[redacted]			単-14号
現場発生品運搬	既設標識柱　標識板	t	1	928.6	928			単-15号
仮設工		式	1		329,400			
交通管理工		式	1		329,400			
交通誘導警備員	交通誘導員Ａ	人日	3	28,800	86,400			単-16号
交通誘導警備員	交通誘導員Ｂ	人日	9	27,000	243,000			単-17号
直接工事費		式	1		3,974,419			
共通仮設費		式	1		747,000			
共通仮設費		式	1		73,000			
現場環境改善費（率計上）		式	1		73,000			
共通仮設費（率計上）		式	1		674,000			
純工事費		式	1		4,721,419			

設計内訳書

工事名	Ｒ８大宮国道管内標識設置他工事【浦和地区 戸田市】　（当　初）	事業区分	道路維持･修繕
		工事区分	道路維持

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
現場管理費		式	1		1,903,000			
工事原価		式	1		6,624,419			

設計内訳書

工事名	Ｒ８大宮国道管内標識設置他工事【浦和地区 草加市】 （当 初）	事業区分	道路維持・修繕
		工事区分	道路維持

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路維持 R4 浦和地区(草加市)		式	1		8,071,260			
舗装工		式	1		77,538			
舗装打換え工		式	1		77,538			
舗装版切断	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cm以下	m	13	958.8	12,464			単-1号
舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 舗装版厚 ４ｃｍ	m2	9.7	853.8	8,281			単-2号
下層路盤	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 310ｍｍ	m2	9.6	2,697	25,891			単-3号
表層	開粒度ｱｽｺﾝ t=40mm	m2	9.6	3,219	30,902			単-4号
防護柵工		式	1		128,100			
路側防護柵工		式	1		128,100			
ｶﾞｰﾄﾞﾊﾟｲﾌﾟ	Gp-Ap-2E 塗装品 20m未満 曲線部補正無	m	10	12,810	128,100			単-5号
標識工		式	1		6,811,000			
大型標識工		式	1		6,811,000			

設計内訳書

工事名	Ｒ８大宮国道管内標識設置他工事【浦和地区 草加市】　（当　初）	事業区分	道路維持・修繕
		工事区分	道路維持

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
標識基礎 R4 草加市	片持式の基礎 6.0m3以上	基	1	1,246,000	1,246,000			単-6号
片持標識柱 R4 草加市		基	1	3,464,000	3,464,000			単-7号
標識板 R4 草加市	2.0m2以上	枚	1	2,101,000	2,101,000			単-8号
構造物撤去工		式	1		286,022			
防護柵撤去工		式	1		46,500			
防護柵撤去(ｶﾞｰﾄﾞﾊﾟｲﾌﾟ)		m	10	4,650	46,500			単-9号
標識撤去工		式	1		220,500			
標識撤去 R4 草加市		基	1	220,500	220,500			単-10号
運搬処理工		式	1		19,022			
殻運搬 ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3	0.3	10,150	3,045			単-11号
殻運搬 ｺﾝｸﾘｰﾄ殻	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3	0.1	3,413	341			単-12号
殻処分 ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3	0.2	[redacted]	[redacted]			単-13号

設計内訳書

工事名	Ｒ８大宮国道管内標識設置他工事【浦和地区 草加市】　（当　初）	事業区分	道路維持・修繕
		工事区分	道路維持

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
殻処分 ｺﾝｸﾘｰﾄ殻	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3	0.1	[redacted]	[redacted]			単-14号
現場発生品運搬	既設標識柱　標識板	t	1.2	10,680	12,816			単-15号
仮設工		式	1		768,600			
交通管理工		式	1		768,600			
交通誘導警備員	交通誘導員Ａ	人日	7	28,800	201,600			単-16号
交通誘導警備員	交通誘導員Ｂ	人日	21	27,000	567,000			単-17号
直接工事費		式	1		8,071,260			
共通仮設費		式	1		1,402,000			
共通仮設費		式	1		147,000			
現場環境改善費（率計上）		式	1		147,000			
共通仮設費（率計上）		式	1		1,255,000			
純工事費		式	1		9,473,260			

設計内訳書

工事名	Ｒ８大宮国道管内標識設置他工事【浦和地区 草加市】　（当　初）	事業区分	道路維持･修繕
		工事区分	道路維持

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
現場管理費		式	1		3,723,000			
工事原価		式	1		13,196,260			

設計内訳書

工事名	Ｒ８大宮国道管内標識設置他工事【浦和地区 春日部市】　（当　初）	事業区分	道路維持･修繕
		工事区分	道路維持

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路維持 R4浦和地区(春日部市)		式	1		3,961,856			
舗装工		式	1		40,775			
舗装打換え工		式	1		40,775			
舗装版切断	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cm以下	m	5.7	958.8	5,465			単-1号
舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 舗装版厚 ４ｃｍ	m2	17.8	853.8	15,197			単-2号
下層路盤	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 310ｍｍ	m2	3.4	2,697	9,169			単-3号
表層	開粒度ｱｽｺﾝ t=40mm	m2	3.4	3,219	10,944			単-4号
防護柵工		式	1		25,620			
路側防護柵工		式	1		25,620			
ｶﾞｰﾄﾞﾊﾟｲﾌﾟ	Gp-Ap-2E 塗装品 20m未満 曲線部補正無	m	2	12,810	25,620			単-5号
標識工		式	1		3,343,960			
大型標識工		式	1		3,343,960			

設計内訳書

工事名	Ｒ８大宮国道管内標識設置他工事【浦和地区 春日部市】　（当　初）	事業区分	道路維持・修繕
		工事区分	道路維持

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
標識基礎 R4 春日部市	片持式の基礎 4.0m3未満	基	1	40,960	40,960			単-6号
片持標識柱 R4 春日部市		基	1	2,099,000	2,099,000			単-7号
標識板 R4 春日部市	2.0m2以上	枚	1	1,204,000	1,204,000			単-8号
構造物撤去工		式	1		222,101			
防護柵撤去工		式	1		9,300			
防護柵撤去(ｶﾞｰﾄﾞﾊﾟｲﾌﾟ)		m	2	4,650	9,300			単-9号
標識撤去工		式	1		203,000			
標識撤去 R4 春日部市		基	1	203,000	203,000			単-10号
運搬処理工		式	1		9,801			
殻運搬 ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3	0.1	12,180	1,218			単-11号
殻運搬 ｺﾝｸﾘｰﾄ殻	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3	0.1	4,674	467			単-12号
殻処分 ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3	0.2	[redacted]	[redacted]			単-13号

設計内訳書

工事名	Ｒ８大宮国道管内標識設置他工事【浦和地区 春日部市】　（当　初）				事業区分	道路維持･修繕		
					工事区分	道路維持		

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
殻処分 ｺﾝｸﾘｰﾄ殻	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3	0.1	[redacted]	[redacted]			単-14号
現場発生品運搬	既設標識柱　標識板	t	1.1	5,649	6,213			単-15号
仮設工		式	1		329,400			
交通管理工		式	1		329,400			
交通誘導警備員	交通誘導員Ａ	人日	3	28,800	86,400			単-16号
交通誘導警備員	交通誘導員Ｂ	人日	9	27,000	243,000			単-17号
直接工事費		式	1		3,961,856			
共通仮設費		式	1		744,000			
共通仮設費		式	1		72,000			
現場環境改善費（率計上）		式	1		72,000			
共通仮設費（率計上）		式	1		672,000			
純工事費		式	1		4,705,856			

設計内訳書

工事名	Ｒ８大宮国道管内標識設置他工事【浦和地区 春日部市】　（当　初）	事業区分	道路維持･修繕
		工事区分	道路維持

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
現場管理費		式	1		1,893,000			
工事原価		式	1		6,598,856			

設計内訳書

工事名	Ｒ８大宮国道管内標識設置他工事　（当　初）				事業区分	道路維持・修繕		
					工事区分	道路維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路維持 R17浦和(さいたま市)		式	1		318,431			
標識工		式	1		196,500			
小型標識工		式	1		196,500			
標識板	2.0m2未満	枚	2	98,250	196,500			単-1号
構造物撤去工		式	1		12,131			
標識撤去工		式	1		12,074			
標識撤去		枚	2	6,037	12,074			単-2号
運搬処理工		式	1		57			
現場発生品運搬	標識板	t	0.007	8,257	57			単-3号
仮設工		式	1		109,800			
交通管理工		式	1		109,800			
交通誘導警備員		人日	1	28,800	28,800			単-4号

設計内訳書

工事名	Ｒ８大宮国道管内標識設置他工事　（当　初）				事業区分	道路維持･修繕		
					工事区分	道路維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
交通誘導警備員		人日	3	27,000	81,000			単-5号
直接工事費		式	1		318,431			
共通仮設費		式	1		129,000			
共通仮設費		式	1		15,000			
現場環境改善費（率計上）		式	1		15,000			
共通仮設費（率計上）		式	1		114,000			
純工事費		式	1		447,431			
現場管理費		式	1		323,000			
工事原価		式	1		770,431			

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－1号	舗装版切断	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cm以下	単位	m	数量	1	単価	958.8

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
舗装版切断	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cm以下 全ての費用	m	1	958.8	958.8	
計					958.8	
単価					958.8	円／m

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－2号	舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 舗装版厚 ４ｃｍ	単位	m2	数量	1	単価	853.8

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 無し 必要 15cm以下 有り 全ての費用	ｍ２	1	853.8	853.8	
計					853.8	
単価					853.8	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－3号	下層路盤	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 310ｍｍ	単位	m2	数量	1	単価	2,777

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
下層路盤（歩道部）	310mm 2層施工 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 全ての費用	ｍ２	1	2,777	2,777	
計					2,777	
単価					2,777	円／m2

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－4号	表層	開粒度ｱｽｺﾝ t=40mm	単位	m2	数量	1	単価	3,219

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
透水性アスファルト舗装	1.4m未満 40mm 開粒度ｱｽｺﾝ(13)	ｍ２	1	3,219	3,219	
計					3,219	
単価					3,219	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－5号	標識基礎 上り線側	片持式の基礎 6.0m3以上	単位	基	数量	1	単価	1,153,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識基礎設置（片持式・門型式）	片持式の基礎 6.0m3以上 無 有 有	ｍ３	7	155,100	1,085,700	
アンカーボルト材料費		ｋｇ	65.8	1,010	66,458	
計					1,152,158	
単価					1,153,000	円／基

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－6号	標識基礎 下り線側	片持式の基礎 6.0m3以上	単位	基	数量	1	単価	1,261,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識基礎設置（片持式・門型式）	片持式の基礎 6.0m3以上 無 有 有	ｍ３	7.7	155,100	1,194,270	
アンカーボルト材料費		ｋｇ	65.8	1,010	66,458	
計					1,260,728	
単価					1,261,000	円／基

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－7号	片持標識柱 上り線側		単位	基	数量	1	単価	3,400,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識柱設置（片持式）	400kg以上/基 下地亜鉛メッキ＋ステンフレーク塗装 1570kg/基 2基 無 有	基	1	3,400,000	3,400,000	
計					3,400,000	
単価					3,400,000	円／基

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－8号	片持標識柱 下り線側		単位	基	数量	1	単価	3,484,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識柱設置（片持式）	400kg以上/基 下地亜鉛メッキ＋ステンフレーク塗装 1610kg/基 2基 無 有	基	1	3,484,000	3,484,000	
計					3,484,000	
単価					3,484,000	円／基

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－9号	標識板 上り線側	2.0m2以上	単位	枚	数量	1	単価	2,101,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識板設置（案内標識［路線番号除く］）	新設 2.0m2以上 広角ﾌﾟﾘｽﾞﾑ 10m2以上 無 有 有	ｍ２	11.4	182,500	2,080,500	
添架式標識板取付金具設置	照明柱・既設標識柱に取付け 無 有 有	基	1	19,780	19,780	
計					2,100,280	
単価					2,101,000	円／枚

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－10号	標識板 下り線側	2.0m2以上	単位	枚	数量	1	単価	2,448,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識板設置（案内標識［路線番号除く］）	新設 2.0m2以上 広角ﾌﾟﾘｽﾞﾑ 10m2以上 無 有 有	ｍ２	13.3	182,500	2,427,250	
添架式標識板取付金具設置	照明柱・既設標識柱に取付け 無 有 有	基	1	19,780	19,780	
計					2,447,030	
単価					2,448,000	円／枚

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－11号	標識撤去 門型標識		単位	基	数量	1	単価	771,200

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識柱撤去（片持式・門型式）	門型式 10m以上20m未満 1基 無 有	基	1	418,500	418,500	
標識板撤去(案内標識(路側式･片持式･門型式))	2.0m2以上 10m2以上 無 有	m２	24.7	9,180	226,746	
標識基礎撤去（片持式・門型式）	無 有	m３	1.2	104,900	125,880	
計					771,126	
単価					771,200	円／基

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－12号	殻運搬 ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	単位	m3	数量	1	単価	6,764

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
殻運搬	舗装版破砕 機械積込(小規模土工) 有り 4.5km以下 全ての費用	ｍ３	1	6,764	6,764	
計					6,764	
単価					6,764	円／m3

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－13号	殻運搬 ｺﾝｸﾘｰﾄ殻	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	3,413

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ(無筋)構造物とりこわし 機械積込 有り 14.4km以下 全ての費用	ｍ３	1	3,413	3,413	
計					3,413	
単価					3,413	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－14号	殻処分 ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	単位	m3	数量	1	単価	[redacted]

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｍ３）		ｍ３	1	[redacted]	[redacted]	
計					[redacted]	
単価					[redacted]	円／m3

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－15号	殻処分 ｺﾝｸﾘｰﾄ殻	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	[redacted]

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｍ３）		ｍ３	1	[redacted]	[redacted]	
計					[redacted]	
単価					[redacted]	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－16号	現場発生品運搬	既設標識柱　標識板	単位	t	数量	1	単価	12,540

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
現場発生品及び支給品運搬	ﾄﾗｯｸ[ｸﾚｰﾝ装置付]通称4～4.5t積級 吊能力2.9t 有り 20.0km以下	t	1	12,540	12,540	
計					12,540	
単価					12,540	円／t

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－17号	交通誘導警備員	交通誘導員Ａ	単位	人日	数量	1	単価	28,800

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ａ		人日	1	28,800	28,800	
計					28,800	
単価					28,800	円／人日

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－18号	交通誘導警備員	交通誘導員Ｂ	単位	人日	数量	1	単価	27,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人日	1	27,000	27,000	
計					27,000	
単価					27,000	円／人日

参考資料（１）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	標識基礎設置（片持式・門型式）	片持式の基礎 6.0m3以上 無 有 有	単位	ｍ３	数量	1	単価	155,100

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識基礎設置	コンクリート基礎　６．０ｍ３以上	ｍ３	1	155,049.6	155,049	
諸雑費（まるめ）		式	1		51	
計					155,100	
単価					155,100	円／ｍ３

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	アンカーボルト材料費		単位	ｋｇ	数量	1	単価	1,010

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
道路標識設置工　加算額	アンカーボルト材料	ｋｇ	1	1,010	1,010	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					1,010	
単価					1,010	円／ｋｇ

参考資料（１）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	標識柱設置（片持式）	400kg以上/基 下地亜鉛メッキ＋ステンフレーク塗装 1570kg/基 2基 無 有	単位	基	数量	1	単価	3,400,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
道路標識柱	ｵｰﾊﾞｰﾊﾝｸﾞ F･逆L･T型 鋼管 ｽﾃﾝﾌﾚｰｸ塗装	t	1.57	2,100,000	3,297,000	
標識柱設置（片持式）	４００ｋｇ以上　設置手間	基	1	102,060	102,060	
諸雑費（まるめ）		式	1		940	
計					3,400,000	
単価					3,400,000	円／基

参考資料（１）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	標識柱設置（片持式）	400kg以上/基 下地亜鉛メッキ＋ステンフレーク塗装 1610kg/基 2基 無 有	単位	基	数量	1	単価	3,484,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
道路標識柱	ｵｰﾊﾞｰﾊﾝｸﾞ F･逆L･T型 鋼管 ｽﾃﾝﾌﾚｰｸ塗装	t	1.61	2,100,000	3,381,000	
標識柱設置（片持式）	４００ｋｇ以上　設置手間	基	1	102,060	102,060	
諸雑費（まるめ）		式	1		940	
計					3,484,000	
単価					3,484,000	円／基

参考資料（１）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	標識板設置（案内標識［路線番号除く］）	新設 2.0m2以上 広角ﾌﾟﾘｽﾞﾑ 10m2以上 無 有 有	単位	ｍ２	数量	1	単価	182,500

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識板設置（案内標識［路線番号除く］）	新設　広角プリズム　２ｍ２以上　金具含　材工共	ｍ２	1	169,050	169,050	
道路標識設置工　加算額	標識板の裏面塗装	ｍ２	1	13,400	13,400	
諸雑費（まるめ）		式	1		50	
計					182,500	
単価					182,500	円／ｍ２

参考資料（１）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	添架式標識板取付金具設置	照明柱・既設標識柱に取付け 無 有 有	単位	基	数量	1	単価	19,780

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
添架式標識板取付金具設置	照明柱　既設標識柱　金具含　材工共	基	1	19,780	19,780	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					19,780	
単価					19,780	円／基

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	標識柱撤去（片持式・門型式）	門型式 10m以上20m未満 1基 無 有	単位	基	数量	1	単価	418,500

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識柱撤去（門型式）	１０～２０ｍ未満	基	1	418,500	418,500	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					418,500	
単価					418,500	円／基

参考資料（１）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	標識板撤去(案内標識(路側式･片持式･門型式))	2.0m2以上 10m2以上 無 有	単位	ｍ２	数量	1	単価	9,180

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識板撤去（案内標識（路側式・片持式・門型式））	２．０ｍ２以上	ｍ２	1	9,180	9,180	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					9,180	
単価					9,180	円／ｍ２

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	標識基礎撤去（片持式・門型式）	無 有	単位	ｍ３	数量	1	単価	104,900

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識基礎撤去	コンクリート基礎	ｍ３	1	104,895	104,895	
諸雑費（まるめ）		式	1		5	
計					104,900	
単価					104,900	円／ｍ３

参考資料（１）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（ｍ３）		単位	ｍ３	数量	100	単価	[redacted]

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	ｍ３	100	[redacted]	[redacted]	
計					[redacted]	
単価					[redacted]	円／ｍ３

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（ｍ３）		単位	ｍ３	数量	100	単価	[redacted]

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻	ｍ３	100	[redacted]	[redacted]	
計					[redacted]	
単価					[redacted]	円／ｍ３

参考資料（１）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	交通誘導警備員Ａ		単位	人日	数量	1	単価	28,800

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ａ		人	1	28,800	28,800	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					28,800	
単価					28,800	円／人日

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	交通誘導警備員Ｂ		単位	人日	数量	1	単価	27,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人	1	27,000	27,000	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					27,000	
単価					27,000	円／人日

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－1号	舗装版切断	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cm以下	単位	m	数量	1	単価	958.8

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
舗装版切断	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cm以下 全ての費用	m	1	958.8	958.8	
計					958.8	
単価					958.8	円／m

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－2号	舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 舗装版厚 ４ｃｍ	単位	m2	数量	1	単価	853.8

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 無し 必要 15cm以下 有り 全ての費用	ｍ２	1	853.8	853.8	
計					853.8	
単価					853.8	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－3号	下層路盤	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 310ｍｍ	単位	m2	数量	1	単価	2,697

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
下層路盤（歩道部）	310mm 2層施工 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 全ての費用	ｍ２	1	2,697	2,697	
計					2,697	
単価					2,697	円／m2

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－4号	表層	開粒度ｱｽｺﾝ t=40mm	単位	m2	数量	1	単価	3,219

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
透水性アスファルト舗装	1.4m未満 40mm 開粒度ｱｽｺﾝ(13)	ｍ２	1	3,219	3,219	
計					3,219	
単価					3,219	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－5号	ｶﾞｰﾄﾞﾊﾟｲﾌﾟ	Gp-Ap-2E 塗装品 20m未満 曲線部補正無	単位	m	数量	1	単価	12,810

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
防護柵設置工（材料費を除く手間のみ）	土中建込 Gp-Ap-2E 塗装品 ２０m未満 有 無 無	m	1	12,810	12,810	
計					12,810	
単価					12,810	円／m

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－6号	標識基礎 R17 戸田市	片持式の基礎 4.0m3未満	単位	基	数量	1	単価	40,960

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識基礎設置（片持式・門型式）	片持式の基礎 4.0m3未満 無 有 有	m３	0.2	204,800	40,960	
計					40,960	
単価					40,960	円／基

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－7号	片持標識柱 R17 戸田市		単位	基	数量	1	単価	2,099,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識柱設置（片持式）	400kg以上/基 下地亜鉛メッキ＋ステンフレーク塗装 934kg/基 1基 無 有	基	1	2,099,000	2,099,000	
計					2,099,000	
単価					2,099,000	円／基

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－8号	標識板 R17 戸田市	2.0m2以上	単位	枚	数量	1	単価	1,204,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識板設置（案内標識［路線番号除く］）	新設 2.0m2以上 広角ﾌﾟﾘｽﾞﾑ 10m2未満 無 有 有	ｍ２	6.2	191,000	1,184,200	
添架式標識板取付金具設置	照明柱・既設標識柱に取付け 無 有 有	基	1	19,780	19,780	
計					1,203,980	
単価					1,204,000	円／枚

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－9号	防護柵撤去(ｶﾞｰﾄﾞﾊﾟｲﾌﾟ)		単位	m	数量	1	単価	4,650

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
防護柵撤去工（ガードパイプ撤去工）	土中建込 有 無	m	1	4,650	4,650	
計					4,650	
単価					4,650	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－10号	標識撤去 R17 戸田市		単位	基	数量	1	単価	189,900

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識柱撤去（片持式・門型式）	片持式 400kg以上/基 1基 無 有	基	1	105,300	105,300	
標識板撤去(案内標識(路側式･片持式･門型式))	2.0m2以上 10m2未満 無 有	m２	6.2	11,940	74,028	
標識基礎撤去（片持式・門型式）	無 有	m３	0.1	104,900	10,490	
計					189,818	
単価					189,900	円／基

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－11号	殻運搬 ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	単位	m3	数量	1	単価	4,735

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
殻運搬	舗装版破砕 機械積込(小規模土工) 有り 2.5km以下 全ての費用	ｍ３	1	4,735	4,735	
計					4,735	
単価					4,735	円／m3

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－12号	殻運搬 ｺﾝｸﾘｰﾄ殻	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	3,413

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ(無筋)構造物とりこわし 機械積込 有り 14.4km以下 全ての費用	ｍ３	1	3,413	3,413	
計					3,413	
単価					3,413	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－13号	殻処分 ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	単位	m3	数量	1	単価	[redacted]

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｍ３）		ｍ３	1	[redacted]	[redacted]	
計					[redacted]	
単価					[redacted]	円／m3

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－14号	殻処分 ｺﾝｸﾘｰﾄ殻	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	[redacted]

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｍ３）		ｍ３	1	[redacted]	[redacted]	
計					[redacted]	
単価					[redacted]	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－15号	現場発生品運搬	既設標識柱　標識板	単位	t	数量	1	単価	928.6

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
現場発生品及び支給品運搬	ﾄﾗｯｸ[ｸﾚｰﾝ装置付]通称4～4.5t積級 吊能力2.9t 有り 1.5km以下	t	1	928.6	928.6	
計					928.6	
単価					928.6	円／t

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－16号	交通誘導警備員	交通誘導員Ａ	単位	人日	数量	1	単価	28,800

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ａ		人日	1	28,800	28,800	
計					28,800	
単価					28,800	円／人日

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－17号	交通誘導警備員	交通誘導員Ｂ	単位	人日	数量	1	単価	27,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人日	1	27,000	27,000	
計					27,000	
単価					27,000	円／人日

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	防護柵設置工（材料費を除く手間のみ）	土中建込 Gp-Ap-2E 塗装品 ２０m未満 有 無 無	単位	m	数量	1	単価	12,810

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ガードパイプ設置工　土中建込用	Ｇｐ－Ａｐ－２Ｅ　塗装	m	1	41,019	41,019	
ガードパイプ　歩車道境界用	ＧＰ－ＡＰ－２Ｅ　土中建込　塗装	m	1	-28,210	-28,210	
諸雑費（まるめ）		式	1		1	
計					12,810	
単価					12,810	円／m

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	標識基礎設置（片持式・門型式）	片持式の基礎 4.0m3未満 無 有 有	単位	ｍ３	数量	1	単価	204,800

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識基礎設置	コンクリート基礎　４．０ｍ３未満	ｍ３	1	204,753	204,753	
諸雑費（まるめ）		式	1		47	
計					204,800	
単価					204,800	円／ｍ３

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	標識柱設置（片持式）	400kg以上/基 下地亜鉛メッキ＋ステンフレーク塗装 934kg/基 1基 無 有	単位	基	数量	1	単価	2,099,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
道路標識柱	ｵｰﾊﾞｰﾊﾝｸﾞ F･逆L･T型 鋼管 ｽﾃﾝﾌﾚｰｸ塗装	t	0.93	2,100,000	1,953,000	
標識柱設置（片持式）	４００ｋｇ以上　設置手間	基	1	145,800	145,800	
諸雑費（まるめ）		式	1		200	
計					2,099,000	
単価					2,099,000	円／基

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	標識板設置（案内標識［路線番号除く］）	新設 2.0m2以上 広角ﾌﾟﾘｽﾞﾑ 10m2未満 無 有 有	単位	ｍ２	数量	1	単価	191,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識板設置（案内標識［路線番号除く］）	新設　広角プリズム　２ｍ２以上　金具含　材工共	ｍ２	1	177,583	177,583	
道路標識設置工　加算額	標識板の裏面塗装	ｍ２	1	13,400	13,400	
諸雑費（まるめ）		式	1		17	
計					191,000	
単価					191,000	円／ｍ２

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	添架式標識板取付金具設置	照明柱・既設標識柱に取付け 無 有 有	単位	基	数量	1	単価	19,780

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
添架式標識板取付金具設置	照明柱　既設標識柱　金具含　材工共	基	1	19,780	19,780	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					19,780	
単価					19,780	円／基

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	防護柵撤去工（ガードパイプ撤去工）	土中建込 有 無	単位	m	数量	1	単価	4,650

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ガードパイプ撤去工　土中建込用	Ｇｐ－Ａｐ、Ｂｐ、Ｃｐ－２Ｅ	m	1	4,650	4,650	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					4,650	
単価					4,650	円／m

参考資料（１）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	標識柱撤去（片持式・門型式）	片持式 400kg以上/基 1基 無 有	単位	基	数量	1	単価	105,300

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識柱撤去（片持式）	４００ｋｇ以上	基	1	105,300	105,300	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					105,300	
単価					105,300	円／基

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	標識板撤去(案内標識(路側式･片持式･門型式))	2.0m2以上 10m2未満 無 有	単位	ｍ２	数量	1	単価	11,940

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識板撤去（案内標識（路側式・片持式・門型式））	２．０ｍ２以上	ｍ２	1	11,934	11,934	
諸雑費（まるめ）		式	1		6	
計					11,940	
単価					11,940	円／ｍ２

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	標識基礎撤去（片持式・門型式）	無 有	単位	m３	数量	1	単価	104,900

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識基礎撤去	コンクリート基礎	m３	1	104,895	104,895	
諸雑費（まるめ）		式	1		5	
計					104,900	
単価					104,900	円／m３

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（m３）		単位	m３	数量	100	単価	[redacted]

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費		m３	100	[redacted]	[redacted]	
計					[redacted]	
単価					[redacted]	円／m３

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（ｍ３）		単位	ｍ３	数量	100	単価	[redacted]

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費		ｍ３	100	[redacted]	[redacted]	
計					[redacted]	
単価					[redacted]	円／ｍ３

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	交通誘導警備員Ａ		単位	人日	数量	1	単価	28,800

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ａ		人	1	28,800	28,800	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					28,800	
単価					28,800	円／人日

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	交通誘導警備員Ｂ		単位	人日	数量	1	単価	27,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人	1	27,000	27,000	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					27,000	
単価					27,000	円／人日

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－1号	舗装版切断	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cm以下	単位	m	数量	1	単価	958.8

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
舗装版切断	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cm以下 全ての費用	m	1	958.8	958.8	
計					958.8	
単価					958.8	円／m

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－2号	舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 舗装版厚 ４ｃｍ	単位	m2	数量	1	単価	853.8

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 無し 必要 15cm以下 有り 全ての費用	ｍ２	1	853.8	853.8	
計					853.8	
単価					853.8	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－3号	下層路盤	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 310ｍｍ	単位	m2	数量	1	単価	2,697

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
下層路盤（歩道部）	310mm 2層施工 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 全ての費用	ｍ２	1	2,697	2,697	
計					2,697	
単価					2,697	円／m2

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－4号	表層	開粒度ｱｽｺﾝ t=40mm	単位	m2	数量	1	単価	3,219

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
透水性アスファルト舗装	1.4m未満 40mm 開粒度ｱｽｺﾝ(13)	ｍ２	1	3,219	3,219	
計					3,219	
単価					3,219	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－5号	ｶﾞｰﾄﾞﾊﾟｲﾌﾟ	Gp-Ap-2E 塗装品 20m未満 曲線部補正無	単位	m	数量	1	単価	12,810

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
防護柵設置工（材料費を除く手間のみ）	土中建込 Gp-Ap-2E 塗装品 ２０m未満 有 無 無	m	1	12,810	12,810	
計					12,810	
単価					12,810	円／m

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－6号	標識基礎 R4 草加市	片持式の基礎 6.0m3以上	単位	基	数量	1	単価	1,246,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識基礎設置（片持式・門型式）	片持式の基礎 6.0m3以上 無 有 有	ｍ３	7.6	155,100	1,178,760	
アンカーボルト材料費		ｋｇ	65.8	1,010	66,458	
計					1,245,218	
単価					1,246,000	円／基

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－7号	片持標識柱 R4 草加市		単位	基	数量	1	単価	3,464,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識柱設置（片持式）	400kg以上/基 下地亜鉛メッキ＋ステンフレーク塗装 1580kg/基 1基 無 有	基	1	3,464,000	3,464,000	
計					3,464,000	
単価					3,464,000	円／基

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－8号	標識板 R4 草加市	2.0m2以上	単位	枚	数量	1	単価	2,101,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識板設置（案内標識［路線番号除く］）	新設 2.0m2以上 広角ﾌﾟﾘｽﾞﾑ 10m2以上 無 有 有	ｍ２	11.4	182,500	2,080,500	
添架式標識板取付金具設置	照明柱・既設標識柱に取付け 無 有 有	基	1	19,780	19,780	
計					2,100,280	
単価					2,101,000	円／枚

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－9号	防護柵撤去(ｶﾞｰﾄﾞﾊﾟｲﾌﾟ)		単位	m	数量	1	単価	4,650

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
防護柵撤去工（ガードパイプ撤去工）	土中建込 有 無	m	1	4,650	4,650	
計					4,650	
単価					4,650	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－10号	標識撤去 R4 草加市		単位	基	数量	1	単価	220,500

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識柱撤去（片持式・門型式）	片持式 400kg以上/基 1基 無 有	基	1	105,300	105,300	
標識板撤去(案内標識(路側式･片持式･門型式))	2.0m2以上 10m2以上 無 有	ｍ２	11.4	9,180	104,652	
標識基礎撤去（片持式・門型式）	無 有	ｍ３	0.1	104,900	10,490	
計					220,442	
単価					220,500	円／基

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－11号	殻運搬 ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	単位	m3	数量	1	単価	10,150

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
殻運搬	舗装版破砕 機械積込(小規模土工) 有り 8.0km以下 全ての費用	ｍ３	1	10,150	10,150	
計					10,150	
単価					10,150	円／m3

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－12号	殻運搬 ｺﾝｸﾘｰﾄ殻	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	3,413

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ(無筋)構造物とりこわし 機械積込 有り 14.4km以下 全ての費用	ｍ３	1	3,413	3,413	
計					3,413	
単価					3,413	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－13号	殻処分 ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	単位	m3	数量	1	単価	[redacted]

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｍ３）		ｍ３	1	[redacted]	[redacted]	
計					[redacted]	
単価					[redacted]	円／m3

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－14号	殻処分 ｺﾝｸﾘｰﾄ殻	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	[redacted]

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｍ３）		ｍ３	1	[redacted]	[redacted]	
計					[redacted]	
単価					[redacted]	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－15号	現場発生品運搬	既設標識柱　標識板	単位	t	数量	1	単価	10,680

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
現場発生品及び支給品運搬	ﾄﾗｯｸ[ｸﾚｰﾝ装置付]通称4～4.5t積級 吊能力2.9t 有り 17.0km以下	t	1	10,680	10,680	
計					10,680	
単価					10,680	円／t

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－16号	交通誘導警備員	交通誘導員Ａ	単位	人日	数量	1	単価	28,800

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ａ		人日	1	28,800	28,800	
計					28,800	
単価					28,800	円／人日

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－17号	交通誘導警備員	交通誘導員Ｂ	単位	人日	数量	1	単価	27,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人日	1	27,000	27,000	
計					27,000	
単価					27,000	円／人日

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	防護柵設置工（材料費を除く手間のみ）	土中建込 Gp-Ap-2E 塗装品 ２０m未満 有 無 無	単位	m	数量	1	単価	12,810

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ガードパイプ設置工　土中建込用	Ｇｐ－Ａｐ－２Ｅ　塗装	m	1	41,019	41,019	
ガードパイプ　歩車道境界用	ＧＰ－ＡＰ－２Ｅ　土中建込　塗装	m	1	-28,210	-28,210	
諸雑費（まるめ）		式	1		1	
計					12,810	
単価					12,810	円／m

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	標識基礎設置（片持式・門型式）	片持式の基礎 6.0m3以上 無 有 有	単位	ｍ３	数量	1	単価	155,100

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識基礎設置	コンクリート基礎　６．０ｍ３以上	ｍ３	1	155,049.6	155,049	
諸雑費（まるめ）		式	1		51	
計					155,100	
単価					155,100	円／ｍ３

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	アンカーボルト材料費		単位	ｋｇ	数量	1	単価	1,010

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
道路標識設置工　加算額	アンカーボルト材料	ｋｇ	1	1,010	1,010	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					1,010	
単価					1,010	円／ｋｇ

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	標識柱設置（片持式）	400kg以上/基 下地亜鉛メッキ＋ステンフレーク塗装 1580kg/基 1基 無 有	単位	基	数量	1	単価	3,464,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
道路標識柱	ｵｰﾊﾞｰﾊﾝｸﾞ F･逆L･T型 鋼管 ｽﾃﾝﾌﾚｰｸ塗装	t	1.58	2,100,000	3,318,000	
標識柱設置（片持式）	４００ｋｇ以上　設置手間	基	1	145,800	145,800	
諸雑費（まるめ）		式	1		200	
計					3,464,000	
単価					3,464,000	円／基

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	標識板設置（案内標識［路線番号除く］）	新設 2.0m2以上 広角ﾌﾟﾘｽﾞﾑ 10m2以上 無 有 有	単位	ｍ２	数量	1	単価	182,500

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識板設置（案内標識［路線番号除く］）	新設　広角プリズム　２ｍ２以上　金具含　材工共	ｍ２	1	169,050	169,050	
道路標識設置工　加算額	標識板の裏面塗装	ｍ２	1	13,400	13,400	
諸雑費（まるめ）		式	1		50	
計					182,500	
単価					182,500	円／ｍ２

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	添架式標識板取付金具設置	照明柱・既設標識柱に取付け 無 有 有	単位	基	数量	1	単価	19,780

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
添架式標識板取付金具設置	照明柱　既設標識柱　金具含　材工共	基	1	19,780	19,780	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					19,780	
単価					19,780	円／基

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	防護柵撤去工（ガードパイプ撤去工）	土中建込 有 無	単位	m	数量	1	単価	4,650

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ガードパイプ撤去工　土中建込用	Ｇｐ－Ａｐ、Ｂｐ、Ｃｐ－２Ｅ	m	1	4,650	4,650	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					4,650	
単価					4,650	円／m

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	標識柱撤去（片持式・門型式）	片持式 400kg以上/基 1基 無 有	単位	基	数量	1	単価	105,300

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識柱撤去（片持式）	４００ｋｇ以上	基	1	105,300	105,300	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					105,300	
単価					105,300	円／基

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	標識板撤去(案内標識(路側式･片持式･門型式))	2.0m2以上 10m2以上 無 有	単位	ｍ２	数量	1	単価	9,180

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識板撤去（案内標識（路側式・片持式・門型式））	２．０ｍ２以上	ｍ２	1	9,180	9,180	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					9,180	
単価					9,180	円／ｍ２

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	標識基礎撤去（片持式・門型式）	無 有	単位	m３	数量	1	単価	104,900

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識基礎撤去	コンクリート基礎	m３	1	104,895	104,895	
諸雑費（まるめ）		式	1		5	
計					104,900	
単価					104,900	円／m３

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（m３）		単位	m３	数量	100	単価	[redacted]

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費		m３	100	[redacted]	[redacted]	
計					[redacted]	
単価					[redacted]	円／m３

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（ｍ３）		単位	ｍ３	数量	100	単価	[redacted]

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費		ｍ３	100	[redacted]	[redacted]	
計					[redacted]	
単価					[redacted]	円／ｍ３

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	交通誘導警備員Ａ		単位	人日	数量	1	単価	28,800

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ａ		人	1	28,800	28,800	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					28,800	
単価					28,800	円／人日

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	交通誘導警備員Ｂ		単位	人日	数量	1	単価	27,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人	1	27,000	27,000	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					27,000	
単価					27,000	円／人日

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－1号	舗装版切断	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cm以下	単位	m	数量	1	単価	958.8

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
舗装版切断	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cm以下 全ての費用	m	1	958.8	958.8	
計					958.8	
単価					958.8	円／m

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－2号	舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 舗装版厚 ４ｃｍ	単位	m2	数量	1	単価	853.8

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 無し 必要 15cm以下 有り 全ての費用	ｍ２	1	853.8	853.8	
計					853.8	
単価					853.8	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－3号	下層路盤	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 310ｍｍ	単位	m2	数量	1	単価	2,697

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
下層路盤（歩道部）	310mm 2層施工 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 全ての費用	ｍ２	1	2,697	2,697	
計					2,697	
単価					2,697	円／m2

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－4号	表層	開粒度ｱｽｺﾝ t=40mm	単位	m2	数量	1	単価	3,219

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
透水性アスファルト舗装	1.4m未満 40mm 開粒度ｱｽｺﾝ(13)	ｍ２	1	3,219	3,219	
計					3,219	
単価					3,219	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－5号	ｶﾞｰﾄﾞﾊﾟｲﾌﾟ	Gp-Ap-2E 塗装品 20m未満 曲線部補正無	単位	m	数量	1	単価	12,810

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
防護柵設置工（材料費を除く手間のみ）	土中建込 Gp-Ap-2E 塗装品 ２０m未満 有 無 無	m	1	12,810	12,810	
計					12,810	
単価					12,810	円／m

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－6号	標識基礎 R4 春日部市	片持式の基礎 4.0m3未満	単位	基	数量	1	単価	40,960

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識基礎設置（片持式・門型式）	片持式の基礎 4.0m3未満 無 有 有	m３	0.2	204,800	40,960	
計					40,960	
単価					40,960	円／基

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－7号	片持標識柱 R4 春日部市		単位	基	数量	1	単価	2,099,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識柱設置（片持式）	400kg以上/基 下地亜鉛メッキ＋ステンフレーク塗装 934kg/基 1基 無 有	基	1	2,099,000	2,099,000	
計					2,099,000	
単価					2,099,000	円／基

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－8号	標識板 R4 春日部市	2.0m2以上	単位	枚	数量	1	単価	1,204,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識板設置（案内標識［路線番号除く］）	新設 2.0m2以上 広角ﾌﾟﾘｽﾞﾑ 10m2未満 無 有 有	ｍ２	6.2	191,000	1,184,200	
添架式標識板取付金具設置	照明柱・既設標識柱に取付け 無 有 有	基	1	19,780	19,780	
計					1,203,980	
単価					1,204,000	円／枚

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－9号	防護柵撤去(ｶﾞｰﾄﾞﾊﾟｲﾌﾟ)		単位	m	数量	1	単価	4,650

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
防護柵撤去工（ガードパイプ撤去工）	土中建込 有 無	m	1	4,650	4,650	
計					4,650	
単価					4,650	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－10号	標識撤去 R4 春日部市		単位	基	数量	1	単価	203,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識柱撤去（片持式・門型式）	片持式 400kg以上/基 1基 無 有	基	1	105,300	105,300	
標識板撤去(案内標識(路側式･片持式･門型式))	2.0m2以上 10m2未満 無 有	m２	7.3	11,940	87,162	
標識基礎撤去（片持式・門型式）	無 有	m３	0.1	104,900	10,490	
計					202,952	
単価					203,000	円／基

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－11号	殻運搬 ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	単位	m3	数量	1	単価	12,180

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
殻運搬	舗装版破砕 機械積込(小規模土工) 有り 11.0km以下 全ての費用	ｍ３	1	12,180	12,180	
計					12,180	
単価					12,180	円／m3

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－12号	殻運搬 ｺﾝｸﾘｰﾄ殻	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	4,674

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ(無筋)構造物とりこわし 機械積込 有り 23.2km以下 全ての費用	ｍ３	1	4,674	4,674	
計					4,674	
単価					4,674	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－13号	殻処分 ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	単位	m3	数量	1	単価	[redacted]

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｍ３）		ｍ３	1	[redacted]	[redacted]	
計					[redacted]	
単価					[redacted]	円／m3

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－14号	殻処分 ｺﾝｸﾘｰﾄ殻	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	[redacted]

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｍ３）		ｍ３	1	[redacted]	[redacted]	
計					[redacted]	
単価					[redacted]	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－15号	現場発生品運搬	既設標識柱　標識板	単位	t	数量	1	単価	5,649

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
現場発生品及び支給品運搬	ﾄﾗｯｸ[ｸﾚｰﾝ装置付]通称4～4.5t積級 吊能力2.9t 有り 9.0km以下	t	1	5,649	5,649	
計					5,649	
単価					5,649	円／t

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－16号	交通誘導警備員	交通誘導員Ａ	単位	人日	数量	1	単価	28,800

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ａ		人日	1	28,800	28,800	
計					28,800	
単価					28,800	円／人日

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－17号	交通誘導警備員	交通誘導員Ｂ	単位	人日	数量	1	単価	27,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人日	1	27,000	27,000	
計					27,000	
単価					27,000	円／人日

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	防護柵設置工（材料費を除く手間のみ）	土中建込 Gp-Ap-2E 塗装品 ２０m未満 有 無 無	単位	m	数量	1	単価	12,810

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ガードパイプ設置工　土中建込用	Ｇｐ－Ａｐ－２Ｅ　塗装	m	1	41,019	41,019	
ガードパイプ　歩車道境界用	ＧＰ－ＡＰ－２Ｅ　土中建込　塗装	m	1	-28,210	-28,210	
諸雑費（まるめ）		式	1		1	
計					12,810	
単価					12,810	円／m

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	標識基礎設置（片持式・門型式）	片持式の基礎 4.0m3未満 無 有 有	単位	ｍ３	数量	1	単価	204,800

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識基礎設置	コンクリート基礎　４．０ｍ３未満	ｍ３	1	204,753	204,753	
諸雑費（まるめ）		式	1		47	
計					204,800	
単価					204,800	円／ｍ３

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	標識柱設置（片持式）	400kg以上/基 下地亜鉛メッキ＋ステンフレーク塗装 934kg/基 1基 無 有	単位	基	数量	1	単価	2,099,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
道路標識柱	ｵｰﾊﾞｰﾊﾝｸﾞ F･逆L･T型 鋼管 ｽﾃﾝﾌﾚｰｸ塗装	t	0.93	2,100,000	1,953,000	
標識柱設置（片持式）	４００ｋｇ以上　設置手間	基	1	145,800	145,800	
諸雑費（まるめ）		式	1		200	
計					2,099,000	
単価					2,099,000	円／基

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	標識板設置（案内標識［路線番号除く］）	新設 2.0m2以上 広角ﾌﾟﾘｽﾞﾑ 10m2未満 無 有 有	単位	ｍ２	数量	1	単価	191,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識板設置（案内標識［路線番号除く］）	新設　広角プリズム　２ｍ２以上　金具含　材工共	ｍ２	1	177,583	177,583	
道路標識設置工　加算額	標識板の裏面塗装	ｍ２	1	13,400	13,400	
諸雑費（まるめ）		式	1		17	
計					191,000	
単価					191,000	円／ｍ２

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	添架式標識板取付金具設置	照明柱・既設標識柱に取付け 無 有 有	単位	基	数量	1	単価	19,780

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
添架式標識板取付金具設置	照明柱　既設標識柱　金具含　材工共	基	1	19,780	19,780	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					19,780	
単価					19,780	円／基

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	防護柵撤去工（ガードパイプ撤去工）	土中建込 有 無	単位	m	数量	1	単価	4,650

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ガードパイプ撤去工　土中建込用	Ｇｐ－Ａｐ、Ｂｐ、Ｃｐ－２Ｅ	m	1	4,650	4,650	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					4,650	
単価					4,650	円／m

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	標識柱撤去（片持式・門型式）	片持式 400kg以上/基 1基 無 有	単位	基	数量	1	単価	105,300

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識柱撤去（片持式）	４００ｋｇ以上	基	1	105,300	105,300	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					105,300	
単価					105,300	円／基

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	標識板撤去(案内標識(路側式･片持式･門型式))	2.0m2以上 10m2未満 無 有	単位	ｍ２	数量	1	単価	11,940

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識板撤去（案内標識（路側式・片持式・門型式））	２．０ｍ２以上	ｍ２	1	11,934	11,934	
諸雑費（まるめ）		式	1		6	
計					11,940	
単価					11,940	円／ｍ２

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	標識基礎撤去（片持式・門型式）	無 有	単位	m３	数量	1	単価	104,900

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識基礎撤去	コンクリート基礎	m３	1	104,895	104,895	
諸雑費（まるめ）		式	1		5	
計					104,900	
単価					104,900	円／m３

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（m３）		単位	m３	数量	100	単価	[redacted]

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費		m３	100	[redacted]	[redacted]	
計					[redacted]	
単価					[redacted]	円／m３

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	交通誘導警備員Ａ		単位	人日	数量	1	単価	28,800

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ａ		人	1	28,800	28,800	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					28,800	
単価					28,800	円／人日

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	交通誘導警備員Ｂ		単位	人日	数量	1	単価	27,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人	1	27,000	27,000	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					27,000	
単価					27,000	円／人日

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－1号	標識板	2.0m2未満	単位	枚	数量	1	単価	98,250

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識板設置（警戒・規制・指示・路線番号標識）	無 2基以下 無 有	基	1	9,018	9,018	
材料費（ｍ２）		ｍ２	0.624	143,000	89,232	
計					98,250	
単価					98,250	円／枚

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－2号	標識撤去		単位	枚	数量	1	単価	6,037

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識板撤去(警戒・規制・指示・路線番号標識)	2基以下 無 有	基	1	6,037	6,037	
計					6,037	
単価					6,037	円／枚

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－3号	現場発生品運搬	標識板	単位	t	数量	1	単価	8,257

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
現場発生品及び支給品運搬	ﾄﾗｯｸ[ｸﾚｰﾝ装置付]通称2t積級 吊能力2.9t 有り 14.0km以下	t	1	8,257	8,257	
計					8,257	
単価					8,257	円／t

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－4号	交通誘導警備員		単位	人日	数量	1	単価	28,800

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ａ		人日	1	28,800	28,800	
計					28,800	
単価					28,800	円／人日

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－5号	交通誘導警備員		単位	人日	数量	1	単価	27,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人日	1	27,000	27,000	
計					27,000	
単価					27,000	円／人日

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	標識板設置（警戒・規制・指示・路線番号標識）	無 2基以下 無 有	単位	基	数量	1	単価	9,018

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識板設置（警戒・規制・指示・路線番号標識）	設置手間	基	1	9,018.75	9,018	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					9,018	
単価					9,018	円／基

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（ｍ２）		単位	ｍ２	数量	1	単価	143,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
材料費	道路標識板　広角プリズム	ｍ２	1	143,000	143,000	
計					143,000	
単価					143,000	円／ｍ２

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	標識板撤去(警戒・規制・指示・路線番号標識)	2基以下 無 有	単位	基	数量	1	単価	6,037

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識板撤去 警戒　規制　指示　路線番号標識		基	1	6,037.5	6,037	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					6,037	
単価					6,037	円／基

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	交通誘導警備員Ａ		単位	人日	数量	1	単価	28,800

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ａ		人	1	28,800	28,800	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					28,800	
単価					28,800	円／人日

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	交通誘導警備員Ｂ		単位	人日	数量	1	単価	27,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人	1	27,000	27,000	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					27,000	
単価					27,000	円／人日

Ｒ８大宮国道管内標識設置他工事

（　当　　初　）　請負工事費計算書

(1)直接工事費	31,929,847		
(2)共通仮設費	5,029,000		
(3)純工事費 (1)+(2)	36,958,847		
(4)現場管理費	13,875,000		
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用	0	(16)工場製作純工事費	0
		(17)工場管理費	0
(6)工事原価 (3)+(4)+(5)+(18)	50,833,847	(18)工場製作原価 (16)+(17)	0
(7')一般管理費等(計上額)	9,196,153	((7)一般管理費等(計算額)	9,205,295)
(8')その他費目計	0		
(9)業務委託料等	5,790,000		
(10)工事価格 (6)+(7')+(8')+(9)（万円未満切り捨て）	65,820,000		

(11)消費税相当額	6,582,000
(12)請負工事価格 (10)+(11)	72,402,000
(13)入札書比較価格 (請負工事費の100/110)	65,820,000
(14)調査基準価格	59,653,000
(15)調査基準価格の100/110 (万円未満切り捨て)	54,230,000

共通仮設費

主たる工種

単独（追加工事）：道路維持工事　　合算工事：0

対象工事費	31,929,847	直接工事費	31,929,847	準備費	0	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	30,657	現工事	0	合算工事	0

非対象額計（－）	13,902,000	
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）
管理費区分２，７	0	（工場原価）
管理費区分５	13,902,000	（一般管理費等のみ対象額）
管理費区分９	0	（間接費非対象額）
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）
対象額　支　給　品（＋）	0	
無償貸付機械評価額（＋）	0	

共通仮設費対象額

単独（追加工事）	18,027,847	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額	17,997,190		0		0

共通仮設費（率分）

率（補正前）	10.97 %		0 %		
施工地域等補正	1.4	ICT施工補正	1		
率（補正後）	15.36 %				
計上額	2,769,000		0		0

比較結果	当該追加工事	A		
	0	0	調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	17,997,190	直接工事費	31,929,847		
非対象額計（－）	13,932,657				
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	13,902,000	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	0	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	30,657	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（Ｐｉ）					
単独（追加工事）	17,997,190	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	2.47　％		0　％		0　％
施工地域等補正	市街地				
率（補正後）	2.47　％				
計上額	444,000		0		0
比較結果	当該追加工事	Ａ		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	0				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		

共通仮設費計	3,213,000

共通仮設費

主たる工種

単独（追加工事）：道路維持工事　　合算工事：0

対象工事費	15,603,881	直接工事費	15,603,881	準備費	0	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	22,151	現工事	0	合算工事	0

非対象額計（－）	6,678,000	
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）
管理費区分２，７	0	（工場原価）
管理費区分５	6,678,000	（一般管理費等のみ対象額）
管理費区分９	0	（間接費非対象額）
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）
対象額　支　給　品（＋）	0	
無償貸付機械評価額（＋）	0	

共通仮設費対象額

単独（追加工事）	8,925,881	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額	8,903,730		0		0

共通仮設費（率分）

率（補正前）	14.08 %		0 %		
施工地域等補正	1.4	ICT施工補正	1		
率（補正後）	19.71 %				
計上額	1,759,000		0		0

比較結果	当該追加工事	A		
	0	0	調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	8,903,730	直接工事費	15,603,881		
非対象額計（－）	6,700,151				
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	6,678,000	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	0	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	22,151	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（Ｐｉ）					
単独（追加工事）	8,903,730	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	2.79　％		0　％		0　％
施工地域等補正	市街地				
率（補正後）	2.79　％				
計上額	248,000		0		0
比較結果	当該追加工事	Ａ		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	0				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		

共通仮設費計	2,007,000

共通仮設費

主たる工種

単独（追加工事）：道路維持工事　　合算工事：0

対象工事費	3,974,419	直接工事費	3,974,419	準備費	0	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	3,783	現工事	0	合算工事	0

非対象額計（－）	1,953,000	
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）
管理費区分２，７	0	（工場原価）
管理費区分５	1,953,000	（一般管理費等のみ対象額）
管理費区分９	0	（間接費非対象額）
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）
対象額　支　給　品（＋）	0	
無償貸付機械評価額（＋）	0	

共通仮設費対象額

単独（追加工事）	2,021,419	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額	2,017,636		0		0

共通仮設費（率分）

率（補正前）	23.85 %		0 %		
施工地域等補正	1.4	ICT施工補正	1		
率（補正後）	33.39 %				
計上額	674,000		0		0

比較結果	当該追加工事	A		
	0	0	調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	2,017,636	直接工事費	3,974,419		
非対象額計（－）	1,956,783				
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	1,953,000	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	0	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	3,783	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（Ｐｉ）					
単独（追加工事）	2,017,636	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	3.62　％		0　％		0　％
施工地域等補正	市街地				
率（補正後）	3.62　％				
計上額	73,000		0		0
比較結果	当該追加工事	Ａ		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	0				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		

共通仮設費計	747,000

共通仮設費

主たる工種

単独（追加工事）：道路維持工事　　合算工事：0

対象工事費	8,071,260	直接工事費	8,071,260	準備費	0	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	2,820	現工事	0	合算工事	0

非対象額計（－）	3,318,000	
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）
管理費区分２，７	0	（工場原価）
管理費区分５	3,318,000	（一般管理費等のみ対象額）
管理費区分９	0	（間接費非対象額）
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）
対象額　支　給　品（＋）	0	
無償貸付機械評価額（＋）	0	

共通仮設費対象額					
単独（追加工事）	4,753,260	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額	4,750,440		0		0

共通仮設費（率分）					
率（補正前）	17.61 %		0 %		
施工地域等補正	1.5	ICT施工補正	1		
率（補正後）	26.42 %				
計上額	1,255,000		0		0

比較結果	当該追加工事	A		
	0	0	調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	4,750,440	直接工事費	8,071,260		
非対象額計（－）	3,320,820				
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	3,318,000	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	0	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	2,820	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（Ｐｉ）					
単独（追加工事）	4,750,440	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	3.11　％		0　％		0　％
施工地域等補正	市街地				
率（補正後）	3.11　％				
計上額	147,000		0		0
比較結果	当該追加工事	Ａ		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	0				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		

共通仮設費計	1,402,000

共通仮設費

主たる工種

単独（追加工事）：道路維持工事　　合算工事：0

対象工事費	3,961,856	直接工事費	3,961,856	準備費	0	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	1,903	現工事	0	合算工事	0

非対象額計（－）	1,953,000	
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）
管理費区分２，７	0	（工場原価）
管理費区分５	1,953,000	（一般管理費等のみ対象額）
管理費区分９	0	（間接費非対象額）
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）
対象額　支　給　品（＋）	0	
無償貸付機械評価額（＋）	0	

共通仮設費対象額

単独（追加工事）	2,008,856	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額	2,006,953		0		0

共通仮設費（率分）

率（補正前）	23.9 %		0 %		
施工地域等補正	1.4	ICT施工補正	1		
率（補正後）	33.46 %				
計上額	672,000		0		0

比較結果	当該追加工事	A		
	0	0	調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	2,006,953	直接工事費	3,961,856		
非対象額計（－）	1,954,903				
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	1,953,000	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	0	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	1,903	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（Ｐｉ）					
単独（追加工事）	2,006,953	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	3.62　％		0　％		0　％
施工地域等補正	市街地				
率（補正後）	3.62　％				
計上額	72,000		0		0
比較結果	当該追加工事	Ａ		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	0				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		

共通仮設費計	744,000

共通仮設費

主たる工種

単独（追加工事）：道路維持工事　　合算工事：0

対象工事費	318,431	直接工事費	318,431	準備費	0	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0

非対象額計（－）	0	
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）
管理費区分２，７	0	（工場原価）
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）
管理費区分９	0	（間接費非対象額）
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）
対象額　支　給　品（＋）	0	
無償貸付機械評価額（＋）	0	

共通仮設費対象額

単独（追加工事）	318,431	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額	318,431		0		0

共通仮設費（率分）

率（補正前）	23.94 %		0 %		
施工地域等補正	1.5	ICT施工補正	1		
率（補正後）	35.91 %				
計上額	114,000		0		0

比較結果	当該追加工事	A		
	0	0	調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	318,431	直接工事費	318,431		
非対象額計（－）	0				
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	0	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	0	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（Ｐｉ）					
単独（追加工事）	318,431	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	5　％		0　％		0　％
施工地域等補正	市街地				
率（補正後）	5　％				
計上額	15,000		0		0
比較結果	当該追加工事	Ａ		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	0				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		

共通仮設費計	129,000

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	35,142,847	単独（追加工事）直接工事費	31,929,847	単独（追加工事）共通仮設費	3,213,000
非対象額計（－）	13,902,000				
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	13,902,000	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	0	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	21,240,847	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	21,210,190		0		0
現場管理費対象純工事費 （調整工事入力で使用）					
率（補正前）	41.36 %		0 %		0 %
施工地域等補正	1.2				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	49.63 %		0 %		
計上額	10,541,000		0		0
			2,823,678 （工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	17,610,881	単独（追加工事）直接工事費	15,603,881	単独（追加工事）共通仮設費	2,007,000
非対象額計（－）	6,678,000				
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	6,678,000	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	0	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	10,932,881	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	10,910,730		0		0
現場管理費対象純工事費　（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	45.99 %		0 %		0 %
施工地域等補正	1.2				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	55.19 %		0 %		
計上額	6,033,000		0		0
				（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	4,721,419	単独（追加工事）直接工事費	3,974,419	単独（追加工事）共通仮設費	747,000
非対象額計（－）	1,953,000				
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	1,953,000	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	0	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	2,768,419	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	2,764,636		0		0
現場管理費対象純工事費　（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	57.28 %		0 %		0 %
施工地域等補正	1.2				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	68.74 %		0 %		
計上額	1,903,000		0		0
				（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	9,473,260	単独（追加工事）直接工事費	8,071,260	単独（追加工事）共通仮設費	1,402,000
非対象額計（－）	3,318,000				
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	3,318,000	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	0	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	6,155,260	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	6,152,440		0		0
現場管理費対象純工事費　（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	50.41 %		0 %		0 %
施工地域等補正	1.2				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	60.49 %		0 %		
計上額	3,723,000		0		0
				（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	4,705,856	単独（追加工事）直接工事費	3,961,856	単独（追加工事）共通仮設費	744,000
非対象額計（－）	1,953,000				
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	1,953,000	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	0	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	2,752,856	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	2,750,953		0		0
現場管理費対象純工事費　（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	57.33 %		0 %		0 %
施工地域等補正	1.2				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	68.8 %		0 %		
計上額	1,893,000		0		0
				（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	447,431	単独（追加工事）直接工事費	318,431	単独（追加工事）共通仮設費	129,000
非対象額計（－）	0				
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	0	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	447,431	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	447,431		0		0
現場管理費対象純工事費　（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	60.33 %		0 %		0 %
施工地域等補正	1.2				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	72.4 %		0 %		
計上額	323,000		0		0
				（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	大宮国道事務所　交通対策課			工事番号	1111111111	第　0　回変更
発注年月	令和08年09月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	主工種	道路維持工事	

工事原価	45,683,847					
純工事費	35,142,847	現場管理費	10,541,000	工期延長等に伴う現場維持費		0
非対象額計（一）	0					
管理費区分９	0	（支給品を除く間接費非対象額）				
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）				
一般管理費等対象工事原価						
単独（追加工事）	45,683,847	現工事	0	合算工事		0
全処分費等を除く						
一般管理費等対象工事原価	45,653,190	現工事	0	合算工事		0
（調整工事入力で使用）						
前払金支出割合による補正係数	1	現工事				
財団法人等による補正係数	1					
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	45,683,847					
契約保証に係る補正値	0.04　%					
一般管理費率						
単独（追加工事）	20.11　%	現工事	0　%	合算工事		0　%
一般管理費	9,196,153					
業務委託料等	5,790,000					
調査基準価格	59,653,000					
調査基準価格の100/110	54,230,000	（ 82.39　%）				

業務委託料等（当初）

事務所名	大宮国道事務所　交通対策課			工事番号	1111111111	第　0　回変更
発注年月	令和08年09月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	主工種	道路維持工事	

業務委託料	5,790,000

工　事　数　量　総　括　表

工 事 名　　Ｒ８大宮国道管内標識設置他工事

国土交通省 関東地方整備局
大宮国道事務所　交通対策課

工事数量総括表

工事名	Ｒ８大宮国道管内標識設置他工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
道路維持 R16 川越地区		式		1		
舗装工		式		1		
舗装打換え工		式		1		
舗装版切断	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cm以下	m		25.3		
舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 舗装版厚 ４ｃｍ	m2		18		
下層路盤	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 310ｍｍ	m2		16.9		
表層	開粒度ｱｽｺﾝ t=40mm	m2		16.9		
標識工		式		1		
大型標識工		式		1		
標識基礎 上り線側	片持式の基礎 6.0m3以上	基		1		
標識基礎 下り線側	片持式の基礎 6.0m3以上	基		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８大宮国道管内標識設置他工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
片持標識柱 上り線側		基		1		
片持標識柱 下り線側		基		1		
標識板 上り線側	2.0m2以上	枚		1		
標識板 下り線側	2.0m2以上	枚		1		
構造物撤去工		式		1		
標識撤去工		式		1		
標識撤去 門型標識		基		1		
運搬処理工		式		1		
殻運搬 ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3		0.7		
殻運搬 ｺﾝｸﾘｰﾄ殻	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3		1.2		
殻処分 ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3		0.7		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８大宮国道管内標識設置他工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
殻処分 ｺﾝｸﾘｰﾄ殻	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3		1.2		
現場発生品運搬	既設標識柱　標識板	t		3.6		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員	交通誘導員Ａ	人日		7		
交通誘導警備員	交通誘導員Ｂ	人日		21		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
現場環境改善費（率計上）		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８大宮国道管内標識設置他工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
業務委託料		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８大宮国道管内標識設置他工事【浦和地区 戸田市】	（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
道路維持 R17 浦和地区(戸田市)		式		1		
舗装工		式		1		
舗装打換え工		式		1		
舗装版切断	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cm以下	m		6.3		
舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 舗装版厚 ４ｃｍ	m2		4.5		
下層路盤	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 310ｍｍ	m2		4.3		
表層	開粒度ｱｽｺﾝ t=40mm	m2		4.3		
防護柵工		式		1		
路側防護柵工		式		1		
ｶﾞｰﾄﾞﾊﾟｲﾌﾟ	Gp-Ap-2E 塗装品 20m未満 曲線部補正無	m		4		
標識工		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８大宮国道管内標識設置他工事【浦和地区 戸田市】　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
大型標識工		式		1		
標識基礎 R17 戸田市	片持式の基礎 4.0m3未満	基		1		
片持標識柱 R17 戸田市		基		1		
標識板 R17 戸田市	2.0m2以上	枚		1		
構造物撤去工		式		1		
防護柵撤去工		式		1		
防護柵撤去(ｶﾞｰﾄﾞﾊﾟｲﾌﾟ)		m		4		
標識撤去工		式		1		
標識撤去 R17 戸田市		基		1		
運搬処理工		式		1		
殻運搬 ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3		0.2		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８大宮国道管内標識設置他工事【浦和地区 戸田市】　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
殻運搬 ｺﾝｸﾘｰﾄ殻	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3		0.1		
殻処分 ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3		0.2		
殻処分 ｺﾝｸﾘｰﾄ殻	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3		0.1		
現場発生品運搬	既設標識柱　標識板	t		1		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員	交通誘導員Ａ	人日		3		
交通誘導警備員	交通誘導員Ｂ	人日		9		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８大宮国道管内標識設置他工事【浦和地区 戸田市】　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
現場環境改善費（率計上）		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８大宮国道管内標識設置他工事【浦和地区 草加市】	（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
道路維持 R4 浦和地区(草加市)		式		1		
舗装工		式		1		
舗装打換え工		式		1		
舗装版切断	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cm以下	m		13		
舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 舗装版厚 ４ｃｍ	m2		9.7		
下層路盤	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 310ｍｍ	m2		9.6		
表層	開粒度ｱｽｺﾝ t=40mm	m2		9.6		
防護柵工		式		1		
路側防護柵工		式		1		
ｶﾞｰﾄﾞﾊﾟｲﾌﾟ	Gp-Ap-2E 塗装品 20m未満 曲線部補正無	m		10		
標識工		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８大宮国道管内標識設置他工事【浦和地区 草加市】	（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
大型標識工		式		1		
標識基礎 R4 草加市	片持式の基礎 6.0m3以上	基		1		
片持標識柱 R4 草加市		基		1		
標識板 R4 草加市	2.0m2以上	枚		1		
構造物撤去工		式		1		
防護柵撤去工		式		1		
防護柵撤去(ｶﾞｰﾄﾞﾊﾟｲﾌﾟ)		m		10		
標識撤去工		式		1		
標識撤去 R4 草加市		基		1		
運搬処理工		式		1		
殻運搬 ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3		0.3		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８大宮国道管内標識設置他工事【浦和地区 草加市】	（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
殻運搬 ｺﾝｸﾘｰﾄ殻	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3		0.1		
殻処分 ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3		0.2		
殻処分 ｺﾝｸﾘｰﾄ殻	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3		0.1		
現場発生品運搬	既設標識柱　標識板	t		1.2		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員	交通誘導員Ａ	人日		7		
交通誘導警備員	交通誘導員Ｂ	人日		21		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８大宮国道管内標識設置他工事【浦和地区 草加市】　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
現場環境改善費（率計上）		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８大宮国道管内標識設置他工事【浦和地区 春日部市】	（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
道路維持 R4浦和地区(春日部市)		式		1		
舗装工		式		1		
舗装打換え工		式		1		
舗装版切断	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cm以下	m		5.7		
舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 舗装版厚 ４ｃｍ	m2		17.8		
下層路盤	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 310ｍｍ	m2		3.4		
表層	開粒度ｱｽｺﾝ t=40mm	m2		3.4		
防護柵工		式		1		
路側防護柵工		式		1		
ｶﾞｰﾄﾞﾊﾟｲﾌﾟ	Gp-Ap-2E 塗装品 20m未満 曲線部補正無	m		2		
標識工		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８大宮国道管内標識設置他工事【浦和地区 春日部市】	（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
大型標識工		式		1		
標識基礎 R4 春日部市	片持式の基礎 4.0m3未満	基		1		
片持標識柱 R4 春日部市		基		1		
標識板 R4 春日部市	2.0m2以上	枚		1		
構造物撤去工		式		1		
防護柵撤去工		式		1		
防護柵撤去(ｶﾞｰﾄﾞﾊﾟｲﾌﾟ)		m		2		
標識撤去工		式		1		
標識撤去 R4 春日部市		基		1		
運搬処理工		式		1		
殻運搬 ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3		0.1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８大宮国道管内標識設置他工事【浦和地区 春日部市】　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
殻運搬 ｺﾝｸﾘｰﾄ殻	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3		0.1		
殻処分 ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3		0.2		
殻処分 ｺﾝｸﾘｰﾄ殻	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3		0.1		
現場発生品運搬	既設標識柱　標識板	t		1.1		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員	交通誘導員Ａ	人日		3		
交通誘導警備員	交通誘導員Ｂ	人日		9		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８大宮国道管内標識設置他工事【浦和地区 春日部市】　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
現場環境改善費（率計上）		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８大宮国道管内標識設置他工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
道路維持 R17浦和(さいたま市)		式		1		
標識工		式		1		
小型標識工		式		1		
標識板	2.0m2未満	枚		2		
構造物撤去工		式		1		
標識撤去工		式		1		
標識撤去		枚		2		
運搬処理工		式		1		
現場発生品運搬	標識板	t		0.007		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８大宮国道管内標識設置他工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
交通誘導警備員		人日		1		
交通誘導警備員		人日		3		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
現場環境改善費（率計上）		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		

Ｒ８大宮国道管内標識設置他工事

特記仕様書

令和８年７月

関 東 地 方 整 備 局
大 宮 国 道 事 務 所

第１章　総　則

第１条　適用

１.この特記仕様書は､関東地方整備局　土木工事共通仕様書(令和８年度版)(以下｢共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。

２．この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。

３．この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。

URL　https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html

４．本工事における「条件明示」については、別紙－１「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第２条　主任技術者等

１．本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第３条　主任技術者等の専任期間

１．契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

２．契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

３．工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

４．主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第４条　専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

１．本工事において、建設業法第２６条第３項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者（以下、「専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（８）の要件を全て満たさなければならない。なお、詳細な運用は「監理技術者制度運用マニュアル」による。）

（１）各工事の請負金額が１億円未満（建築一式工事の場合は２億円未満）であること。

（２）工事現場間の距離は、１日で巡回可能かつ移動時間が概ね２時間以内である

こと。

（３）下請次数は３次までであること。

（４）現場に連絡員（※）を配置していること。

※連絡員とは、監理技術者又は主任技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者をいう。

※土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を１年以上有する者であること。

（５）施工体制を確認出来る情報通信技術の措置を講じていること。

（６）人員の配置を示す計画書の作成及び現場に備え置いていること。

（７）現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること。

（８）監理技術者又は主任技術者が兼務できる工事数は２件までであること。なお、専任特例２号の場合の監理技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。

（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

２．現場の安全管理体制について、平成７年４月２１日付基発第２６７号の２「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。

３．本工事の監理技術者又は主任技術者が専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者として配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

１）専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（ＣＯＲＩＮＳの写し）

４．本工事の監理技術者又は主任技術者が専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者として兼務する事となった場合、第１項（３）～（６）について施工計画書、施工体系図等へ記載し、提出すること。

５．本工事において、専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（ＣＯＲＩＮＳ）への登録・修正を適切に行うこと。

第５条　専任特例２号の場合の監理技術者の配置

１．本工事において、建設業法第２６条第３項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例２号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（８）の要件を全て満たさなければならない。

（１）建設業法第２６条第３項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

（２）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第２７条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例２号の場合の監

理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

（３）監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（４）同一の専任特例２号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に２件までとする。なお、専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。

（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

（５）専任特例２号の場合の監理技術者が兼務できる工事は埼玉県内の工事でなければならない。

（６）専任特例２号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

（７）専任特例２号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

（８）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

２．現場の安全管理体制について、平成７年４月２１日付基発第２６７号の２「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。

３．本工事の監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

１）監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）

２）監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書､所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料(いずれも写し可)）

３）専任特例２号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（ＣＯＲＩＮＳの写し）

４．本工事の監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第１項（５）～（８）について施工計画書へ記載し、提出すること。

５．本工事において、専任特例２号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（ＣＯＲＩＮＳ）への登録・修正を適切に行うこと。

第６条　コリンズ（CORINS）への登録

１．工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ(CORINS)への登録」によるものとする。

２．受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不正実な行為(一

括下請負等)が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。

３．技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第７条　コリンズ（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

埼玉県川越市小仙波地先

緯度　35° 55’ 7.78”　経度 139° 30’ 8.5”

また、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例）※１

本工事は、一般国道〇号〇〇道路における、舗装・標識工事である。

主な工種は舗装工・標識工であり、それぞれ〇〇m2、〇基を予定している。

※１ 記載例は、入札公告１．工事の概要（３）工事内容、（４）工事概算数量に記載する文章と同じでよい。

第８条　コリンズ（CORINS）への設計業務名及びテクリス番号の入力

土木工事共通仕様書(令和 6 年 3 月版)1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については以下のとおりとする

コリンズへ登録する業務名およびテクリス番号

業　務　名	テクリス登録番号
Ｒ７大宮国道管内構造物点検・補修等設計業務	4059132731

第９条　施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。



注意１）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意２）所属会社の写真とする。

第１０条　調査・試験に対する協力

１.予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制の強化」の追加として下記の調査に協力しなければならない。

（１）受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。

（２）受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。

（３）工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は大宮国道事務所のホームページにより公表する。

（４）低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には､工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了した後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。

資料名	内　　訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－１	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－２	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－３	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－４	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

第１１条　不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

第１２条　工事書類の作成

１．工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和８年３月）」に基づき実施するものとする。

２．工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和８年３月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。

３．「工事関係書類一覧表」（別紙様式－１５）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。

４．電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第１３条　設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（統合版）:令和７年３月」によるものとする。

第１４条　情報共有システムの活用

１．本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」（令和７年３月版）に基づき実施すること。

２．受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。

・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）令和７年３月版　国土交通省（国土技術政策総合研究所）

３．監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーＩＤ数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定する。

４．受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。

①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨

②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受

注者に連絡を行い適正な処置を行う旨

③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨

５．受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第１５条　設計・施工技術連絡会議（三者会議）の設置

本工事は、「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（ 以下、「三者会議」という。）の対象工事では無いが、受注者から「三者会議」の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合を除き、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三者会議」を開催するものとする。

受注者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」） 運用方針」（http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html）によるものとする。

第１６条　設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリテ ィカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針 」（http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html）によるものとする。

第１７条　工事環境の改善

本工事の実施にあたっては､工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第１８条　ワンデーレスポンス

1. このエ事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通

知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和５年１２月）に基づき、取り組むものとする。

5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第１９条　契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

①本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。

②受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第２０条　設計変更等

設計変更等については、契約書第１８条から第２５条及び共通仕様書共通編１－１－１－１７から１－１－１－１９に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によることとする。

第２１条　スライド条項

工事請負契約書第２６条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第２２条　諸経費動向調査

本工事は、「間接工事費等諸経費動向調査」の対象工事であり、別途監督職員より通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行う。

調査票は、工事終了後速やかに監督職員に提出するものとする。又、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。

第２３条　工事現場発生品

１．　現場発生品は下表のとおりとする。

品　　目	単位	数量	引渡場所	運搬距離	摘　要
標識板	枚	2	埼玉県入間市扇町屋地先	L= 17.9km	R16 川越市小仙波地先
門型標識柱	基	1	（入間資材基地）		
標識板	枚	1	埼玉県戸田市	L= 1.4km	R17 戸田市本町一丁目地先
Ｆ型標識柱	基	1	川岸一丁目地先		
地点名標識	枚	2	（曲尺手資材置場）	L= 13.2km	R17 さいたま市中央区下落合地先
標識板	枚	1	埼玉県越谷市大里 713 地先	L= 14.6km	R4 草加市谷塚仲町地先
Ｆ型標識柱	基	1	（下間久里資材置場）		
標識板	枚	1		L= 7.5km	R4 春日部市八丁目地先
Ｆ型標識柱	基	1			

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２４条　公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）

１．受注者は、下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資　材　名	規　　格	備　　考
再生加熱ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物	As 量 5.0%再生細粒度	歩道舗装、表層
再生ｸﾗｯｼｬｰﾗﾝ	RC-40	路盤材、基礎材

なお、使用に際し「舗装再生便覧」等を遵守するものとする。

２．本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成 12 年法律第 104 号最終改正令和 4 年 6 月 17 日法律 68 号)。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「８解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難い場合は監督職員と協議するものとする。

(1) 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 （Co,As 切断・取壊し）	その他の工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

(2) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地	備　考
Co 殻(無筋)	日本道路㈱埼玉ｱｽﾌｧﾙﾄ合材ｾﾝﾀｰ	埼玉県所沢市南永井 832-1	R16 川越市小仙波地先
	三井住建道路㈱朝霞共同ｱｽｺﾝ	埼玉県朝霞市上内間木 549-2	R17 戸田市本町一丁目地先
	東京舗装工業㈱吉川ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ	埼玉県吉川市中井字小松川 24	R4 草加市谷塚仲町地先
	鹿島道路㈱ 栗橋合材製造所	埼玉県久喜市高柳 2600-1	R4 春日部市八丁目地先
As 殻	関東建設㈱川越ｱｽｺﾝ工場	埼玉県川越市上寺山 176-1	R16 川越市小仙波地先
	戸田アスコン㈱	埼玉県戸田市川岸 1-1-20	R17 戸田市本町一丁目地先
	大林道路㈱ 越谷ｱｽﾌｧﾙﾄ混合所	埼玉県越谷市七左町 5-68	R4 草加市谷塚仲町地先

	越谷アスコン㈱	埼玉県越谷市増林字堰場 3939	R4 春日部市八丁目地先

上記（２）については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議の上、契約変更の対象とすることができる。

(3)受入時間

日本道路㈱埼玉ｱｽﾌｧﾙﾄ合材ｾﾝﾀｰ：時間外 17:00～ 8:00
三井住建道路㈱朝霞共同ｱｽｺﾝ　：時間外 6:00～ 8:00・17:00～5:00
東京舗装工業㈱吉川ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ　：時間外 20:00～5:00
鹿島道路㈱ 栗橋合材製造所　：時間外 20:00～8:00
関東建設㈱川越ｱｽｺﾝ工場　：時間外 21:00～4:00
戸田アスコン㈱　：時間外 17:00～8:00
大林道路㈱ 越谷ｱｽﾌｧﾙﾄ混合所　：時間外 20:00～5:00
越谷アスコン㈱　：時間外 20:00～4:00

３．受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成 14 年 5 月)」に定めた様式 1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式 2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

４．工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２５条　建設リサイクル法第 11 条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）第 11 条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第 10 条第 1 項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第２６条　コンクリート副産物から再生された資源について

１．コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。

２．受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。

３．受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備

および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

４．受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A 5022（再生骨材Ｍを用いたコンクリート）、JIS A 5023（再生骨材Ｌを用いたコンクリート）により実施しなければならない。また、再生骨材Ｍを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365（プレストキャストコンクリート製品ー検査方法通則）により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。

５．再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第１編３－３－３　配合」に従うものとする。

第２７条　再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

第２８条　建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「第２７条再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

第２９条　建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

第３０条　施工管理

１．本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和８年度版)によるものとする。なお、この管理基準により難い場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

２．本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和８年度版)によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

第３１条　デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事では、以下の１．から４．の全てを実施することとする。

１．対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和 7 年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア，（一社）施工管理ソフトウェア産業協会，<https://www.jcomsia.org/kokuban>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

２．デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、同条１．の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

３．小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは､写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準(以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

４．　小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品受注者は、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は URL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い､その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。

なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

<https://www.jcomsia.org/kokuban>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではないなお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第３２条　現場環境改善（快適トイレの設置）

１．内 容

受注者は、現場に以下の（１）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

（１）洋式（洋風）便器

（２）水洗及び簡易水洗機能

（し尿処理装置付き含む）

（３）臭い逆流防止機能

（４）容易に開かない施錠機能

（５）照明設備

（６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を５kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

（７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

（８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

（９）サニタリーボックス

（女性用トイレに必ず設置）

（10）鏡と手洗器

（11）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

（12）室内寸法 900㎜×900㎜ 以上（面積ではない）

（13）擬音装置（機能を含む）

（14）着替え台

（15）臭気対策機能の多重化

（16）室内温度の調整が可能な設備

（17）小物置き場

（トイレットペーパー予備置き場等）

２．快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記１の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～11）の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各１基ずつ２基／工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、２基／工事（施工箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

３．快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記２．の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

４．その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第３３条　工事中の安全確保

１．工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和８年度における重点的安全対策項目は以下の７項目である。

Ⅰ．架空線等上空施設の損傷事故防止

Ⅱ．建設機械等の稼働に関連した人身事故防止

Ⅲ．資機材等の下敷きによる人身事故防止

Ⅳ．足場・法面等からの墜落事故防止

Ⅴ．地下埋設物の損傷事故防止

Ⅵ．第三者の負傷・第三者車両等に対する損害

Ⅶ．事故防止

２．受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

①労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
②労働安全衛生法第 60 条の 2 に基づく車両系建設機械運転従事者､移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

３．工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要及び工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について、「道路工事保安施設設置基準（令和６年２月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

４．工事中看板､工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

５．工事期間中は、夜間における安全確保のため保安要員を巡回させ、道路灯、バリケード等保安施設の保安点検を行うものとする。

６．工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

工　種	作業区分	交 通 誘 導 警 備 員	備 考
全ての工種	夜間作業	80 人（うち有資格者 20 人）	交代要員なし

７．標識点検に関する交通誘導警備員並びに交代要員、標識点検以外の全ての工種の交代要員については当初見込んでいないが、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員が必要になった場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第３４条　試掘及び埋設物の防護

標識工の施工にあたり、地下埋設物に影響を与える箇所について埋設物の管理者等と協議し、必要と判断された場合は、試掘の実施について監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、現場条件等により埋設物の防護が必要な場合には、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第３５条　熱中症対策に資する現場管理費の補正

１．本工事は、夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

２．真夏日の考え方は下記のとおりである。

（１）真夏日の定義

日最高気温が３０度（℃）以上の日を指す。ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が３０度（℃）以上の場合とする。

（２）試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高２５度（℃）以上の場合。施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が２５度（℃）以上となる日を、真夏日とみなす。

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が３０度（℃）以上の場合。施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が３０度（℃）以上の日を、真夏日とする。

③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が３０度（℃）以上の場合。施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が３０度（℃）以上、又は WBGT が２５度（℃）以上の場合、真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としては計上しない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

（３）工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

（４）基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

（５）真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率 ＝ 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

（６）現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正値（%） ＝ 真夏日率 × 補正係数※

※ 真夏日補正係数：１．２

第３６条　安全管理推進技術査等認定

１．概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

２．認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

・直轄工事にて、認定技術者として過去５回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

３．認定技術者の認証

・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。

・紛失等による認定書の再発行は行わない。

・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

４．認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

５．不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第３７条　交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第 23 条に規定する都・県公安委員会の行う 1 級又は 2 級検定に合格した者）1 名以上を充て、他は経験 1 年以上の者を配置すること。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第３８条　路上工事の縮減等

受注者は、路上工事による交通への影響の緩和を図るため、施工方法・規制時間帯・施工日数の短縮等の検討を行い、監督職員に提出するとともに工事完了時に実施結果を提出するものとし、路上工事の縮減等に努めるものとする。

第３９条　交通規制日数の報告

現道上での(改築・維持修繕)工事等により交通規制を実施した場合には、月毎に実交通規制日数を監督職員へ提出するものとする。

第４０条　環境対策

受注者は、工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等)のため、下記によらなければならない。

１．工種

構造物撤去工

２．施工方法及び建設機械・設備

油圧ジャッキ式破砕機（低騒音・低振動認定機械、騒音防止を施した機械）を使用しての取り壊し作業。

３．施工にあたり現地状況を十分把握し、安全性、経済性等の検討を行い、施工方法に変更が生じた場合、又は上記により難い場合は、監督職員と協議しなければならない。

４．舗装版切断作業においては、騒音防止を施した機械を用い、取り壊し作業にあたっては、破砕機(油圧ジャッキ式)を使用するものとする。

なお、これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。また、取り壊し材の二次破砕作業を現場内で行ってはならない。

第４１条　環境対策（特定調達品目）

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目(以下、「特定調達品目」という)の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後（工期が令和 7 年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日までに）に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第４２条　環境対策（建設機械の使用）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和 62 年 3 月 30 日建設省経機第 58 号)に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第４３条　ディーゼル車排出ガス規制に適合した車輌の使用

１．受注者は、本工事現場で使用し又は使用される関係車輌（以下、本工事関係車輌という。）が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県のディーゼル車排出ガス規制条例（以下、関係法令等という。）の適用を受ける場合は、これに適合した車輌を使用しなければならない。

２．受注者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車輌の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車輌の使用」について、関係法令等の遵守を施工計画書に記載しなければならない。
３．受注者は、本工事関係車輌にディーゼル車を使用する場合には、車検証等のコピーを保管し、本工事関係車輌を把握しなければならない。
４．受注者は、取締りにより本工事関係車輌に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。
５．受注者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

第４４条　舗装版切断時に発生する濁水の適正な処理

舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものする。回収された排水については、地方公共団体の取扱規則等に基づき適正に処理しなければならない。

なお、舗装版切断時に発生する濁水の運搬・処理費用については当初見込んでいないが、建設資材廃棄物に該当するため、適正な処理方法について選定し監督職員と協議すること。

なお、濁水の運搬・処理費用等、必要と認められる経費についても契約変更の対象とする。

「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

第４５条　交通安全管理・工事現場管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。
１．積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
２．さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
３．過積載車輌、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
４．取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
５．建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
６．以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第４６条　特殊車両通行許可関係図書の確認及び提出

共通仕様書１－１－１－３７交通安全管理第１４項における道路法第４７条の２

に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

①当該車両に関する特殊車両通行許可証

②現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証のと照合可能な写真を撮影しておくこと）

③車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書１－１－１－４０官公庁等への手続等第３項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

第４７条　工事現場の現場環境改善

１．現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。

(1)仮設備関係として環境の負荷の低減を実施するものとする。

(2)営繕関係として、現場事務所（若しくは休憩所）の快適化を実施するものとする。

(3)安全関係として、工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）、盗難防止対策（警報器等）を実施するものとする。

(4)地域とのコミュニケーションとして、工事行程表、地域貢献等を実施するものとする。

２．現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。

３．主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の 100%を上限として設計変更の対象とする。

第４８条　工期

１．工期は、雨天、休日等を見込み、工事の始期から令和９年３月３１日までとする。

なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。また、工期には次表のその他主要日数を含んでいる。

内　容	日　数	適　用
① 余裕期間	24 日間	任意で設定可能
② 準備期間	50 日間	道路工事等協議期間を含む
③ 後片付け期間	20 日間	
④ 雨休率	0.79	実働工期日数に休日と悪天候により作業が出来ない日数を見込むための係数実働日数×係数

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。（当該工事の作業不能日ではない。）

イ）１日の降雨・降雪量が１０㎜/日以上の日：25 日間

ロ）８時から１７時までの WBGT 値が３１以上の時間を足し合わせた日数：12 日間
（少数第１位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）
過去５か年（2021 年～2025 年）の気象庁（さいたま観測所）及環境省（さいたま地点）のデータより年間の平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日）

２．本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式－１６により、工事の始期及び終期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和９年３月３１日まで

※契約締結後において、工期の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、条件の変更がない場合において、契約時に設定した工期の変更は行わない。

第４９条　工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
② 著しい悪天候や気象状況により「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第５０条　工事工程表の開示試行工事

１．本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計変更審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。

２．工事契約後、設計変更審査会等において、「第４９条 工事工程クリティカルパス

の共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。

３．設計変更審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙－２）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。

４．本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第５１条　悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する施行

１．受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近５カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、さいたま観測所（気象庁のデータ）における１日の降雨・降雪強度が 10㎜ 以上/日の日を想定している。

２．アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第５２条　施工時期及び施工時間の変更

１．本工事の作業区分は下記によるものとする。

作業区分	施　工　区　分	作　業　時　間　帯
昼間施工	標識点検の内業	8 時 00 分～17 時 00 分
夜間施工	上記以外全ての工種	21 時 00 分～6 時 00 分

ただし、道路協議等により上記区分に変更を要する場合、監督職員と協議するものとする。

第５３条　新技術の活用

１．本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

２．新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

①技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術

②公共工事等において実用段階に達している技術

③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術

④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

３．対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術
URL　http://www.netis.mlit.go.jp

2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

４．本工事は、「新技術の定義」に示す新技術のうち原則１技術以上を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。

５．本工事において「新技術の定義」に示す①～④の技術が選定されていない場合、受注者は、施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。また、活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。

６．当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない

７．受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。

８．試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。

９．受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－ＶＥ」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。

１０．受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第５４条　建設現場の遠隔臨場に関する試行工事

１．建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要

領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL　https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf

２．遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

３．実施内容

(1) 段階確認・材料確認、立会での確認

①受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

①確認実施者が現場技術員の場合､現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

(2) 動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

(3) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams､zoom 等）」等、何れのシステムを利用してよい。

(4) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-１９を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむ

を得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

（7）不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準　令和5年3月3日(国不建第578号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

【通信環境が不良と想定される場合】

遠隔臨場の実施にあたり、現場の通信環境が不良と確認された場合は、対応策を検討の上、監督職員と協議を行うものとする。

第５５条　建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

１．建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

２．遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例　○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

３．遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

４．実施内容

（1）技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

（2）機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

（3）遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

（4）効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（5）費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

（6）不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 3 年 9 月 30 日（国不建第 273 号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第５６条　生産性向上チャレンジ工事

１．試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

２．試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第５３条新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

３．工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

４．本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第５７条　出来高部分払方式

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」［国土交通省 HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html　参照］に基づき行うものとする。

第５８条　施工箇所が点在する工事の積算方法の試行工事

１．本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、『川越市小仙波地先（施工箇所　国道 16 号 78.780kp）、戸田市本町一丁目地先（施工箇所　国道 17 号 17.700kp）、草加市谷塚仲町地先（施工箇所 国道 4 号 15.930kp）、春日部市八丁目地先（施工個所　国道 4 号 36.020kp）、さいたま市中央区下落合地先（施工箇所　国道 17 号 27.700Kp』ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法の試行工事」である。

２．本工事における共通仮設費の金額は、対象地区毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、対象地区毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。

なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（大都市、施工地域等）については、対象地区毎に設定する。

一般管理費については、対象地区毎ではなく、通常の積算方法により算出する。

第５９条　１日未満で完了する作業の積算

（１）「１日未満で完了する作業の積算」（以下，「１日未満積算基準」と言う。）は，変更積算のみに適用する。

（２）受注者は，施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に，１日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。

（３）同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せで１日作業となる場合には，１日未満積算基準は適用しない。

（４）受注者は，協議に当って，１日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報，実際の費用がわかる資料等）を監督職員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書，契約書，請求書等）により，施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には，１日未満積算基準は適用しない。

（５）通年維持工事，災害復旧工事等で人工精算する場合，「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等，１日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には，１日未満積算基準を適用しない。

（６）１日未満積算基準「３．判定方法　（３）判定に使用する作業量の考え方」により，別箇所として扱う箇所は，第５９条第１項の箇所とする。

第６０条　総価契約単価合意方式について

１．本工事は、工事請負契約における受発注者間の双務性の向上の観点から、請負代金額の変更があった場合の金額の算定や部分払金額の算定を行うための単価等を前もって協議して合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化を図ることを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。（共通仕様書　第３編　３－１－１－１の適用）

２．共通仕様書　第３編　３－１－１－１第２項、第６項及び第７項に係る規定は適用しないものとする。

受注者は、契約書第３条第１項に基づく請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を発注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。

３．発注者・受注者間で締結した単価合意書は、公表するものとする。

第６１条　現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

第６２条　施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ＡＳＰ）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第６３条　施工体制の点検

１．受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年法律第 127 号　最終改正令和 6 年 12 月 13 日）第 15 条 3 により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

２．施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。

３．施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

４．当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

５．施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。

６．施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により「閲覧」し、点検する。

７．施工体制調査員は、第１回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映

像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第６４条　工事完成図書の納品

１．本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品としてで納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和５年３月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。

要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（令和６年３月）」を参考とするものとする。

２．本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

３．成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第６５条　ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第２章　個人情報の取り扱いについて

第６６条　基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年５月 30 日法律第 57 号）第 66 条第２項第１号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全な管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第６７条　秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第６８条　取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第６９条　利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第７０条　複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第７１条　再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第２項第４号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

第７２条　事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第７３条　資料等の返却等

１　受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発

注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－３）を発注者に提出しなければならない。

２　前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

第７４条　管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第７５条　管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第７６条　従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第３章　契約後ＶＥ方式

第７７条　定義

「ＶＥ提案」とは、契約書第 19 条の２の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

第７８条　意義及び範囲

１．受注者がＶＥ提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

２．以下の提案は、ＶＥ提案の範囲に含まないものとする。

(1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

(2) 契約書第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案

(3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

第７９条　提案書の提出

１．受注者は、前項のＶＥ提案を行う場合は、次に掲げる事項をＶＥ提案書(別紙様式－１～４）に記載し、発注者に提出しなければならない。

(1) 設計図書に定める内容とＶＥ提案の内容の対比及び提案理由

(2) ＶＥ提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)

(3) ＶＥ提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

(4) 発注者が別途発注する関連工事との関係

(5) 工業所有権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合その取扱いに関する事項

(6) その他ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項

２．発注者は、提出されたＶＥ提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

３．受注者は、前項のＶＥ提案を契約の締結日より、当該ＶＥ提案に係る部分の施工に着手する３５日前までに、発注者に提出できるものとする。

４．ＶＥ提案の提出費用は、受注者の負担とする。

第８０条　提案の審査

提出されたＶＥ提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、ＶＥ提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

第８１条　提案の採否等

ＶＥ提案の採否について、原則として、ＶＥ提案の受領後 14 日以内に書面（別紙様式－５）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、ＶＥ提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

第８２条　設計変更等

１．ＶＥ提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。

２．前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。

３．前項の変更を行う場合においては、ＶＥ提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額(以下「ＶＥ管理費」という。)を削減しないものとする。

４．ＶＥ提案を採用した後、契約書第 18 条の条件変更が生じた場合、発注者がＶＥ提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、ＶＥ管理費については、原則として変更しないものとする。

第８３条　提案の活用と保護

評定の結果、当該ＶＥ提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

第８４条　責任の所在

発注者がＶＥ提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、ＶＥ提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第４章　土　工

第８５条　床掘

床掘して発生した土砂（流用土）は埋戻しに流用するものとする。

第８６条　埋戻し

埋戻しは、流用土及び購入土で埋戻すものとし、埋戻しは十分に転圧、締固めを行い、陥没、不等沈下等が、生じないように施工するものとする。

なお、流用土、または購入土での埋戻しが適切でないと判断された場合には、監督職員と協議するものとする。

第５章　無筋・鉄筋コンクリート

第８７条　レディミクストコンクリート

１．コンクリートは、レディミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

用途	粗骨材の最大寸法 (mm)	スランプ (cm)	水ｾﾒﾝﾄ比 (%)	呼び強度 (N/m㎡)	ｾﾒﾝﾄの種類
均しｺﾝｸﾘｰﾄ 根巻ｺﾝｸﾘｰﾄ	25	12	指定無し	18	高炉ｾﾒﾝﾄ
標識基礎ｺﾝｸﾘｰﾄ	25	12	指定無し	24	

ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

２．コンクリートの耐久性向上の対策は「コンクリートの耐久性向上」仕様書（土木編）（平成 14 年 8 月一部改正）により行うものとする。

第８８条　配合

水セメント比については、示方配合表により監督職員の確認を得なければならない。

なお、水セメント比を減じることにより施工が著しく低下する場合は、必要に応

じて、高性能減水剤の使用等を検討しなければならない。また、下記構造物については適用除外とする。

・仮設構造物（建設後数年の内に撤去するもの）
・最大高さ１ｍ未満の擁壁・水路・側溝及び外渠等の構造物
・管（函）渠等（φ600 未満、600mm×600mm 未満）の構造物
・道路照明、標識、防護柵等の構造物
・耐久性を期待しない構造物
・河川における護岸構造物（特殊堤及び船着場等は除く）

第８９条　モルタル

モルタルに使用するセメントの種類は、普通ポルトランドセメントでセメント量は 530kg/m3 以上（または混合比１：３）とする。

第６章　材　料

第９０条　構造物の基礎にはＲＣ－４０を使用するものとする。

第９１条　一般瀝青材料

ストレートアスファルトの針入度は下表のとおりとする。

用　途	針入度	摘　要
表　層　・　基　層	４０～６０	
上層路盤・歩道舗装	６０～８０	

第９２条　道路標識

標識に用いる反射シート及び書体は以下のとおりとする。なお、図案は監督職員の承諾を得て作成するものとする。

書　体	漢字・仮名（白表示）	ナール D
	〃　（青・黒文字表示）	ナール DB
	ローマ字・数字	ヘルベチカデミボールド
反射板シート		広角プリズムレンズ型

第９３条　標識板

１．標識板に使用する材料は、耐食アルミニウム合金とし、ＪＩＳＨ＝４００（形材）に適合したものを使用する。

２．取付金具に使用する鋼材は一般材料とし、自然風圧に十分耐えられるものでなければならない。

３．裏面塗装をおこなうものとする。なお、塗装色については監督職員と協議するものとする。

４．標識板の材質及びレイアウト内容については、工事発注後、監督職員と十分協議し製作前の最終案については監督職員に承諾を得るものとする。また協議の結果、標板の寸法、材質等に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

第７章　一般施工

第９４条　歩道舗装

１．本工事の施工にあたっては、低騒音、低振動型の建設機械を使用するものとする。

２．工事を行う際は舗装切断を行うなど適切な措置を行うものとする。

３．施工にあたり、横断方向の勾配は２％を標準とする。縦断方向の勾配は５％以下とするが､沿道の状況等によりやむを得ない場合には８％以下とすることができる。また、交通の支障とならないようにするものとする。なお、縦断勾配を設ける箇所には、横断勾配は設けないものとする。段差箇所付近には「段差あり」の標識を設置しなければならない。

４．工事着手前に工事区域内及びその周辺について状況調査を実施し、現状を十分把握しておくこと

５．本工事区画内の境界杭・境界鋲について調査を行い、破損等がある場合には監督職員と協議するものとする。

６．歩道の施工に際しては、車椅子等の通行を考慮し、極力勾配を少なくするよう段差・切下げ等について配慮すること。（別添－３）

なお、詳細については監督職員と協議するものとする。

７．横断勾配箇所は、車椅子等の通行を考慮し、横断勾配の低減を行い配慮すること。

８．横断歩道等に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は２センチメートルを標準とするものとする。

詳細については監督職員と協議するものとする。

第８章　舗　装

第９５条　材料

１．粒状路盤材クラッシャーランは、ＲＣ－４０とする。

2. 加熱アスファルト混合物の示方アスファルト量及び骨材の最大粒径は、下表のとおりとする。

呼び名	混合物の種類	最大粒(㎜)	ｱｽﾌｧﾙﾄ量(％)	摘　要
Ａ９	開粒度アスコン	１３	４．５	基層

第９６条　加熱アスファルト混合物

受注者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物(以下「混合物」という。)で､アスファルト混合物事前審査の認定を受けた混合所の混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書」及び「アスファルト混合物事前審査における品質管理基準」によるものとする。

第９章　業務委託

第９７条　標識点検

１．案内標識（Ｆ型標識柱）の点検をおこなうものとする。点検は「附属物（標識、照明施設等）点検要領（令和 6 年 9 月(令和 7 年 3 月 14 日更新)）」に従い点検を実施するものとし、対象箇所については、別紙―４のとおりとする。

２．路面境界部の掘削・復旧、板厚調査、き裂調査は当初見込んでいないが、設計変更の対象とする。

なお、詳細については工事発注後、監督職員の指示によるものとする。

名　　称	数　　量	備　　考
Ｆ型標識（詳細点検）	２８基	（夜間）※

※現地での作業のみ夜間とし、資料とりまとめその他作業は昼間とする、上記により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

３．使用機械

点検に使用する機械は、以下を見込んでいる。これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

・高所作業車：トラック架装・伸縮ブーム・バスケット型・積載荷重２００kg・作業床高１２ｍ

第１０章　その他

第９８条　震災対策

１．地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。

２．地震予知情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置を講ずるものとする。

第９９条　道路施設基本ﾃﾞｰﾀの作成

本工事完成時には、次に示す『道路施設基本データ』を作成し、監督職員に提出するものとする。ただし、本工事に該当しない施設の基本データは作成しないものとする。なお、完成後でも、発注者は受注者に対して、『道路施設基本データ』の内容について、説明を求めることがある。

１．道路施設基本データの種類

区分	施設番号	施設名	区分	施設番号	施設名
道路構造	C020	縦断勾配	付属物および付属施設	E060	道路情報板
	C030	平面線形		E070	交通遮断機
	C050	舗装		E080	Ｉ．Ｔ．Ｖ
	C060	道路交差点		E090	車両感知器
	C070	鉄道交差点		E100	車両諸元計測施設
	C080	歩道及び自転車歩行車道		E110	気象観測施設
	C090	独立専用自歩道		E120	災害予知装置
	C100	中央帯		E130	自動車駐車場等
	C110	環境施設帯		E140	自転車駐車場
構造物	D010	橋梁		E150	雪崩防止施設
	D020	橋側歩道橋		E160	落石防止施設
	D030	横断歩道橋		E170	消雪パイプ
	D040	トンネル		E180	ロードヒーティング
	D050	洞門		E190	除雪ステーション
	D060	スノーシェッド		E200	防災備蓄
	D070	地下横断歩道		E210	共同溝
	D080	道路ＢＯＸ等		E220	ＣＡＢ電線共同溝
	D090	横断ＢＯＸ等		E230	植栽
	D100	パイプカルバート		E240	遮音施設
	D120	擁壁		E250	遮光フェンス
	D130	スノーシェルター		E270	流雪溝
	E010	防護柵		E310	防雪林
	E020	道路照明		E320	路側放送
	E030	視線誘導標（反射式）		E330	光ケーブル施設
	E040	視線誘導標（自光式）		E340	道路反射鏡
	E050	道路標識		E350	ビーコン

２．道路施設基本データの作成は、別に定める『道路管理データベースデータ作成マニュアル（案）』によるものとする。

３．道路施設基本データは、『道路施設基本データ作成システム』で作成する。

４．道路施設基本データ作成にあたって工事番号は、ＣＯＲＩＮＳ登録時の「工事契約コード番号」とする。

５．道路施設基本データに係わる提出物として、以下のものを提出する。なお、道路施設基本データの作成部数は、各１部とする。

①道路施設台帳作成総括表
②道路施設基本データ総括表
③道路施設基本データー覧表
④道路施設台帳チェックシート
⑤「道路工事完成図等チェックプログラム」によるチェック結果
⑥「電子納品チェックプログラム」によるチェック結果
⑦工事数量総括表
※④から⑦を電子データ媒体（ＣＤ－ＲまたはＤＶＤ）にて提出する。

第１００条　「問合せ番号」及び「路上規制情報システム」

受注者は、「路上規制情報提供システム」への入力を行うものとし、別途監督職員が通知する「問合せ番号」を工事情報看板及び工事説明看板に掲示するものとする。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第１０１条　工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第１０２条　道路台帳の修正

本工事により、新設・更新・修正等を行った標識については、道路台帳の修正を行うものとする。

別紙－１

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	■ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 ■ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 ■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。	第５２条 第５２条 第４８条
公害関係	■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。	第41、42、43、44条
明示項目	明示事項	記載条項
その他	■ 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。	第２３条

概略工事工程表

工事名 ： R8大宮国道管内標識設置他工事

【令和8年度】

工種		単位	数量	9月 10 20 30	10月 10 20 30	11月 10 20 30	12月 10 20 30	1月 10 20 30	2月 10 20 30	3月 10 20 30	備　考
準備工		式	1								50日間
標識柱、標識板　工場制作		式	1								
国道16号　78.78KP【川越市】 門型標識（撤去）、F型標識（設置）		式	1								1pt
国道17号　17.700KP【戸田市】 F型標識（撤去、設置）		式	1								1pt
国道4号　15.930KP【草加市】 F型標識（撤去・設置）		式	1								1pt
国道4号【春日部市】 F型標識（撤去・設置）		式	1								1pt
国道17号　27.700KP【さいたま市】 地点名標識（撤去、設置）		式	1								1pt
標識点検・報告書取り纏め		式	1								1pt（3月は、報告書取り纏め）
後片付け		式	1								20日関
制約条件	年末年始	ー									12月下旬～1月上旬
	路上工事抑制	ー									3月

余裕期間
※任意で設定可能

《余裕期間制度（フレックス）の活用について》

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建築資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者があらかじめ設定した全体工期（余裕期間と工期を合わせた期間）の内で、受注者は工事の始期と終期を任意に設定することができます。

なお、工事の始期までの余裕期間は、監理技術者等の配置が不要となります。

別紙－３

証明書

工事（業務）名：

受 注 業 者：

証　明　者：

個人情報が記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

※以下は、紙により提出する場合において、押印を省略する場合のみ記載すること。
連絡先は２以上記載すること。

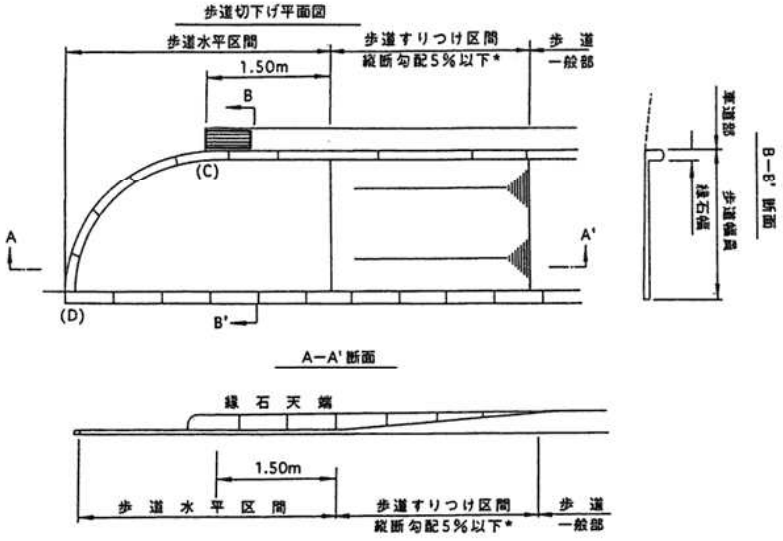
本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
担当者（会社名・部署名・氏名）：
連絡先１：
連絡先２：

（※証明者について
工事については、「現場代理人」又は「主任（監理）技術者」が行うものとする。
業務については、「管理技術者」が行うものとする。　　）

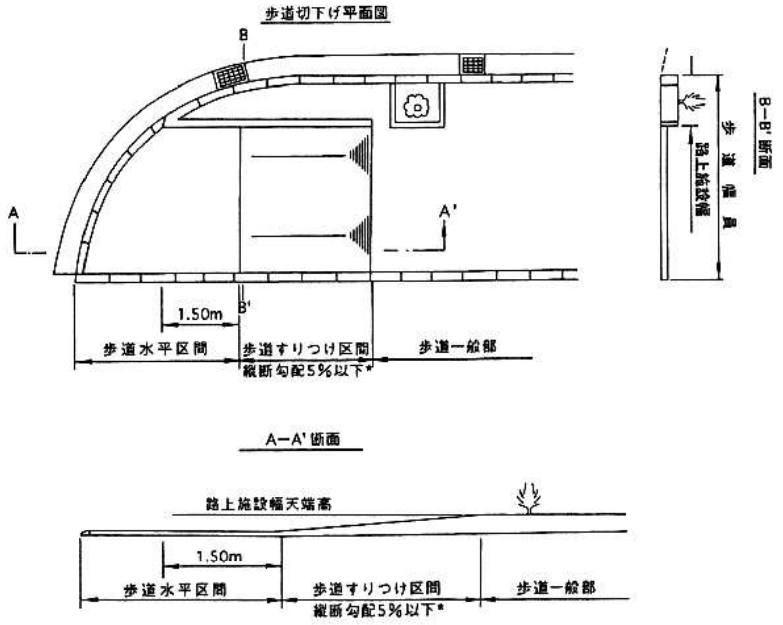
番号	路線番号	上下	距離標		設置場所	標識の種類	地先名	地点名 交差点名	交差道路	設置形態		点検内容
										柱(F・門等)	歩道橋等の添架	
1	国道16号	下	66.644	kp	本線	案内	狭山市入間川3-3746-6	入間川四丁目	狭山市道	F型		詳細点検
2	国道16号	上	66.717	kp	本線	案内	狭山市入間川3-3771-7			F型		詳細点検
3	国道16号	下	67.16	kp	本線	案内	狭山市入間川3-33			F型		詳細点検
4	国道16号	上	67.179	kp	本線	案内	狭山市入間川3-3688-11			F型		詳細点検
5	国道16号	下	67.37	kp	本線	案内	狭山市入間川2-2506			F型		詳細点検
6	国道16号	上	67.53	kp	本線	案内	狭山市入間川2-2494-4	市民会館入口	県道261笠幡狭山線	F型		詳細点検
7	国道16号	上	67.792	kp	本線	案内	狭山市入間川2-50-1			F型		詳細点検
8	国道16号	下	68.527	kp	本線	案内	狭山市狭山381-1			F型		詳細点検
9	国道16号	下	68.862	kp	本線	案内	狭山市上奥富字戸張517-1			F型		詳細点検
10	国道16号	上	69.004	kp	本線	案内	狭山市上奥富字戸張215-8	上奥富(中)	県道397堀兼根岸線	F型		詳細点検
11	国道16号	上	69.25	kp	本線	案内	狭山市上奥富104	上奥富	狭山市道	F型		詳細点検
12	国道16号	上	69.315	kp	本線	案内	狭山市上奥富字新堀115-1	上奥富	狭山市道	F型		詳細点検
13	国道16号	下	71.77	kp	本線	案内	川越市大袋新田1016-1			F型		詳細点検
14	国道16号	下	71.953	kp	本線	案内	川越市大袋新田983-12			F型		詳細点検
15	国道16号	下	75.725	kp	本線	案内	川越市新宿町1-24-25			F型		詳細点検
16	国道16号	上	75.981	kp	本線	案内	川越市新宿町5-1-12	旭町一丁目	川越市道	F型		詳細点検
17	国道16号	下	76.021	kp	本線	案内	川越市新宿町1-8-26	新宿町三丁目	川越市道	F型		詳細点検
18	国道16号	下	76.04	kp	本線	案内	川越市新宿町1	新宿町三丁目	川越市道	F型		詳細点検
19	国道16号	上	76.08	kp	本線	案内	川越市新宿町5丁目	新宿町三丁目	川越市道	F型		詳細点検
20	国道16号	上	76.108	kp	本線	案内	川越市新宿町3-1-3	新宿町三丁目	川越市道	F型		詳細点検
21	国道16号	下	76.163	kp	本線	案内	川越市新宿町2-7-9			F型		詳細点検
22	国道16号	上	76.332	kp	本線	案内	川越市新宿町3-16-7			F型		詳細点検
23	国道16号	下	76.89	kp	本線	案内	川越市富士見町15-1			F型		詳細点検
24	国道16号	下	78.645	kp	本線	案内	川越市小仙波1056-1	小仙波(中)	県道113川越新座線	F型		詳細点検
25	国道16号	上	78.977	kp	本線	案内	川越市小仙波921-1			F型		詳細点検
26	国道16号	上	79.21	kp	本線	案内	川越市小仙波874-1	小仙波(東)	県道15川越日高線	F型		詳細点検
27	国道16号	上	79.448	kp	本線	案内	川越市小仙波775-1	市民聖苑前	川越市道	F型		詳細点検
28	国道16号	上	81.649	kp	本線	案内	川越市古谷上4358-1	古谷上	川越市道	F型		詳細点検

別添－３－１

I.横断歩道箇所等における車道とのすりつけ部

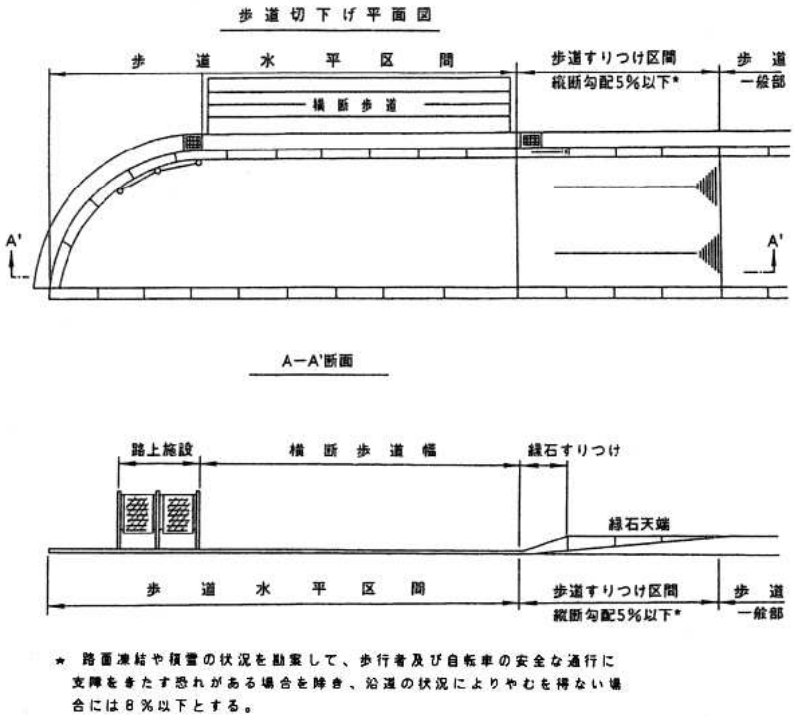


参考図 I-1 歩道等の巻込み部における構造(歩道等の幅員が狭い場合)

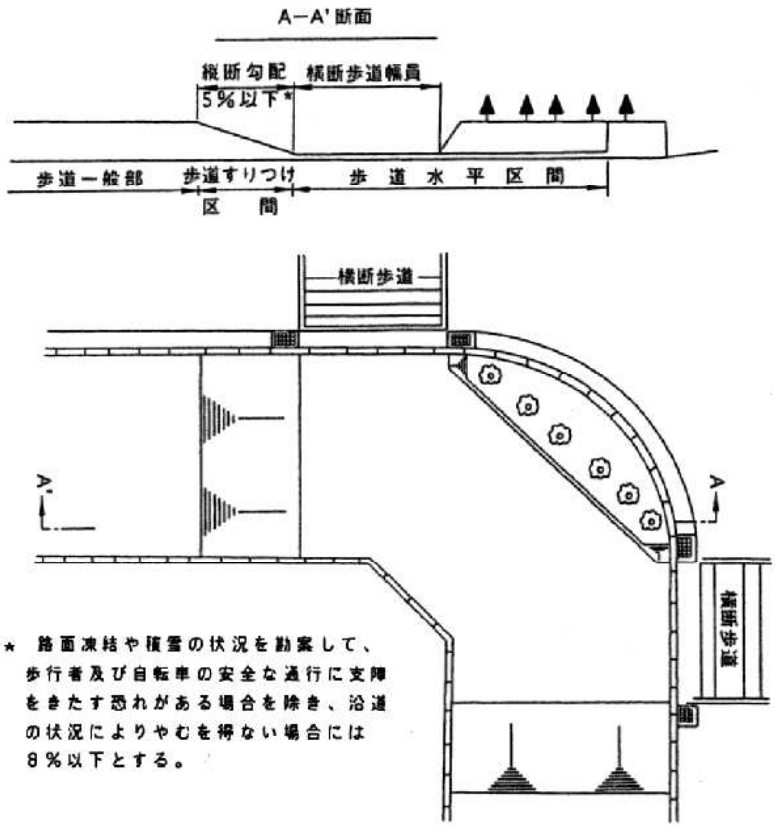


参考図 I-2 同上(歩道等の幅員が広い場合)

別添－３－２



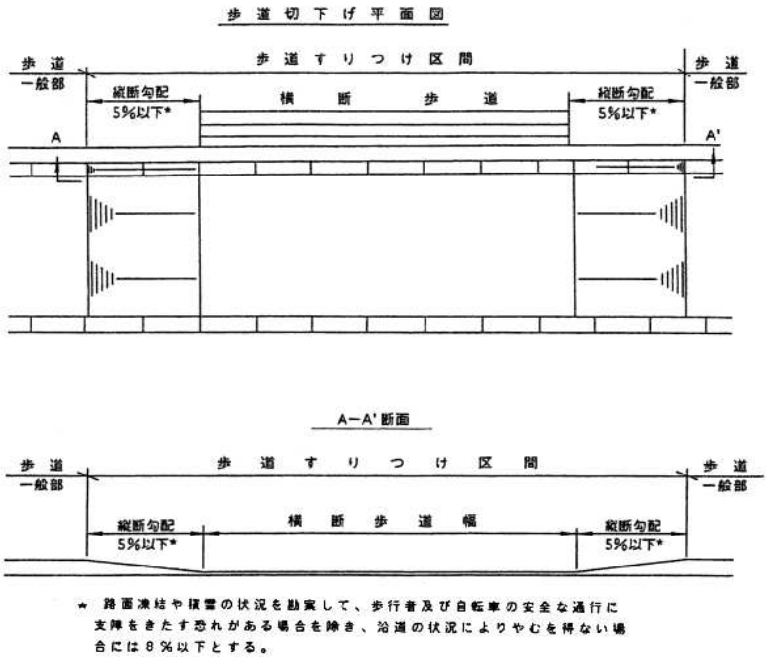
参考図 I-3 横断歩道箇所における構造



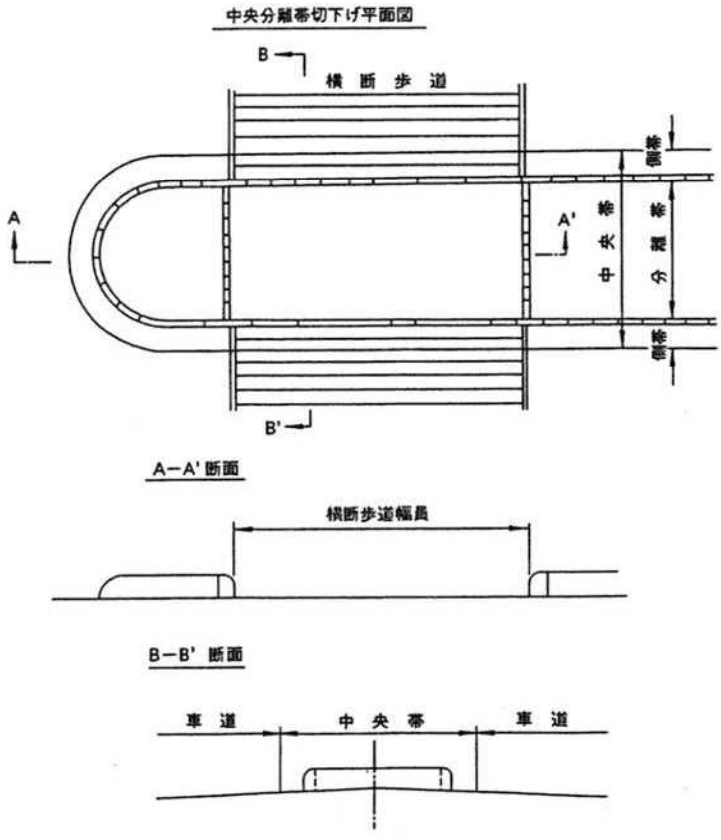
参考図　　I-4 同上（交

差点に横断歩道がある場合）

別添－３－３



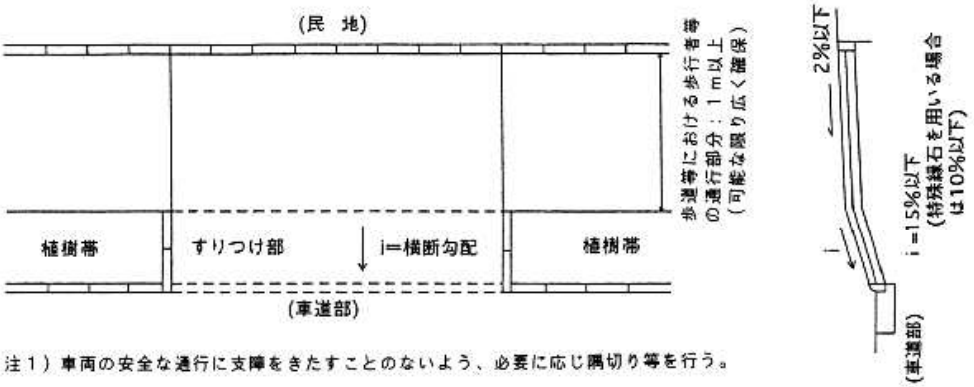
参考図 I-5 同上（交差点以外に横断歩道がある場合）



参考図 I-6 同上（中央分離帯等がある場合）

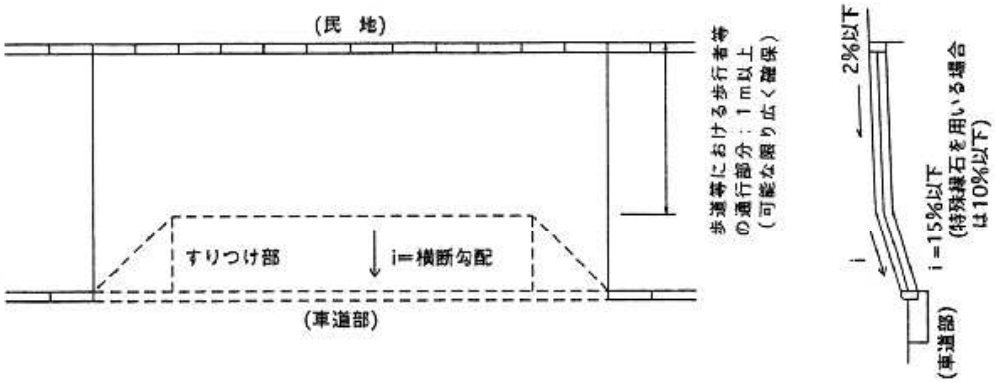
別添－３－４

II.車両乗入れ部

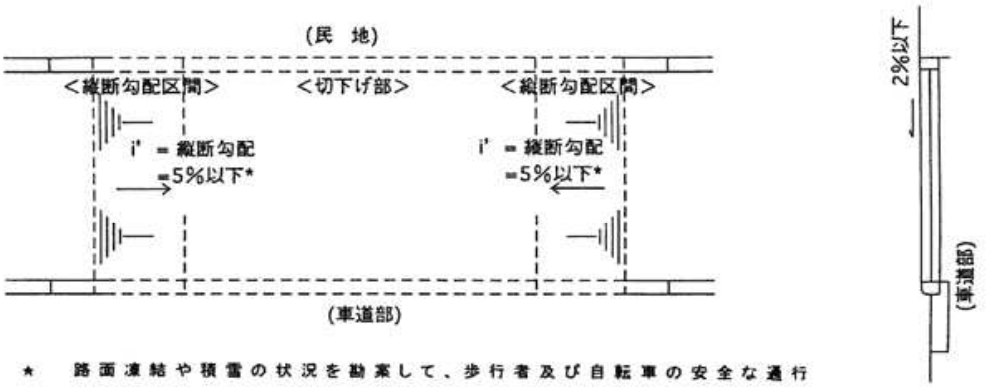


注１）車両の安全な通行に支障をきたすことのないよう、必要に応じ隅切り等を行う。

参考図 II-1 植樹帯等の幅員内ですりつけを行う構造



参考図 II-2 歩道等内においてすりつけを行う構造



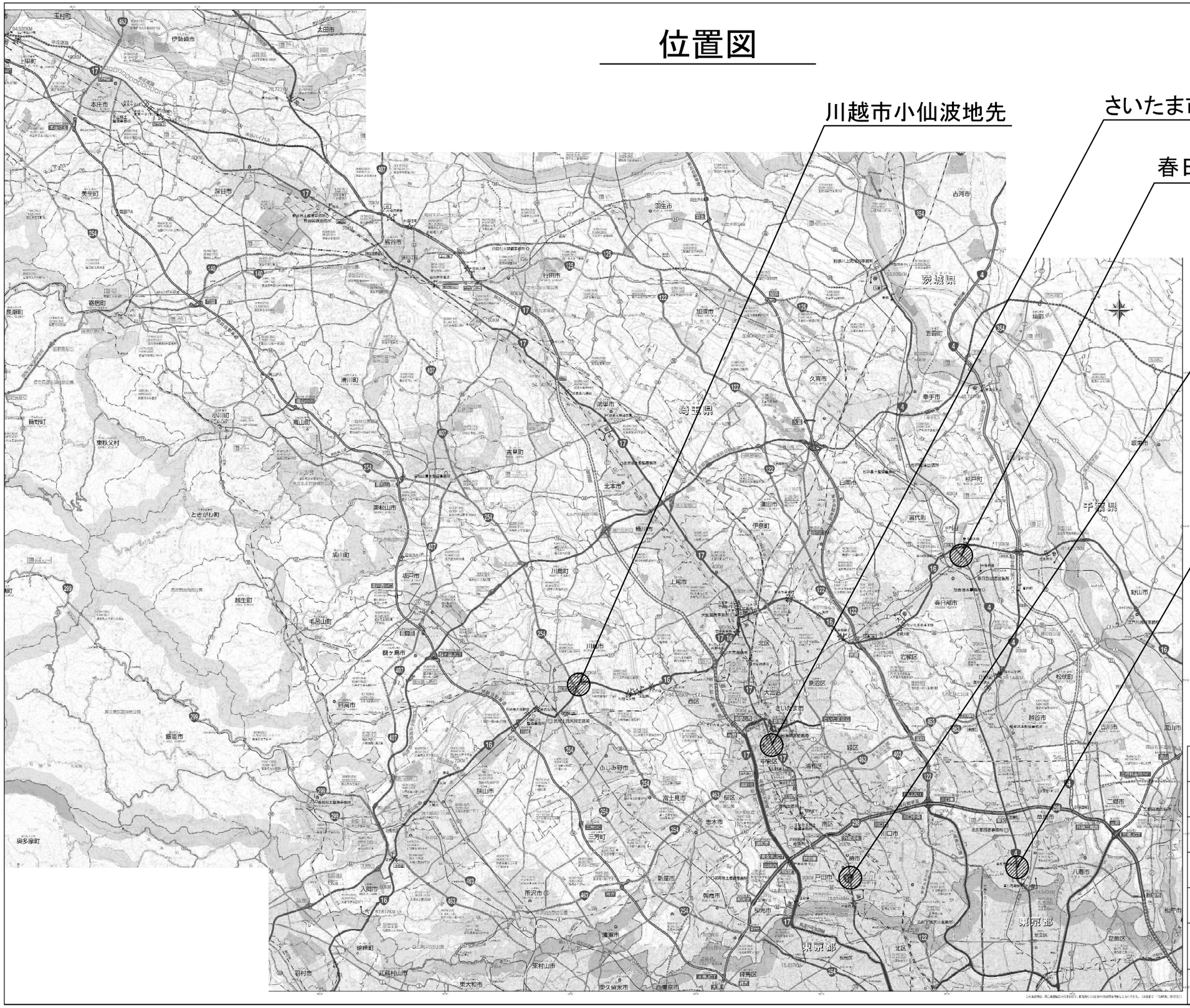
★　路面凍結や積雪の状況を勘案して、歩行者及び自転車の安全な通行に支障をきたす恐れがある場合を除き、沿道の状況によりやむを得ない場合には８％以下とする。

参考図 II-3 歩道等の全面切下げを行う構造

「歩道における段差及び勾配等に関する基準」

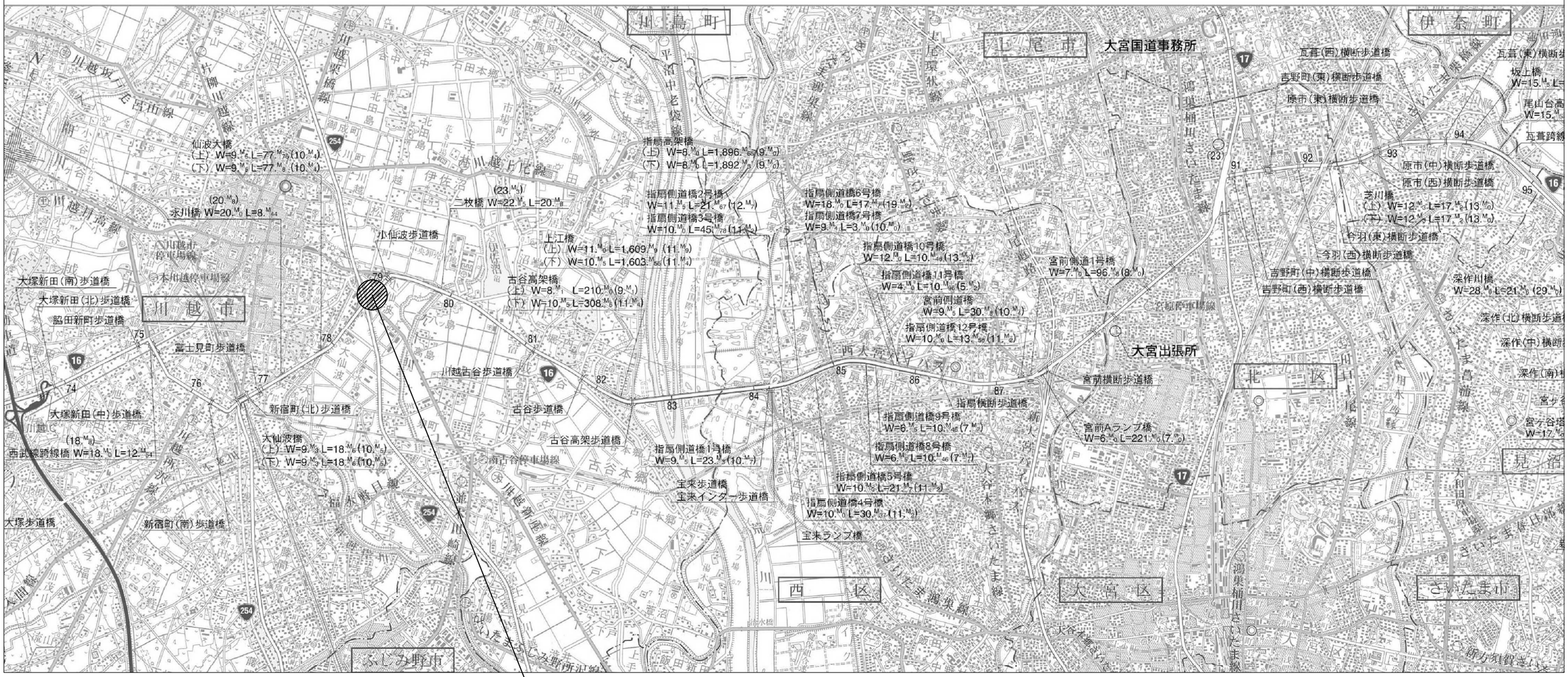
URL:http://www.mlit.go.jp/road/press/press0/990910c.html

位置図



工事名	R8大宮国道管内標識設置他工事								
図面名	位置図								
年月日	令和 8 年 7 月								
縮尺	1/230,000	図面番号	1 ／ 28						
設計会社名	株式会社 片平新日本技研 大日本ダイヤコンサルタント株式会社								
所長		副所長		課長		係長		設計	
事務所名	国土交通省 関東地方整備局 大宮国道事務所								

標識設置（大宮出張所管内）位置図



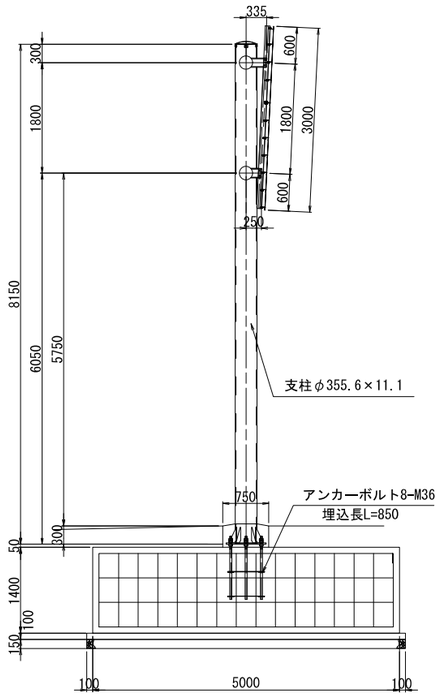
国道16号
川越市小仙波地先
78.780Kp

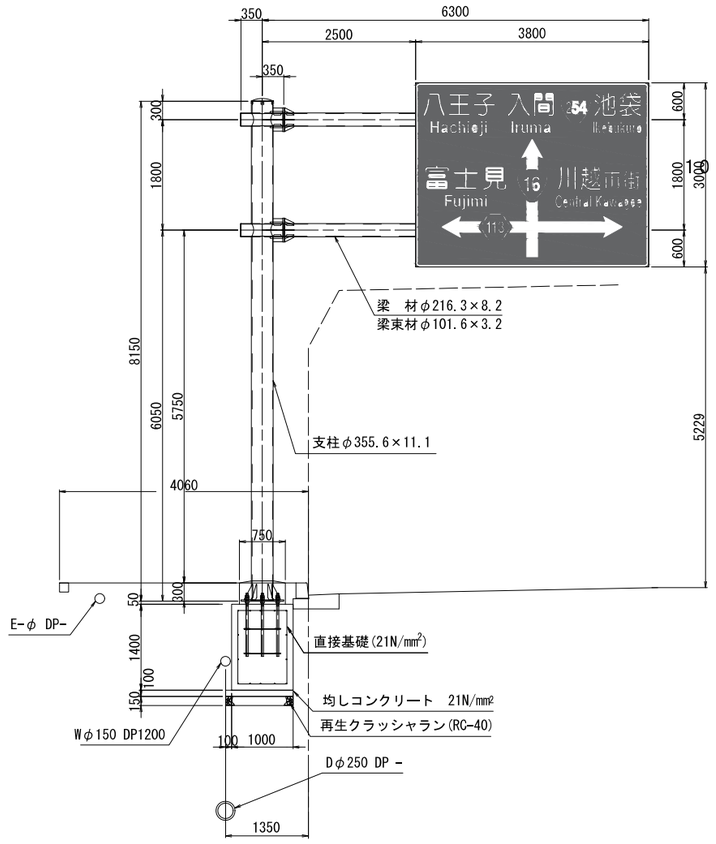
1:50,000

1000 500 0 1000 2000 3000 4000m

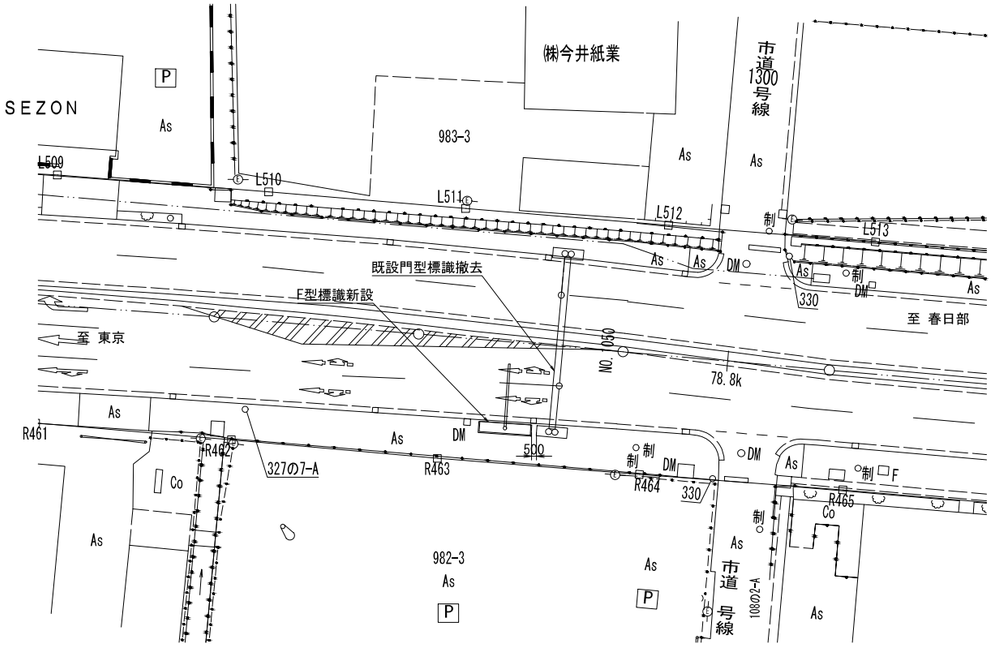
工事名	Ｒ８大宮国道管内標識設置他工事		
図面名	標識設置（大宮出張所管内）位置図		
作成年月日	令和 ８ 年 ７ 月		
縮尺	1/50,000	図面番号	2 ／ 28
設計会社名	株式会社 片平新日本技研		
事務所名	国土交通省 関東地方整備局 大宮国道事務所		

国道16号 川越市小仙波地先(上り) F型標識一般図 S=1:50





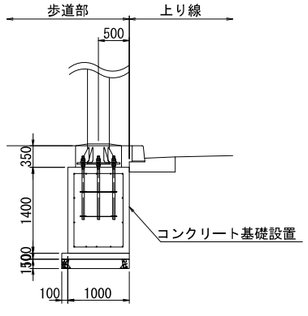
位置図 1:300



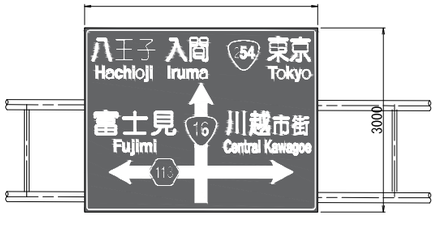
数量表

工種	名称	規格	単位	数量	摘要
道路標識設置工					
	標識板設置	反射板(2m2以上)	基	1	
		反射板(2m2以上)	m2	11.4	
	F型標識支柱設置工	400kg以上	基	1	
	鋼材質量	F型標識支柱	t	1.6	
		直接基礎	t	0.3	
	人力掘削		m3	11.2	
	標識基礎設置	6.0m3以上	m3	7.0	
	根巻きコンクリート施工	無筋コンクリート	m3	0.2	
	舗装版切断工	アスファルト舗装t=15cm以下	m	7.4	
	舗装版破砕工	アスファルト舗装t=15cm以下	m2	5.7	
	殻運搬	アスファルト殻	m3	0.2	
	殻処分	アスファルト殻	m3	0.2	
	アスファルト舗装工	表層(開粒度As t=40mm)	m2	5.2	
		路盤:再生ｸﾗｯｼｬｰﾗﾝ (RC-40) t=310mm	m2	5.2	
	埋戻し	良質土 (搬入土)	m3	1.0	

設置位置詳細図

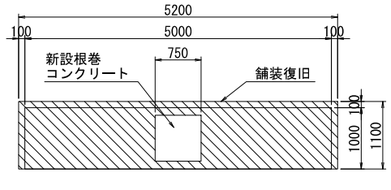


〈No.2-上〉既設標識

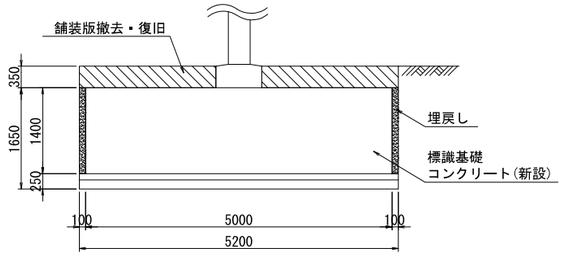


舗装詳細図

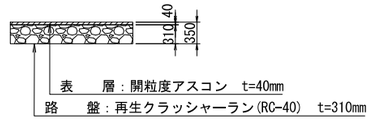
平面図



断面図



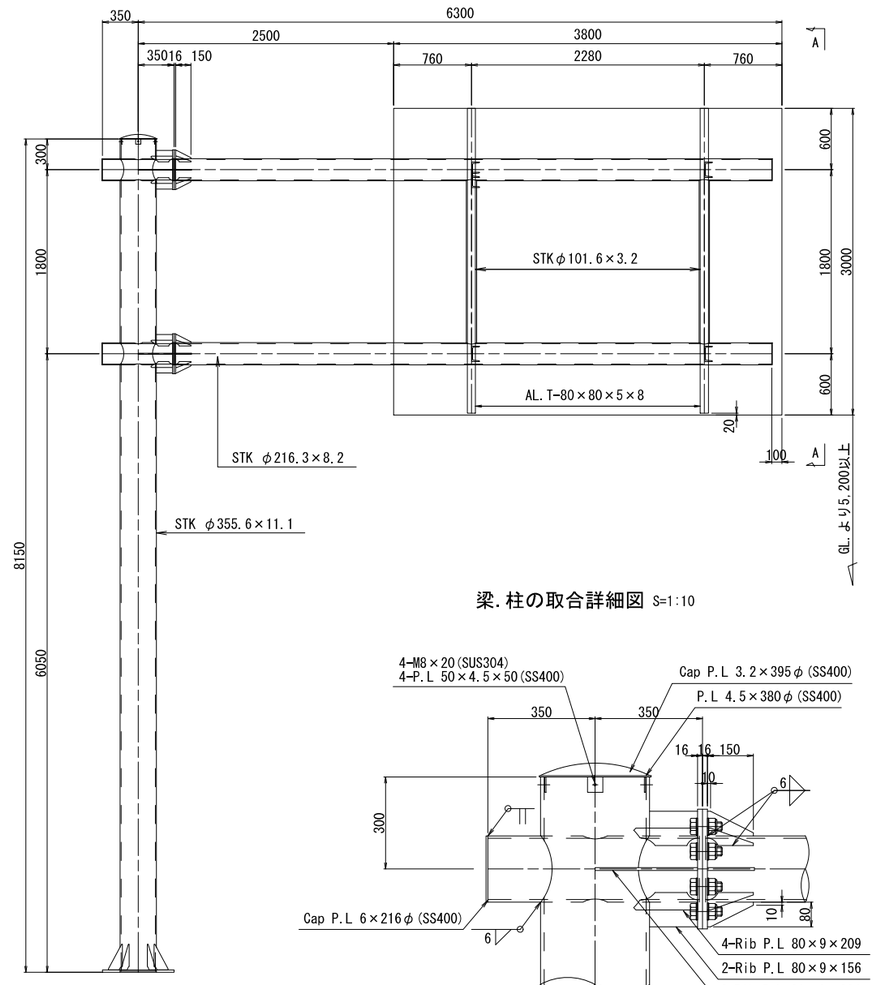
舗装断面図



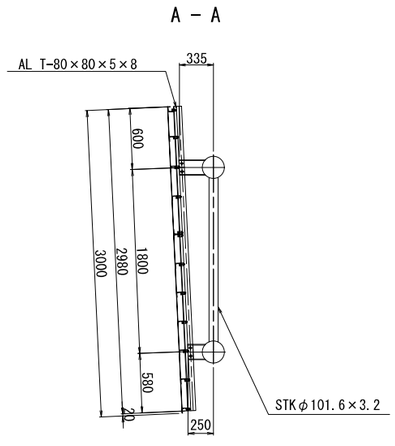
注記)
1. 地下埋設物のオフセットは、平面図からの推定値のため試験堀により確認すること。
2. 基礎設置前に基礎地盤の確認を行うこと。

工事名	R８大宮国道管内標識設置他工事		
図面名	国道16号 川越市小仙波地先 (上り) F型標識一般図		
作成年月日	令和 ８ 年 ７ 月		
縮尺	図 示	図面番号	3 / 28
会社名	株式会社 片平新日本技研		
事業者名	国土交通省 関東地方整備局 大宮国道事務所		

国道16号 川越市小仙波地先(上り) F型柱構造詳細図 S=1:30



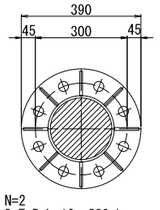
梁.柱の取合詳細図 S=1:10



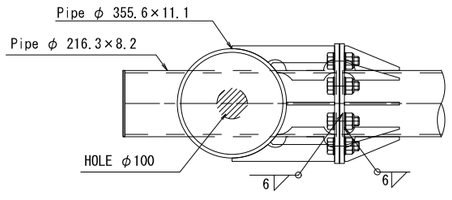
柱脚部詳細図 S=1:10

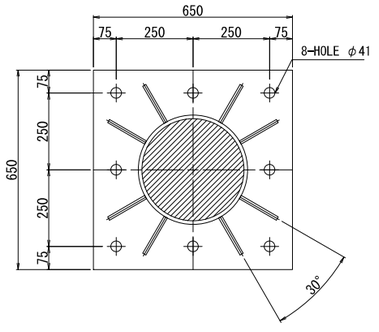
支柱材料表 No.2(上り)

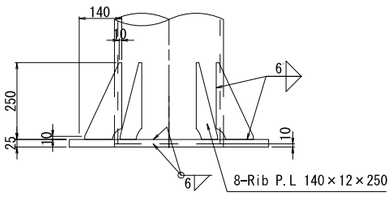
使用箇所	種別	断面・寸法 (mm)	長さ(面積) m(㎡)	1個分重量 (kg)	数量	重量 (kg)	備 考
柱材	STK	φ 355.6 × 11.1	8.140	767.602	1	767.6	
ベース	P.L	650 × 25 × 650	(0.423)	82.916	1	82.9	
リブ	〃	140 × 12 × 250	(0.018)	1.649	8	13.2	1/2
フランジ	P.L	φ 390 × 16	(0.119)	14.997	2	30.0	
リブ	〃	80 × 9 × 156	(0.013)	0.883	4	3.5	
〃	〃	80 × 9 × 209	(0.017)	1.180	8	9.4	
〃	〃	80 × 9 × 334	(0.027)	1.886	4	7.5	
梁材	STK	φ 216.3 × 8.2	0.690	29.049	2	58.1	
キャップ	P.L	φ 395 × 3.2	(0.123)	3.077	1	3.1	
〃	〃	φ 380 × 4.5	(0.113)	4.005	1	4.0	
〃	〃	50 × 4.5 × 50	(0.003)	0.088	4	0.4	
キャップ	P.L	φ 216 × 6	(0.037)	1.724	2	3.4	
梁材	STK	φ 216.3 × 8.2	5.840	245.864	2	491.7	
梁束材	STK	φ 101.6 × 3.2	1.609	12.486	2	25.0	
フランジ	P.L	φ 390 × 16	(0.119)	14.997	2	30.0	
リブ	〃	80 × 9 × 150	(0.006)	0.424	16	6.8	1/2
キャップ	P.L	φ 216 × 6	(0.037)	1.724	2	3.4	
板取付	[	150 × 75 × 6.5	0.260	4.836	2	9.7	
板取付	〃	150 × 75 × 6.5	0.175	3.255	2	6.5	
					計	1556.2	
BOLT	M	30 × 85		1.048	16	16.8	1-UN.2-W
BOLT	M	16 × 40		0.149	8	1.2	1-UN.2-W
BOLT	M	8 × 20		0.013	4	0.1	
					計	18.1	



N=2
2-F.P.L 16×390φ
8-Rib P.L 80×9×150
4-Rib P.L 80×9×209
2-Rib P.L 80×9×156
2-Rib P.L 80×9×334
8-BN M30×85(1-UN,2-W)

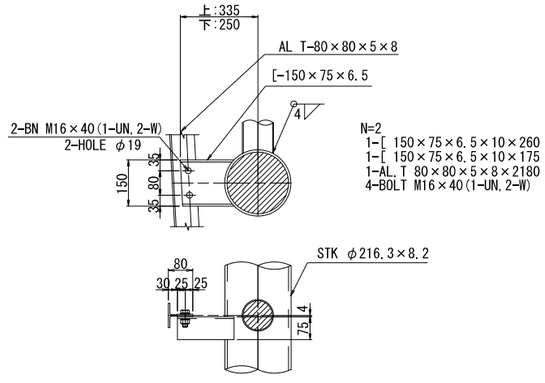






1-Base P.L 650×25×650
8-Rib P.L 140×12×250

標示板取付金具詳細図 S=1:10

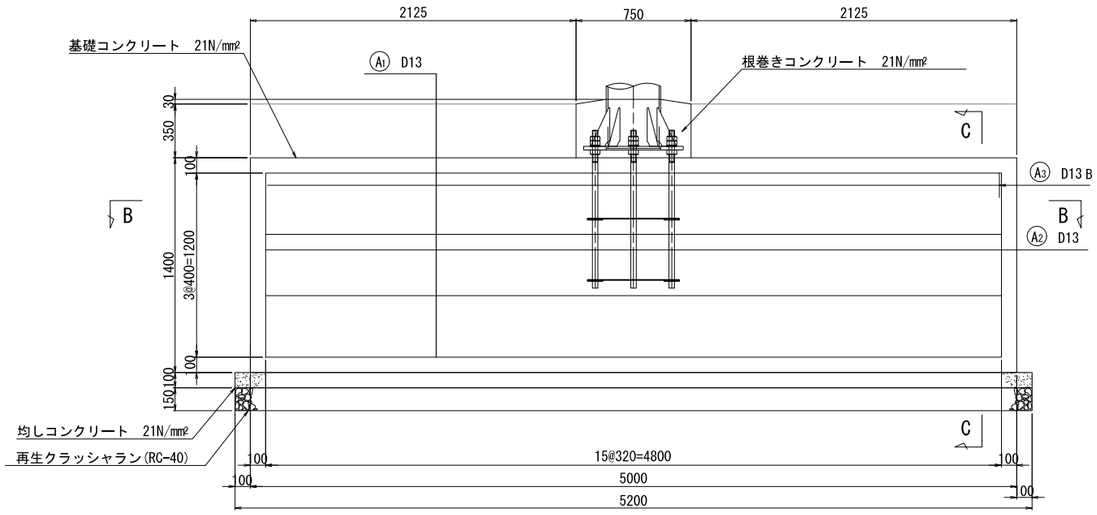


特記
1. 特記なき材質は全て鋼板SN400B、鋼管STK400、ボルト強度区分4.6とする。
2. 鋼材には全て溶融亜鉛メッキを施す。(鋼材厚6mm以上、HTB:HDZT-77、鋼材厚3mm超～5mm:HDZT-63、普通ボルト:HDZT-49)
3. 普通ボルトはゆるみ止めナットを使用するものとする。
4. スカーラップは全てR35とする。
5. 部材の角部は1R程度の処理とする。

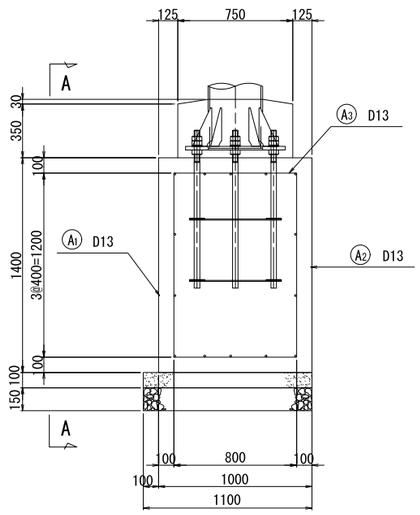
工事名	Ｒ８大宮国道管内標識設置他工事		
図面名	国道16号 川越市小仙波地先 (上り) F型柱構造詳細図		
作成年月日	令和 8 年 7 月		
縮尺	図 示	図面番号	4 / 28
会社名	株式会社 片平新日本技研		
事業者名	国土交通省 関東地方整備局 大宮国道事務所		

国道16号 川越市小仙波地先(上り) 直接基礎構造詳細図 S=1:20

A － A



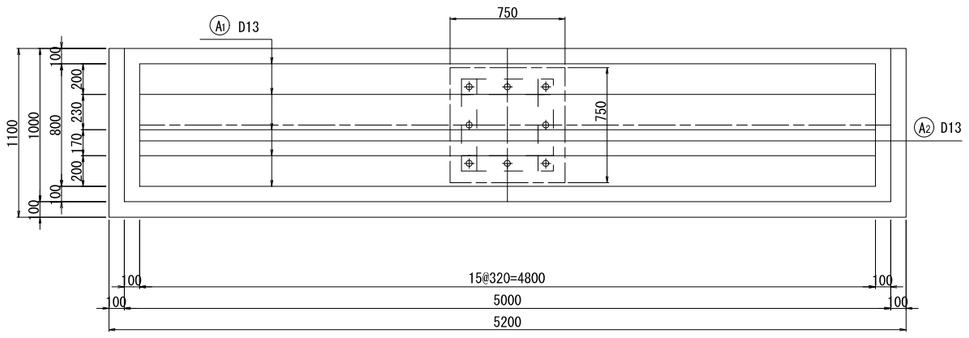
C － C



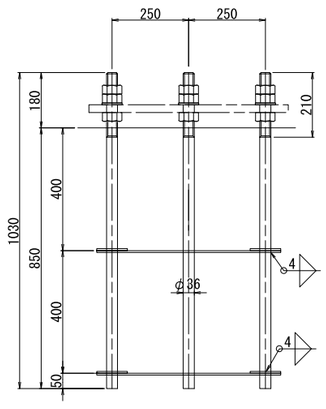
直接基礎材料表 No.2(上り) 1基あたり

使用箇所	種別	断面・寸法 (mm)	長さ(面積) m(㎡)	1個分重量 (kg)	数量	容量・重量 (?) (kg)	備 考
コンクリート		1000 × 5000 × 1400	_	_	1	7.0	BB212B
根巻きコンクリート		750 × 750 × 350	_	_	1	0.2	〃
均しコンクリート		1100 × 5200 × 100	_	_	1	0.6	〃
再生砕石		1100 × 5200 × 150	_	_	1	0.9	
鉄筋A1		D 13 × 4830	4.830	4.806	14	67.3	
鉄筋A2		D 13 × 3520	3.520	3.502	16	56.0	
鉄筋A3		D 13 × 1120	1.120	1.114	16	17.8	
					計	141.1	
アンカーボルト	M	φ 36	1.030	8.230	8	65.8	
アンカーフレーム	FB	100 × 9	0.600	4.236	8	33.9	
1種ナット	M	36		0.397	24	9.5	
ワッシャー	M	36		0.104	8	0.8	
					計	110.0	

B － B

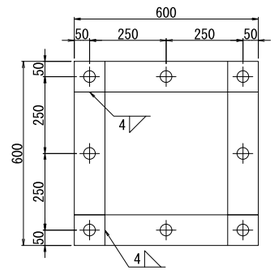


アンカーボルト詳細図 S=1:10

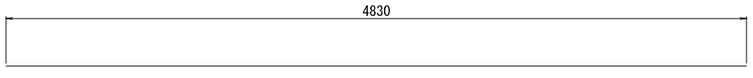


8-R.B φ36×1030
24-M36(1種N)
8-M36用ワッシャー
8-F.B 100×9×600

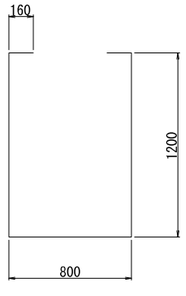
D － D



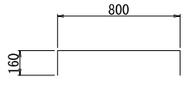
鉄筋加工図



A1 14 － D13×4830



A2 16 － D13×3520



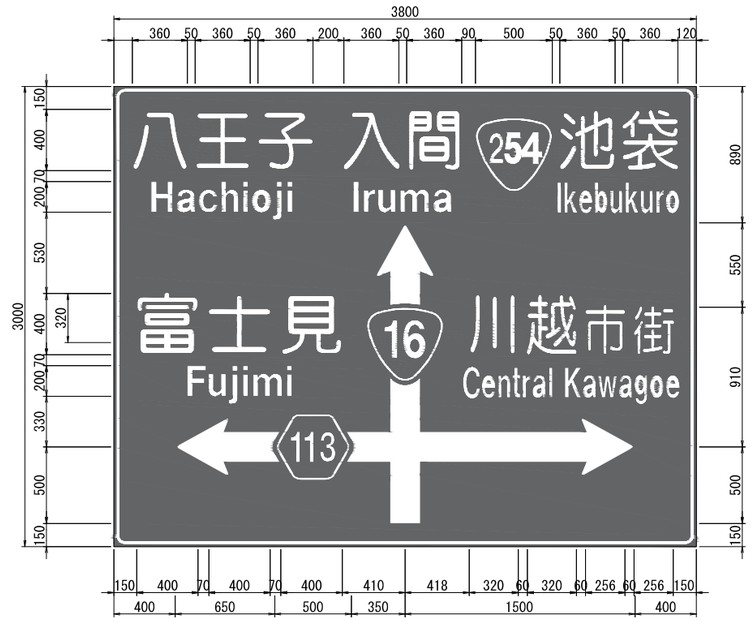
A3 16 － D13×1120

特記

1. 鋼材は全てSS400とする。
2. 鋼材には全て溶融亜鉛メッキを施す。(鋼材厚6mm以上、HTB:HDZT-77、普通ボルト:HDZT-49)

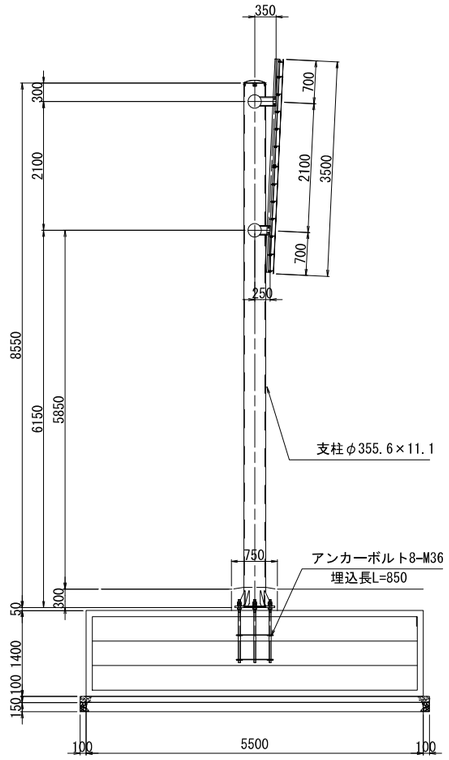
工事名	Ｒ８大宮国道管内標識設置他工事		
図面名	国道16号 川越市小仙波地先 (上り) 直接基礎構造詳細図		
作成年月日	令和 ８ 年 ７ 月		
縮尺	図 示	図面番号	5 / 28
会社名	株式会社 片平新日本技研		
事業者名	国土交通省 関東地方整備局 大宮国道事務所		

国道16号 川越市小仙波地先(上り) レイアウト詳細図 S=1:20

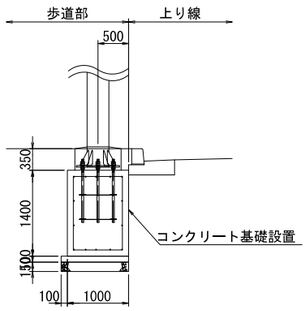


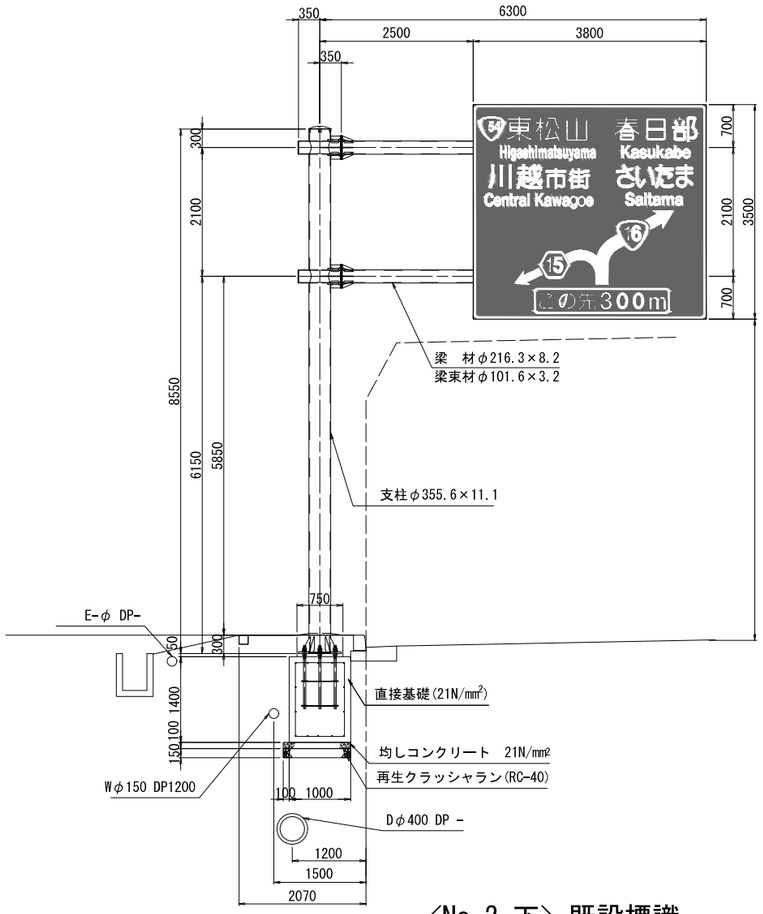
工事名	Ｒ８大宮国道管内標識設置他工事		
図面名	国道16号 川越市小仙波地先 （上り） レイアウト詳細図		
作成年月日	令和 ８ 年 ７ 月		
縮尺	図　示	図面番号	6 / 28
会社名	株式会社 片平新日本技研		
事業者名	国土交通省 関東地方整備局 大宮国道事務所		

国道16号 川越市小仙波地先(下り) F型標識一般図 S=1:50

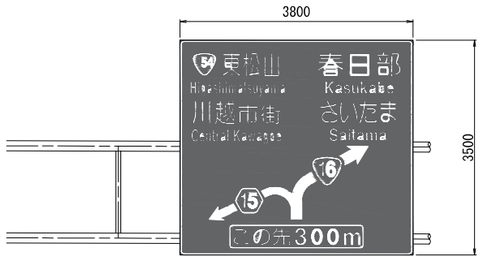


設置位置詳細図

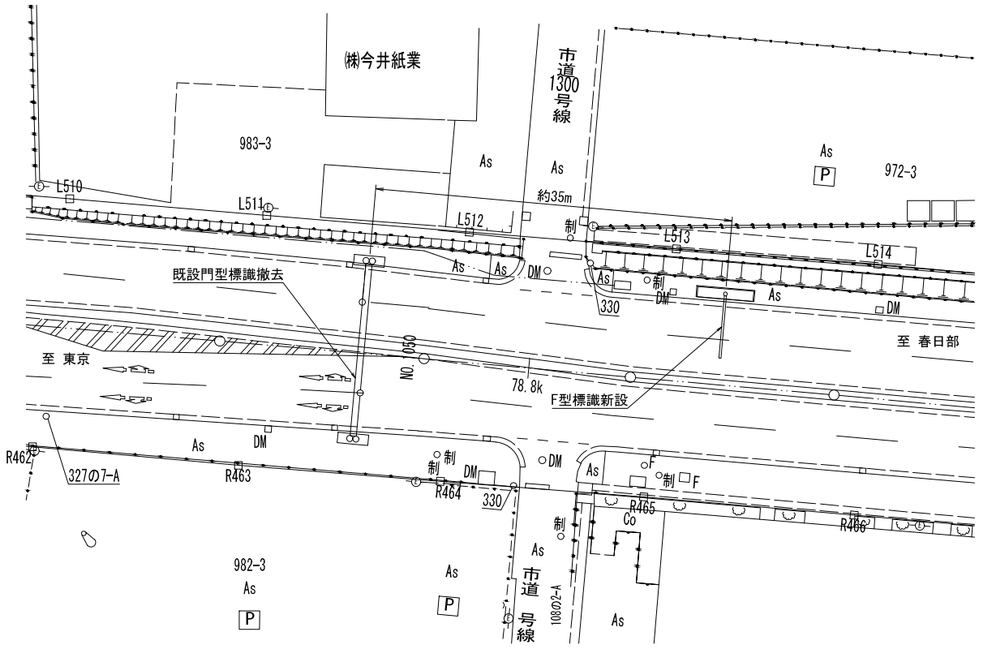




〈No. 2-下〉 既設標識



位 置 図 1:300

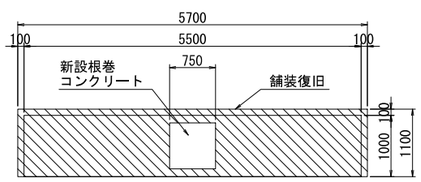


数 量 表

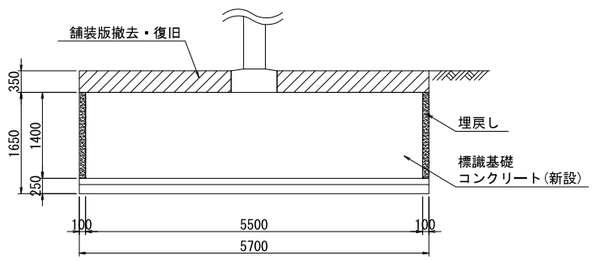
工 種	名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
道路標識設置工					
	標識板設置	反射板(2m2以上)	基	1	
		反射板(2m2以上)	m2	13.3	
	F型標識支柱設置工	400kg以上	基	1	
	鋼材質量	F型標識支柱	t	1.6	
		直接基礎	t	0.3	
	人力掘削		m3	12.3	
	標識基礎設置	6.0m3以上	m3	7.7	
	根巻きコンクリート施工	無筋コンクリート	m3	0.2	
	舗装版切断工	アスファルト舗装t=15cm以下	m	7.9	
	舗装版破砕工	アスファルト舗装t=15cm以下	m2	6.3	
	殻運搬	アスファルト殻	m3	0.3	
	殻処分	アスファルト殻	m3	0.3	
	アスファルト舗装工	表層(開粒度As t=40mm)	m2	5.7	
		路盤：再生ｸﾗｯｼｬｰﾗﾝ (RC-40) t=310mm	m2	5.7	
	埋戻し	良質土 (搬入土)	m3	1.1	

舗装詳細図

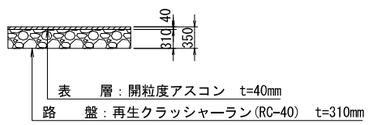
平面図



断面図



舗装断面図

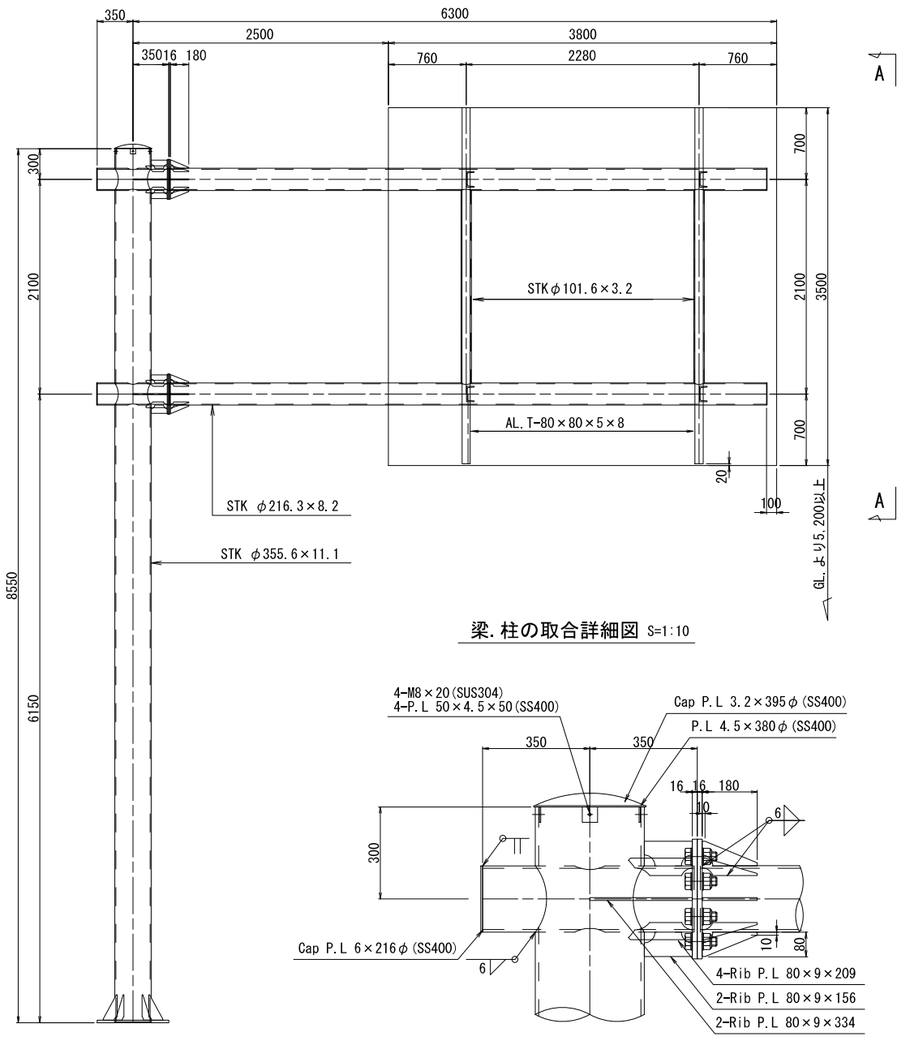


注記)
1. 地下埋設物のオフセットは、平面図からの推定値のため試験堀により確認すること。
2. 基礎設置前に基礎地盤の確認を行うこと。

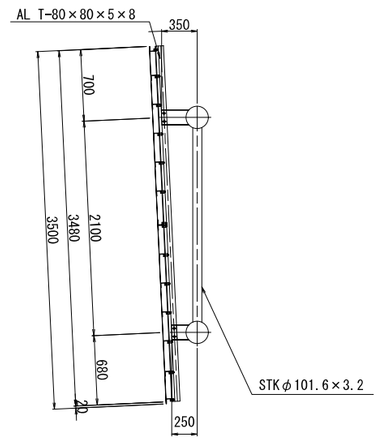
工事名	Ｒ８大宮国道管内標識設置他工事
図面名	国道16号 川越市小仙波地先 (下り) F型標識一般図
作成年月日	令和 8 年 7 月
縮尺	図 示
図面番号	7 / 28
会社名	株式会社 片平新日本技研
事業者名	国土交通省 関東地方整備局 大宮国道事務所

国道16号 川越市小仙波地先(下り) F型柱構造詳細図 S=1:30

正 面 図



A - A

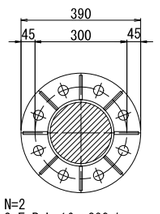


柱脚部詳細図 S=1:10

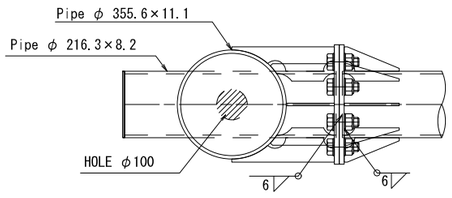
支柱材料表 No.2(下り)

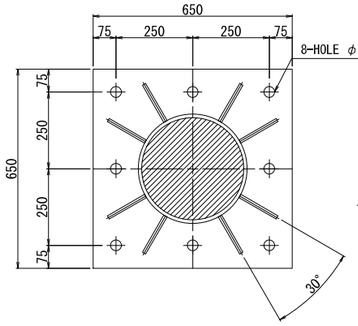
使用箇所	種別	断面・寸法 (mm)	長さ(面積) m(㎡)	1個分重量 (kg)	数量	重量 (kg)	備 考
柱材	STK	φ 355.6 × 11.1	8.540	805.322	1	805.3	
ベース	P.L	650 × 25 × 650	(0.423)	82.916	1	82.9	
リブ	〃	140 × 12 × 250	(0.018)	1.649	8	13.2	1/2
フランジ	P.L	φ 390 × 16	(0.119)	14.997	2	30.0	
リブ	〃	80 × 9 × 156	(0.013)	0.883	4	3.5	
〃	〃	80 × 9 × 209	(0.017)	1.180	8	9.4	
〃	〃	80 × 9 × 334	(0.027)	1.886	4	7.5	
梁材	STK	φ 216.3 × 8.2	0.690	29.049	2	58.1	
キャップ	P.L	φ 395 × 3.2	(0.123)	3.077	1	3.1	
〃	〃	φ 380 × 4.5	(0.113)	4.005	1	4.0	
〃	〃	50 × 4.5 × 50	(0.003)	0.088	4	0.4	
キャップ	P.L	φ 216 × 6	(0.037)	1.724	2	3.4	
梁材	STK	φ 216.3 × 8.2	5.840	245.864	2	491.7	
梁束材	STK	φ 101.6 × 3.2	1.909	14.814	2	29.6	
フランジ	P.L	φ 390 × 16	(0.119)	14.997	2	30.0	
リブ	〃	80 × 9 × 180	(0.007)	0.509	16	8.1	1/2
キャップ	P.L	φ 216 × 6	(0.037)	1.724	2	3.4	
板取付	[	150 × 75 × 6.5	0.274	5.096	2	10.2	
板取付	〃	150 × 75 × 6.5	0.175	3.255	2	6.5	
					計	1600.3	
BOLT	M	30 × 85		1.048	16	16.8	1-UN,2-W
BOLT	M	16 × 40		0.149	8	1.2	1-UN,2-W
BOLT	M	8 × 20		0.013	4	0.1	
					計	18.1	

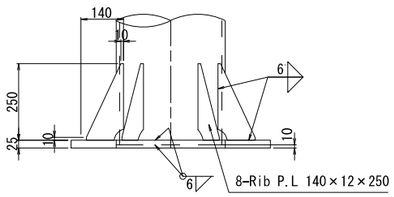
梁.柱の取合詳細図 S=1:10



N=2
2-F.P.L 16×390φ
8-Rib P.L 80×9×180
4-Rib P.L 80×9×209
2-Rib P.L 80×9×156
2-Rib P.L 80×9×334
8-BN M30×85(1-UN,2-W)

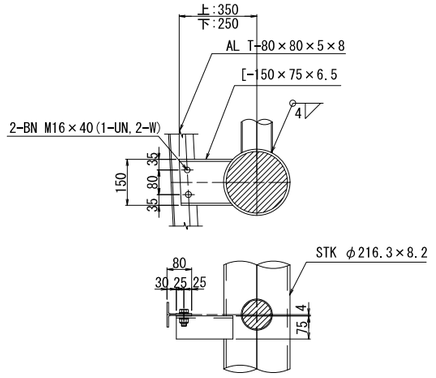






1-Base P.L 650×25×650
8-Rib P.L 140×12×250

標示板取付金具詳細図 S=1:10



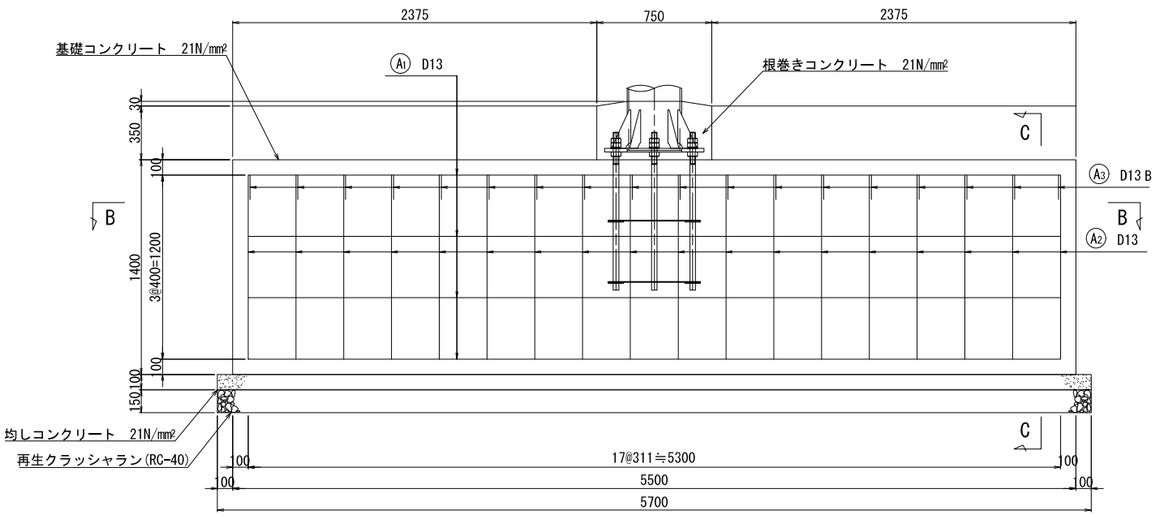
N=2
1-[150×75×6.5×10×274
1-[150×75×6.5×10×175
4-BOLT M16×40(1-UN,2-W)

特記
1. 特記なき材質は全て鋼板SN400B、鋼管STK400、ボルト強度区分4.6とする。
2. 鋼材には全て溶融亜鉛メッキを施す。(鋼材厚6mm以上、HTB:HDZT-77、鋼材厚3mm超～5mm:HDZT-63、普通ボルト:HDZT-49)
3. 普通ボルトはゆるみ止めナットを使用するものとする。
4. スカーラップは全てR35とする。
5. 部材の角部は1R程度の処理とする。

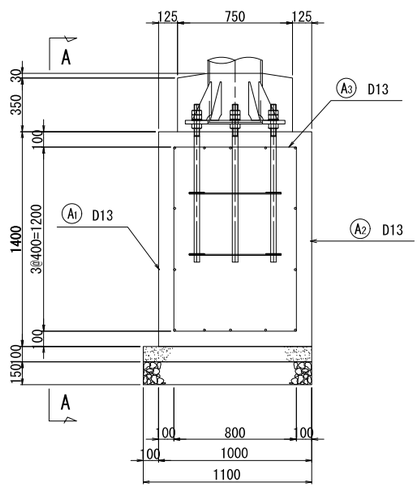
工事名	R8大宮国道管内標識設置他工事
図面名	国道16号 川越市小仙波地先 (下り) F型柱構造詳細図
作成年月日	令和 8 年 7 月
縮尺	図 示
図面番号	8 / 28
会社名	株式会社 片平新日本技研
事業者名	国土交通省 関東地方整備局 大宮国道事務所

国道16号 川越市小仙波地先(下り) 直接基礎構造詳細図 S=1:20

A － A



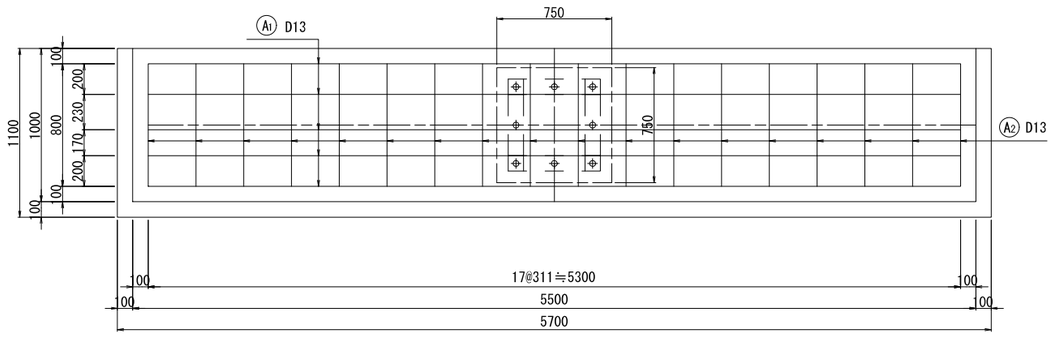
C － C



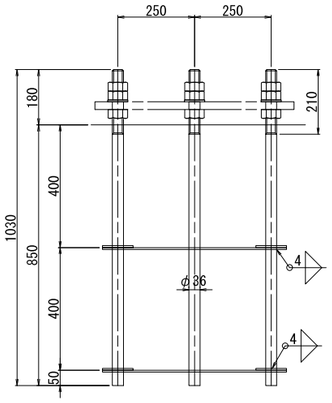
直接基礎材料表 No.2(下り) 1基あたり

使用箇所	種別	断面・寸法 (mm)	長さ(面積) m(㎡)	1個分重量 (kg)	数量	容量・重量 (?) (kg)	備 考
コンクリート		1000 × 5000 × 1400	_	_	1	7.7	BB212B
根巻きコンクリート		750 × 750 × 350	_	_	1	0.2	〃
均しコンクリート		1100 × 5200 × 100	_	_	1	0.6	〃
再生砕石		1100 × 5200 × 150	_	_	1	0.9	
鉄筋A1		D 13 × 5330	5.330	5.303	14	74.2	
鉄筋A2		D 13 × 3520	3.520	3.502	18	63.0	
鉄筋A3		D 13 × 1120	1.120	1.114	18	20.1	
					計	157.3	
アンカーボルト	M	φ 36		1.030	8.230	8	65.8
アンカーフレーム	FB	100 × 9		0.600	4.236	8	33.9
1種ナット	M	36			0.397	24	9.5
ワッシャー	M	36			0.104	8	0.8
					計		110.0

B － B

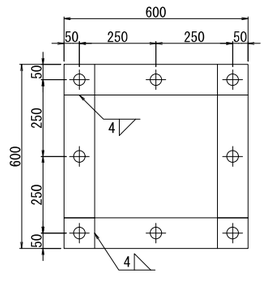


アンカーボルト詳細図 S=1:10

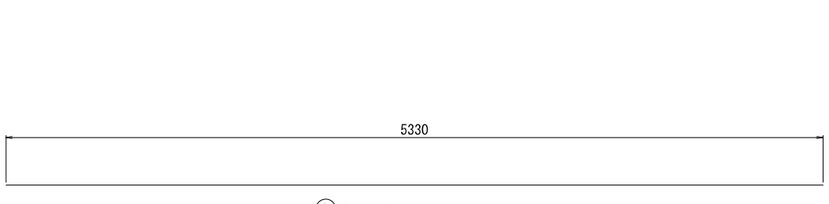


8-R.B φ36×1030
24-M36(1種N)
8-M36用ワッシャー
8-F.B 100×9×600

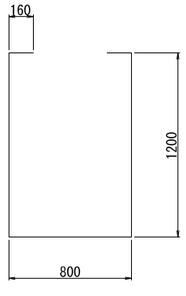
D － D



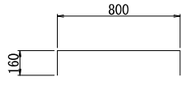
鉄筋加工図



A1 14 － D13×5330



A2 18 － D13×3520



A3 18 － D13×1120

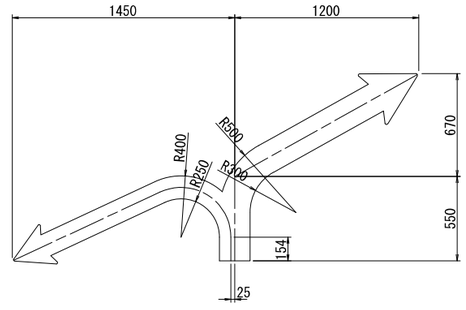
特記

1. 鋼材は全てSS400とする。
2. 鋼材には全て溶融亜鉛メッキを施す。(鋼材厚6mm以上、HTB:HDZT-77、普通ボルト:HDZT-49)

工事名	Ｒ８大宮国道管内標識設置他工事
図面名	国道16号 川越市小仙波地先 (下り) 直接基礎構造詳細図
作成年月日	令和 8 年 7 月
縮尺	図 示
図面番号	9 / 28
会社名	株式会社 片平新日本技研
事業者名	国土交通省 関東地方整備局 大宮国道事務所

国道16号 川越市小仙波地先（下り） レイアウト詳細図　S=1:20

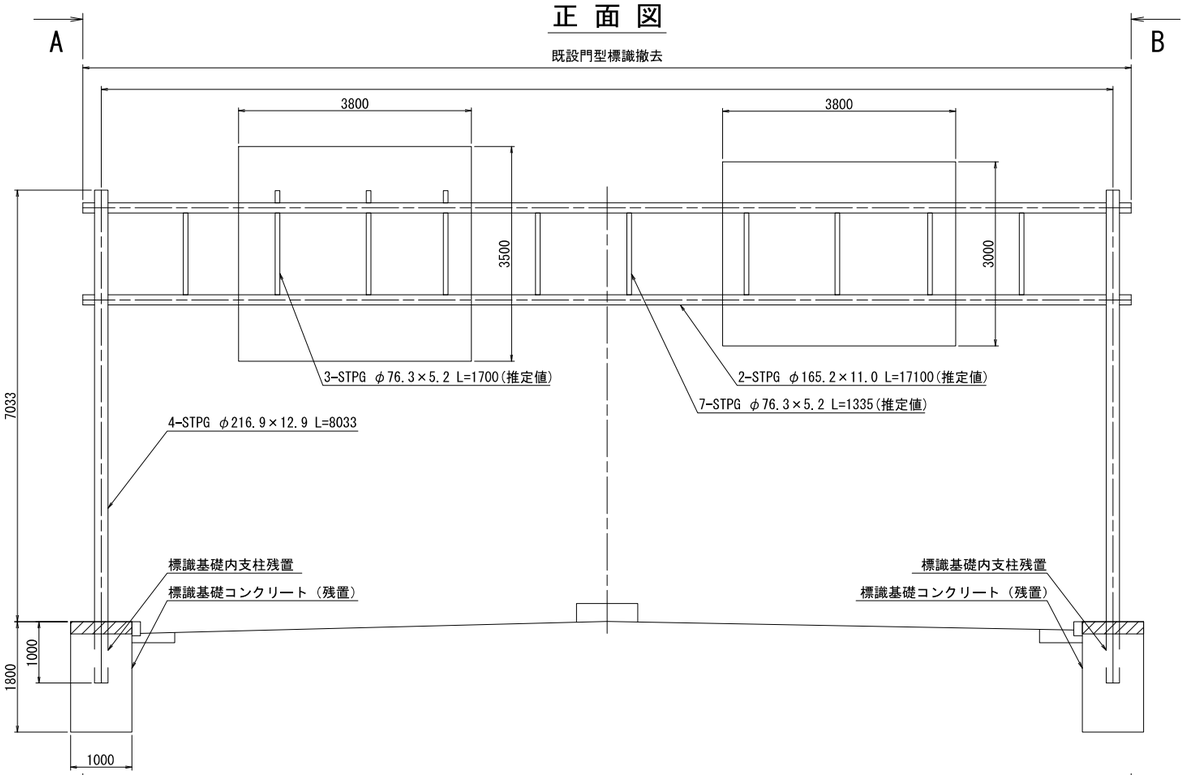




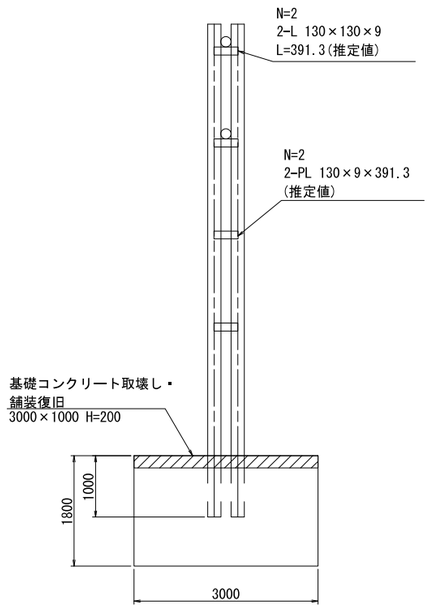
工事名	Ｒ８大宮国道管内標識設置他工事		
図面名	国道16号 川越市小仙波地先 （下り） レイアウト詳細図		
作成年月日	令和 ８ 年 ７ 月		
縮尺	図　示	図面番号	10 / 28
会社名	株式会社 片平新日本技研		
事業者名	国土交通省 関東地方整備局 大宮国道事務所		

国道16号 川越市小仙波地先 門型標識撤去詳細図 S=1:50

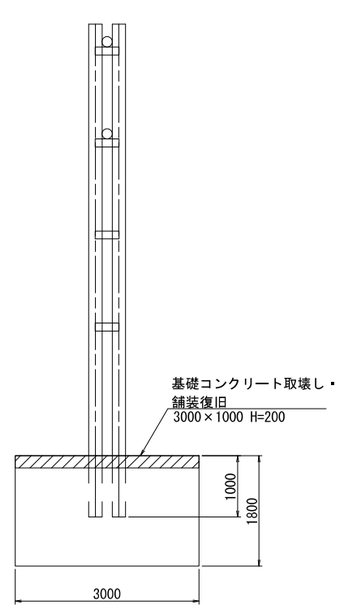
正 面 図



A-A断面図



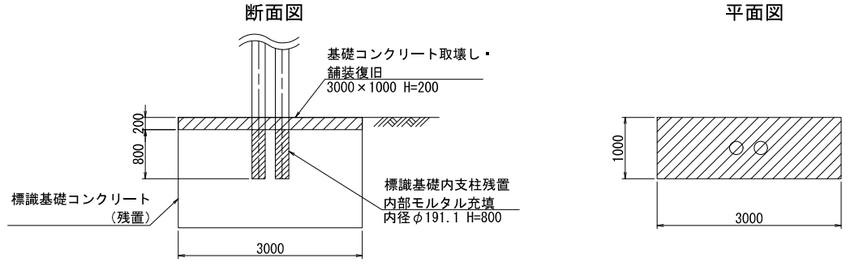
B-B断面図



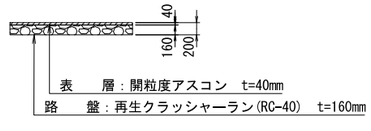
数 量 表

工　　種	名　　称	規　　格	単 位	数 量	摘 要
道路標識撤去工					
	標識板撤去	反射板(2m2以上)	基	2	
		反射板(2m2以上)	m2	24.7	
	門型標識支柱撤去工	スパン10m～20m	基	1	
	撤去鋼材質量		t	3.6	
	舗装版切断工	アスファルト舗装t=15cm以下	m	10.0	
	舗装版破砕工	アスファルト舗装t=15cm以下	m2	6.0	
	基礎コンクリート取壊し	無筋コンクリート	m3	1.2	
	殻運搬	アスファルト殻	m3	0.2	
		コンクリート殻　無筋構造物	m3	1.2	
	殻処分	アスファルト殻	m3	0.2	
		コンクリート殻　無筋構造物	m3	1.2	
	モルタル充填		m3	0.1	
復旧工					
	アスファルト舗装工	表層(開粒度As　t=40mm)	m2	6.0	
		路盤：再生ｸﾗｯｼｬｰﾗﾝ (RC-40)　t=160mm	m2	6.0	

基部撤去詳細図 ※新設基礎については別途計上



舗装断面図



注記）
1. 事前に現場調査・取り合い確認の上，製作・施工に反映とする。

工事名	Ｒ８大宮国道管内標識設置他工事		
図面名	国道16号 川越市小仙波地先 門型標識撤去詳細図		
作成年月日	令和 ８ 年 ７ 月		
縮尺	図　示	図面番号	11 / 28
会社名	株式会社 片平新日本技研		
事業者名	国土交通省 関東地方整備局 大宮国道事務所		

標識設置設計（浦和出張所管内）位置図



国道17号
戸田市本町一丁目地先
F型標識
17.700Kp

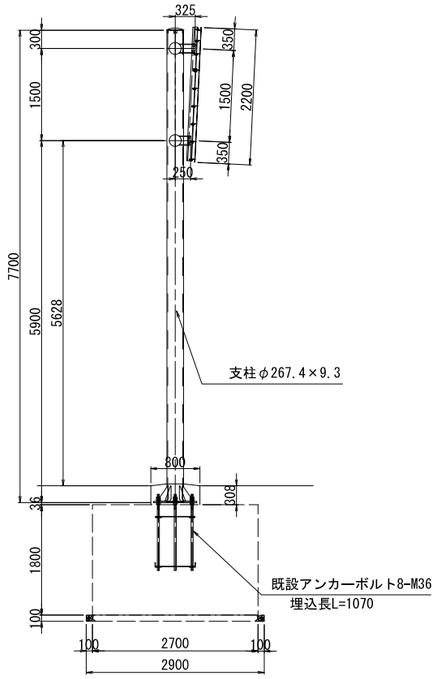
国道17号
さいたま市中央区下落合地先
地点名標識
27.700Kp

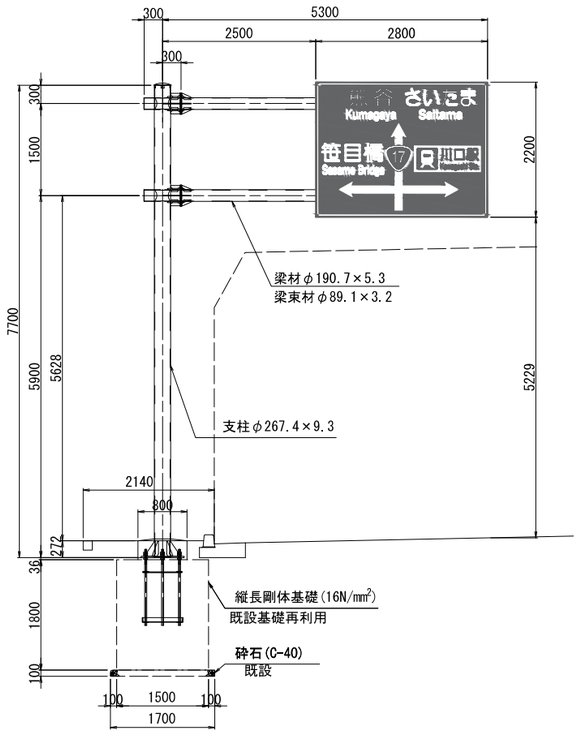
1:50,000

1000 500 0 1000 2000 3000 4000m

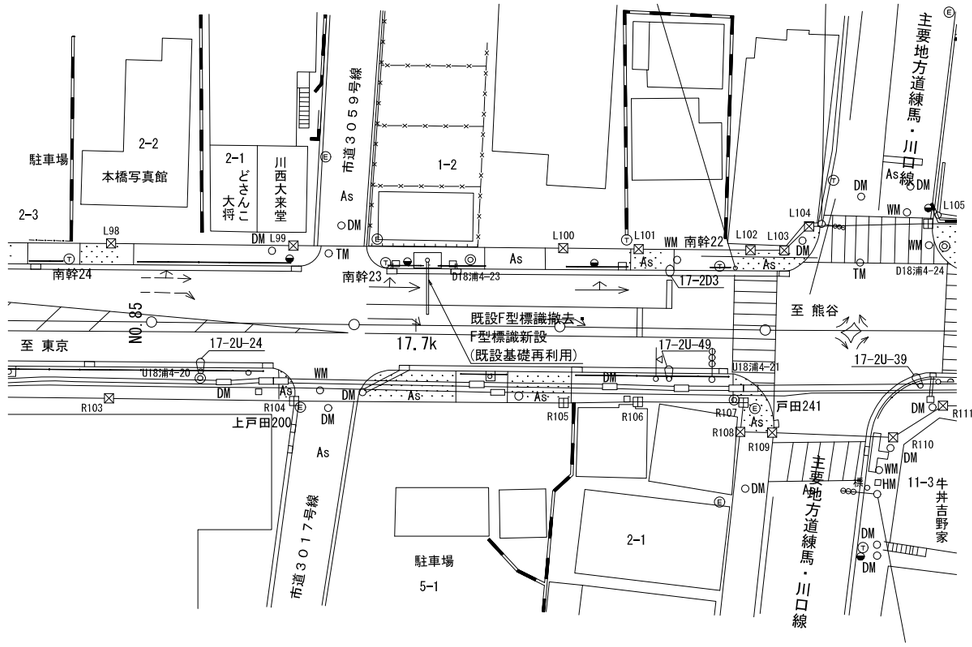
工事名	R８大宮国道管内標識設置他工事		
図面名	標識設置（浦和出張所管内）位置図		
年月日	令和 ８ 年 ７ 月		
縮尺	1/50,000	図面番号	12 ／ 28
設計会社名	株式会社 片平新日本技研		
事務所名	国土交通省 関東地方整備局 大宮国道事務所		

国道17号 戸田市本町一丁目地先 F型標識一般図　S=1:50

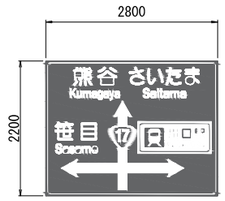




位 置 図 1:300



<No.4> 既設標識



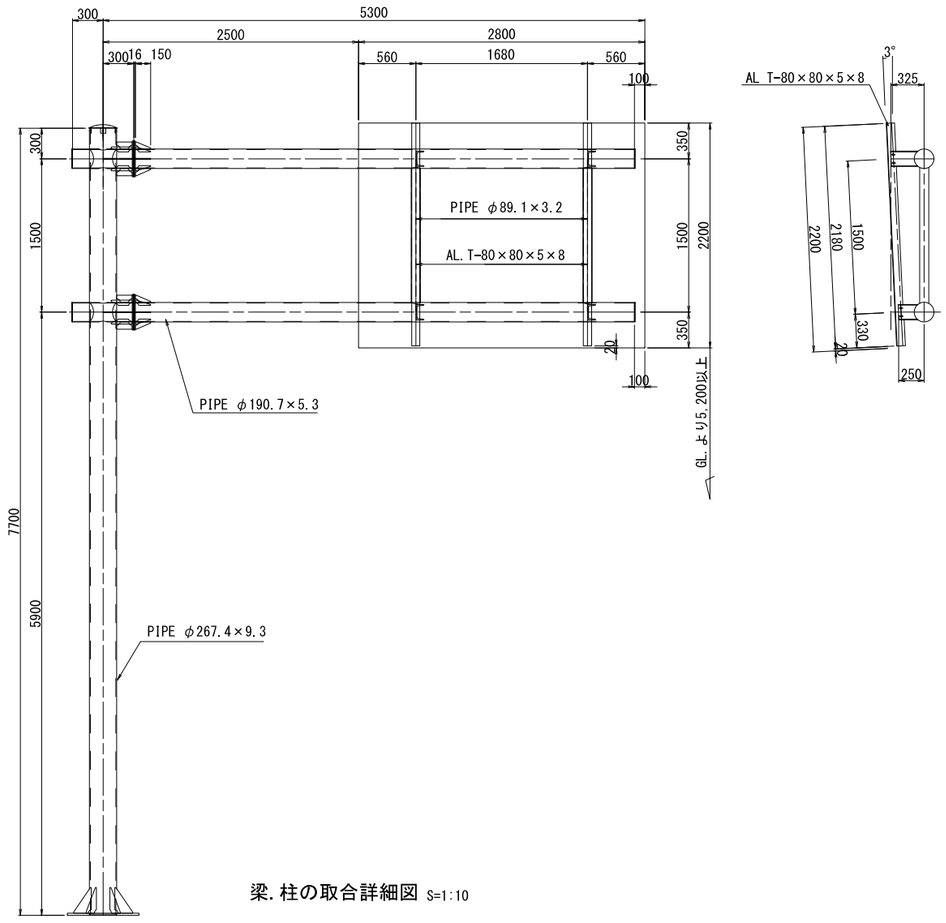
数 量 表

工　種	名　称	規　格	単 位	数 量	摘 要
道路標識設置工					
	標識板設置	反射板(2m2以上)	基	1	
		反射板(2m2以上)	m2	6.2	
	F型標識支柱設置工	400kg以上	基	1	
	鋼材質量	F型標識支柱	t	0.9	
	根巻きコンクリート施工	無筋コンクリート	m3	0.2	

注記)
1. 地下埋設物のオフセットは、平面図からの推定値のため試験堀により確認すること。

工事名	R８大宮国道管内標識設置他工事		
図面名	国道17号 戸田市本町一丁目地先 F型標識一般図		
作成年月日	令和 ８ 年 ７ 月		
縮尺	図　示	図面番号	13 / 28
会社名	株式会社 片平新日本技研		
事業者名	国土交通省 関東地方整備局 大宮国道事務所		

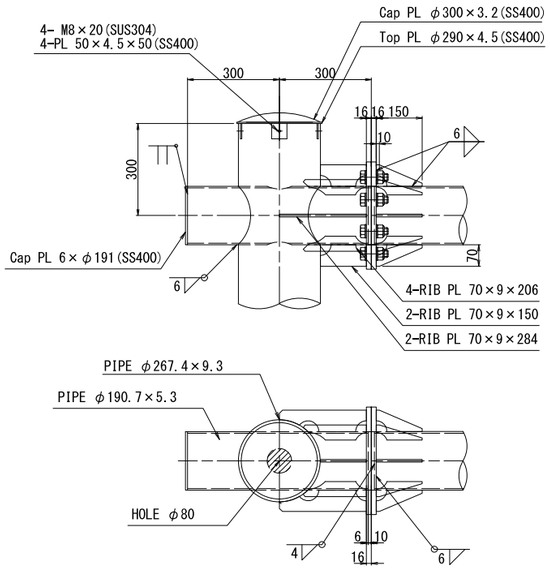
国道17号 戸田市本町一丁目地先 F型柱構造詳細図 S=1:30

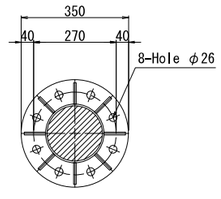


支柱材料表 No.4

使用箇所	種別	断面・寸法 (mm)	長さ(面積) m(㎡)	1個分重量 (kg)	数量	重量 (kg)	備 考
柱材	STK	φ 267.4 × 9.3	7.690	455.248	1	455.2	
ベース	P.L	700 × 22 × 700	(0.490)	84.623	1	84.6	
リブ	〃	200 × 12 × 250	(0.025)	2.355	8	18.8	1/2
フランジ	P.L	φ 350 × 16	(0.096)	12.083	2	24.2	
リブ	〃	70 × 9 × 206	(0.014)	1.017	8	8.1	
〃	〃	70 × 9 × 150	(0.011)	0.742	4	3.0	
〃	〃	70 × 9 × 284	(0.020)	1.406	4	5.6	
梁材	STK	φ 190.7 × 5.3	0.590	14.278	2	28.6	
キャップ	P.L	φ 300 × 3.2	(0.071)	1.776	1	1.8	
〃	〃	φ 290 × 4.5	(0.066)	2.331	1	2.3	
〃	〃	50 × 4.5 × 50	(0.003)	0.088	4	0.4	
キャップ	P.L	φ 191 × 6	(0.029)	1.347	2	2.7	
梁材	STK	φ 190.7 × 5.3	4.560	110.352	2	220.7	
梁束材	STK	φ 89.1 × 3.2	1.330	9.024	2	18.0	
フランジ	P.L	φ 350 × 16	(0.096)	12.083	2	24.2	
リブ	〃	70 × 9 × 150	(0.005)	0.374	16	6.0	1/2
キャップ	P.L	φ 191 × 6	(0.029)	1.347	2	2.7	
板取付	[	150 × 75 × 6.5	0.270	5.022	2	10.0	
板取付	〃	150 × 75 × 6.5	0.195	3.627	2	7.3	
					計	924.2	
BOLT	M	24 × 75		0.549	16	8.8	1-UN,2-W
BOLT	M	16 × 40		0.149	8	1.2	1-UN,2-W
BOLT	M	8 × 20		0.013	4	0.1	
					計	10.1	

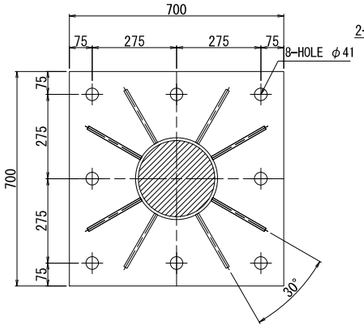
梁.柱の取合詳細図 S=1:10

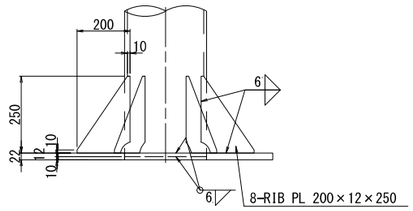




N=2
2-F.PL φ350×16
8-RIB PL 70×9×150
8-BOLT M24×75(1-UN,2-W)
4-RIB PL 70×9×206
2-RIB PL 70×9×150
2-RIB PL 70×9×284

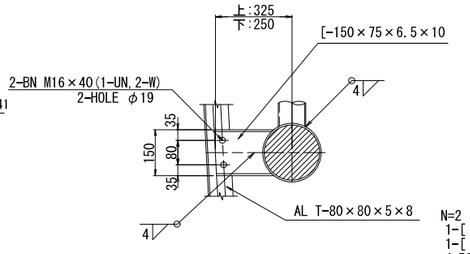
柱脚部詳細図 S=1:10



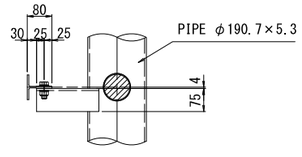


1-BASE PL 700×22×700
8-RIB PL 200×12×250

標示板取付金具詳細図 S=1:10



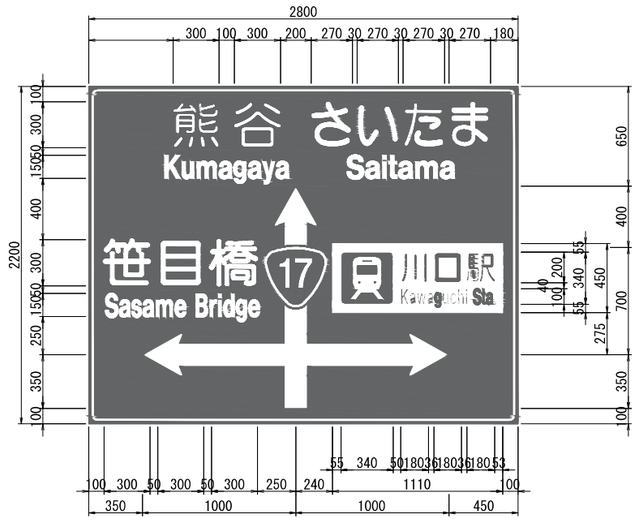
N=2
1-[150×75×6.5×10×270
1-[150×75×6.5×10×195
4-BOLT M16×40(1-UN,2-W)



特記
1. 特記なき材質は全て鋼板SN400B、鋼管STK400、ボルト強度区分4.6とする。
2. 鋼材には全て溶融亜鉛メッキを施す。(鋼材厚6mm以上、HTB:HDZT-77、鋼材厚3mm超～5mm:HDZT-63、普通ボルト:HDZT-49)
3. 普通ボルトはゆるみ止めナットを使用するものとする。
4. スカーラップは全てR35とする。
5. 部材の角部は1R程度の処理とする。

工事名	Ｒ８大宮国道管内標識設置他工事		
図面名	国道17号 戸田市本町一丁目地先 F型柱構造詳細図		
作成年月日	令和 8 年 7 月		
縮尺	図 示	図面番号	14 / 28
会社名	株式会社 片平新日本技研		
事業者名	国土交通省 関東地方整備局 大宮国道事務所		

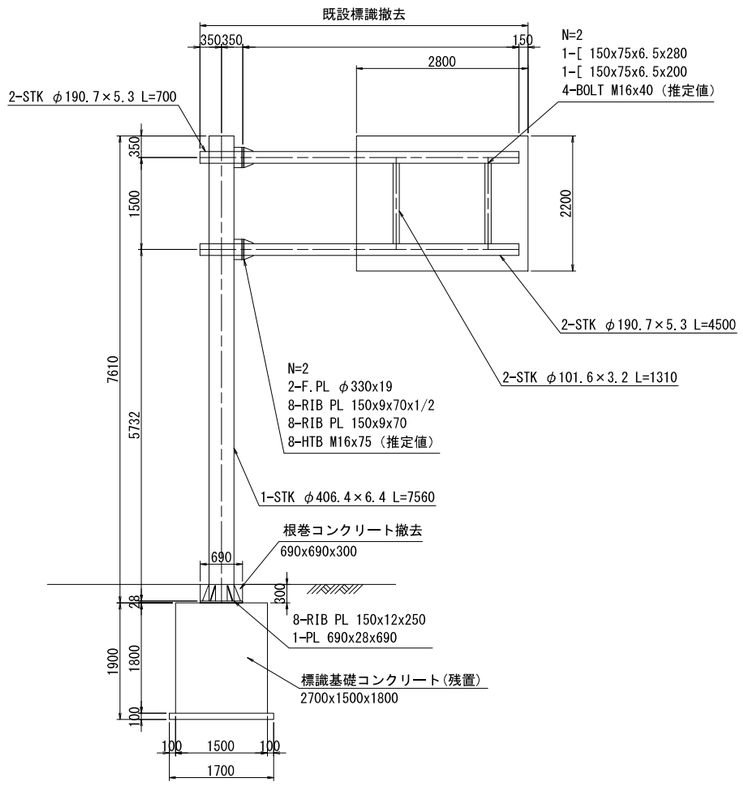
国道17号 戸田市本町一丁目地先 レイアウト詳細図 S=1:20



工事名	Ｒ８大宮国道管内標識設置他工事		
図面名	国道17号 戸田市本町一丁目地先 レイアウト詳細図		
作成年月日	令和 ８ 年 ７ 月		
縮尺	図　示	図面番号	15 / 28
会社名	株式会社 片平新日本技研		
事業者名	国土交通省 関東地方整備局 大宮国道事務所		

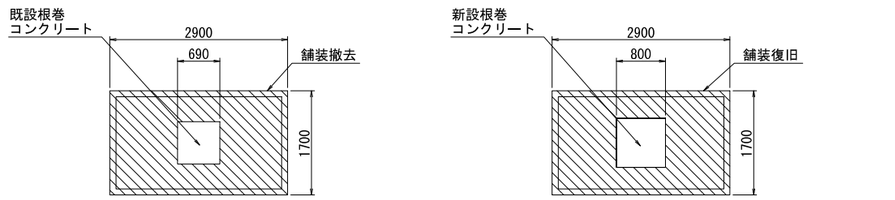
国道17号 戸田市本町一丁目地先 F型標識撤去詳細図 S=1:50

正 面 図

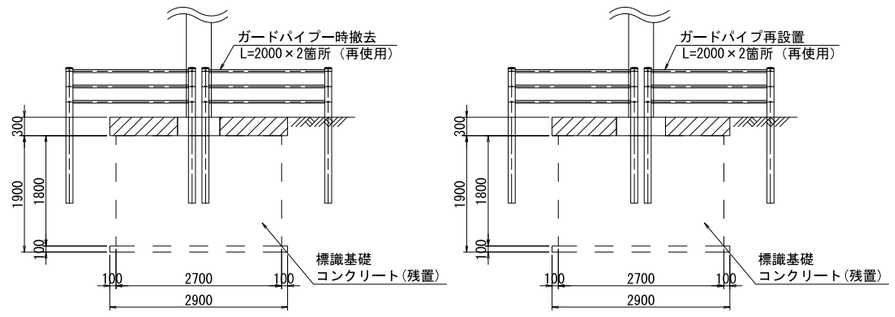


舗装詳細図

平面図



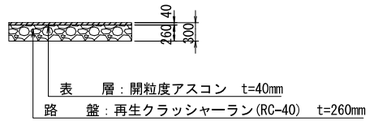
断面図



数 量 表

工　　種	名　　称	規　　格	単 位	数 量	摘 要
道路標識撤去工					
	標識板撤去	反射板(2m2以上)	基	1	
		反射板(2m2以上)	m2	6.2	
	F型標識支柱撤去工	400kg以上	基	1	
	撤去鋼材質量		t	1.0	
	舗装版切断工	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装 t=15cm以下	m	6.3	
	舗装版破砕工	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装 t=15cm以下	m2	4.5	
	構造物取壊し工	無筋構造物	m3	0.1	
	殻運搬	アスファルト殻	m3	0.2	
		コンクリート殻 無筋構造物	m3	0.1	
	殻処分	アスファルト殻	m3	0.2	
		コンクリート殻 無筋構造物	m3	0.1	
	ガードパイプ撤去工	再使用	m	4.0	
復旧工					
	アスファルト舗装工	表層(開粒度As t=40mm)	m2	4.3	
		路盤：再生ｸﾗｯｼｬｰﾗﾝ (RC-40) t=260mm	m2	4.3	
	ガードパイプ復旧工	再使用	m	4.0	

舗装断面図

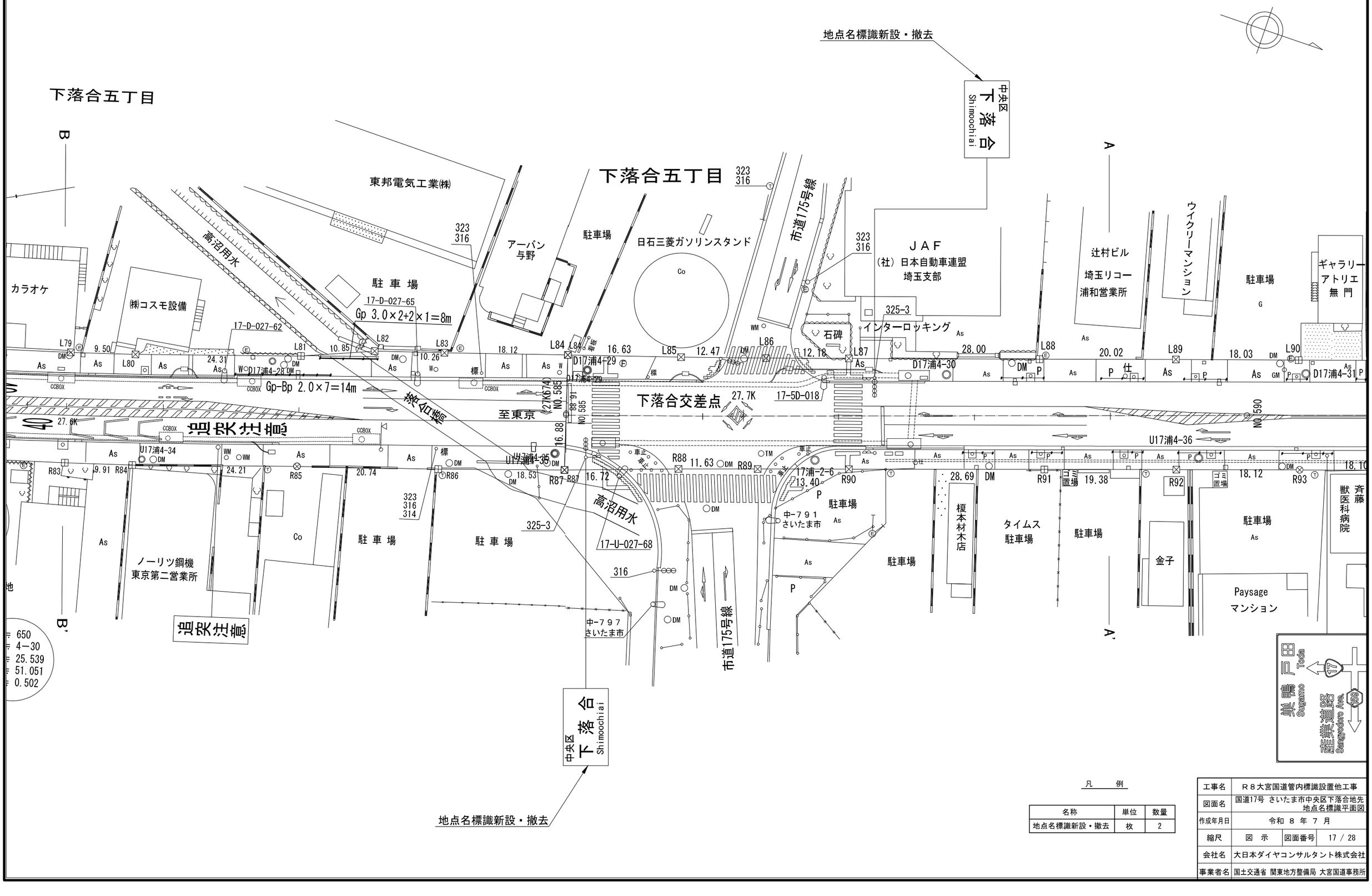


注記）
1.事前に現場調査・取り合い確認の上，製作・施工に反映とする。

工事名	Ｒ８大宮国道管内標識設置他工事		
図面名	国道17号 戸田市本町一丁目地先 F型標識撤去詳細図		
作成年月日	令和 ８ 年 ７ 月		
縮尺	図　示	図面番号	16 / 28
会社名	株式会社 片平新日本技研		
事業者名	国土交通省 関東地方整備局 大宮国道事務所		

国道17号 さいたま市中央区下落合地先 地点名標識平面図

国道17号（さいたま市中央区）下落合交差点



凡　例

名称	単位	数量
地点名標識新設・撤去	枚	2

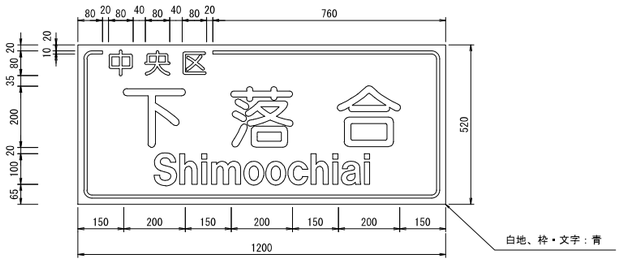
工事名	Ｒ８大宮国道管内標識設置他工事		
図面名	国道17号 さいたま市中央区下落合地先 地点名標識平面図		
作成年月日	令和 ８ 年 ７ 月		
縮尺	図　示	図面番号	17 / 28
会社名	大日本ダイヤコンサルタント株式会社		
事業者名	国土交通省 関東地方整備局 大宮国道事務所		

国道17号 さいたま市中央区下落合地先 地点名標識詳細図

国道17号（さいたま市中央区）下落合交差点

地点名標識
下落合

レイアウト図　S=1:10

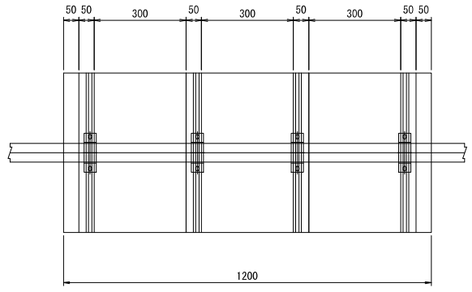


取付け詳細図　S=1:10

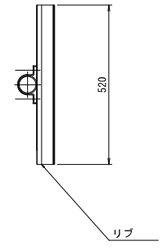
正面図



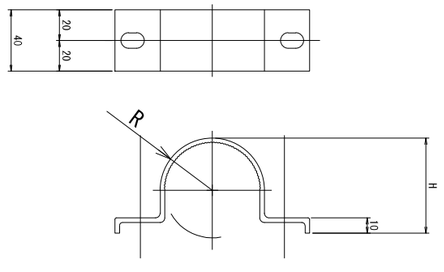
背面図



側面図



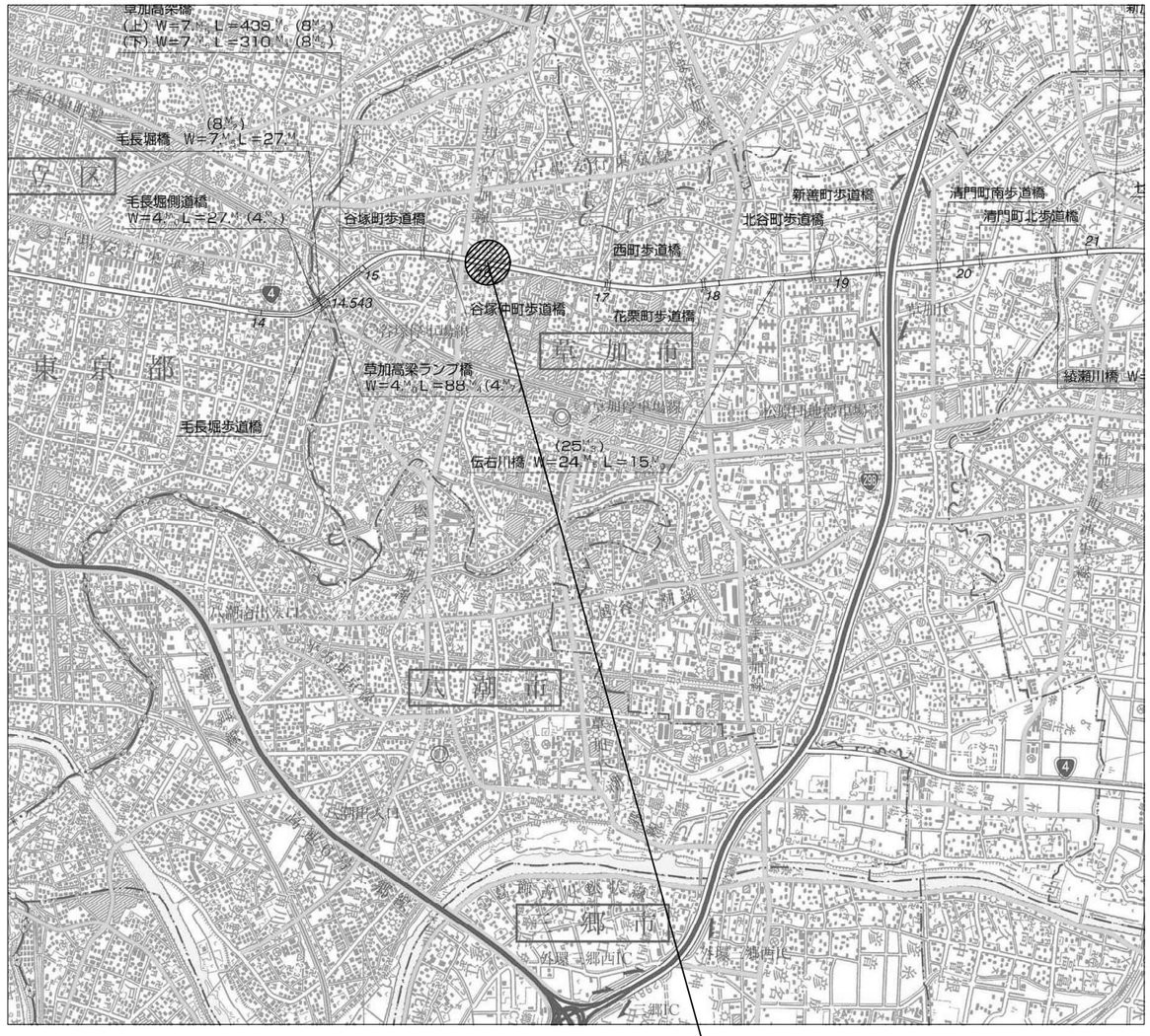
Uバンド S=1:5

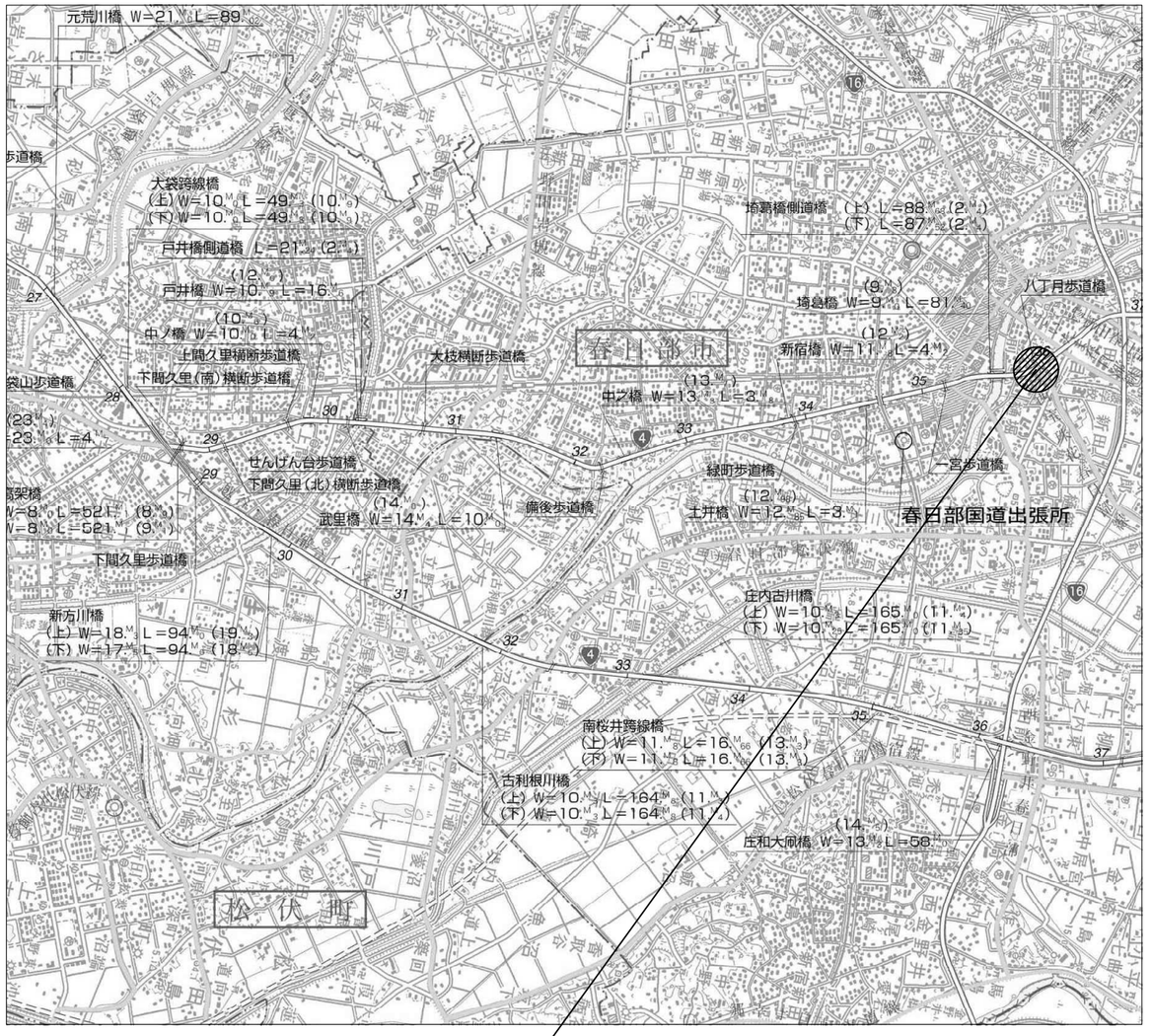


特記事項
(1) 既設梁材を計測した後、製作に着手すること。

工事名	Ｒ８大宮国道管内標識設置他工事		
図面名	国道17号 さいたま市中央区下落合地先 地点名標識詳細図		
作成年月日	令和 ８ 年 ７ 月		
縮尺	図　示	図面番号	18 / 28
会社名	大日本ダイヤコンサルタント株式会社		
事業者名	国土交通省 関東地方整備局 大宮国道事務所		

標識設置（春日部国道出張所管内）位置図





国道4号
草加市谷塚仲町地先
F型標識
15.930Kp

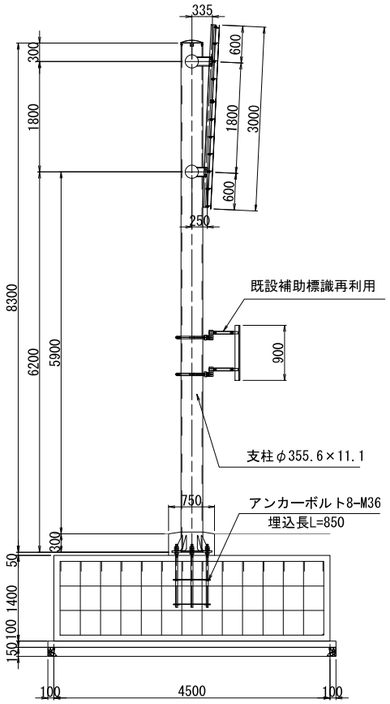
国道4号
春日部市八丁目地先
F型標識
36.020Kp

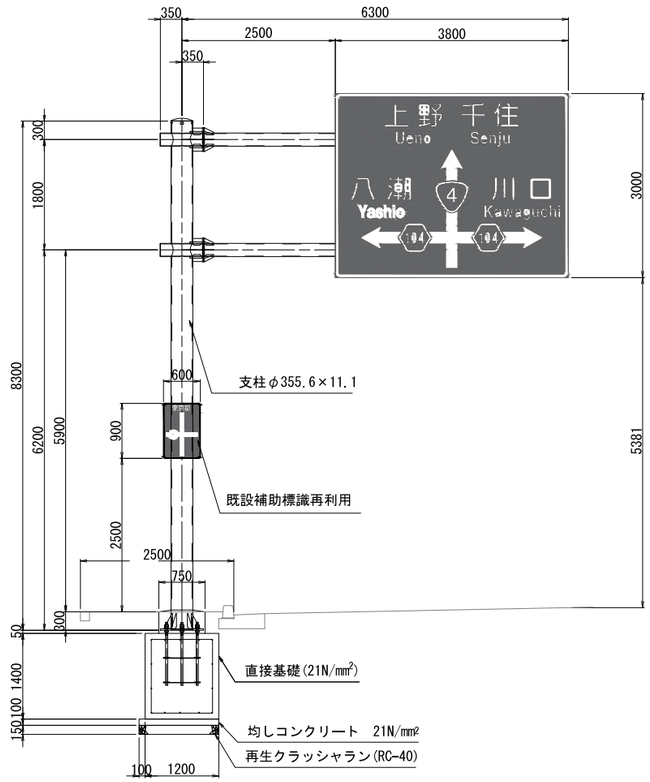
1:50,000

1000 500 0 1000 2000 3000 4000m

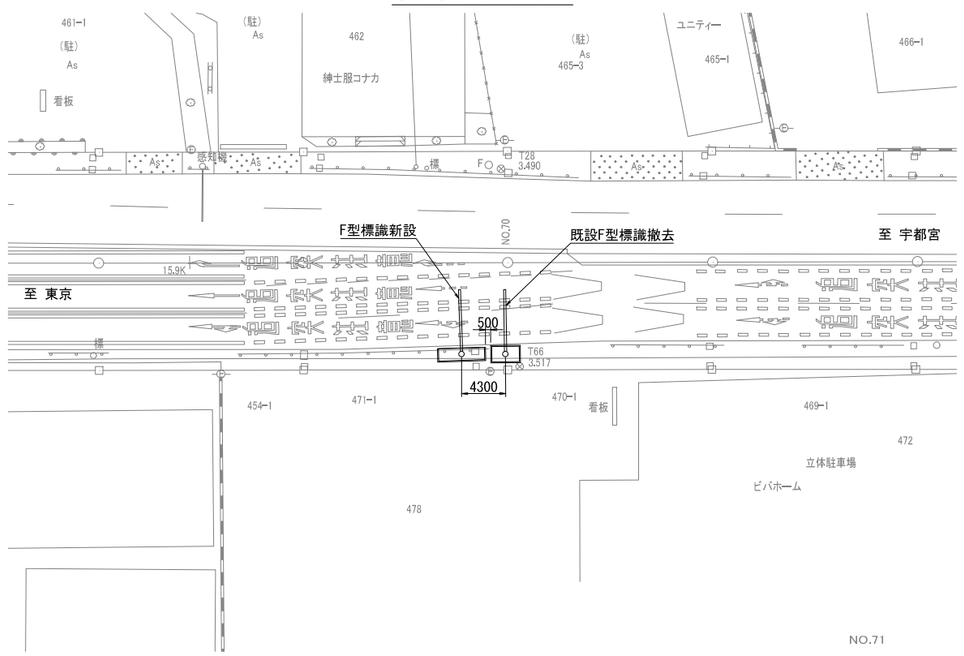
工事名	Ｒ８大宮国道管内標識設置他工事		
図面名	標識設置（春日部国道出張所管内）位置図		
年月日	令和 ８ 年 ７ 月		
縮尺	1/50,000	図面番号	19 ／ 28
設計会社名	株式会社　片平新日本技研		
事務所名	国土交通省 関東地方整備局 大宮国道事務所		

国道4号 草加市谷塚仲町地先 F型標識一般図 S=1:50



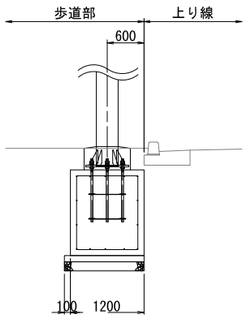


位置図 1:300

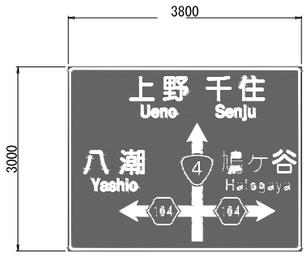


数量表

工種	名称	規格	単位	数量	摘要
道路標識設置工					
	標識板設置	反射板(2m2以上)	基	1	
		反射板(2m2以上)	m2	11.4	
		添架式標識板	m2	1	一時撤去・再設置
	F型標識支柱設置工	400kg以上	基	1	
	鋼材質量	F型標識支柱	t	1.6	
		直接基礎	t	0.2	
	人力掘削		m3	12.0	
	標識基礎設置		m3	7.6	
	根巻きコンクリート施工	無筋コンクリート	m3	0.2	
	舗装版切断工	アスファルト舗装t=15cm以下	m	7.3	
	舗装版破砕工	アスファルト舗装t=15cm以下	m2	6.1	
	殻運搬	アスファルト殻	m3	0.2	
	殻処分	アスファルト殻	m3	0.2	
	ガードパイプ撤去工	再使用	m	6.0	
	アスファルト舗装工	表層(開粒度As t=40mm)	m2	5.5	
		路盤：再生ｸﾗｯｼｬｰﾗﾝ (RC-40) t=310mm	m2	5.5	
	埋戻し	良質土（搬入土）	m3	1.0	
	ガードパイプ復旧工	再使用	m	6.0	

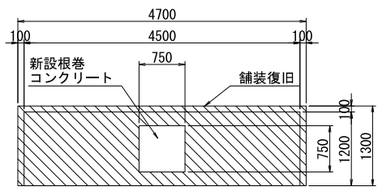


〈No.5〉既設標識

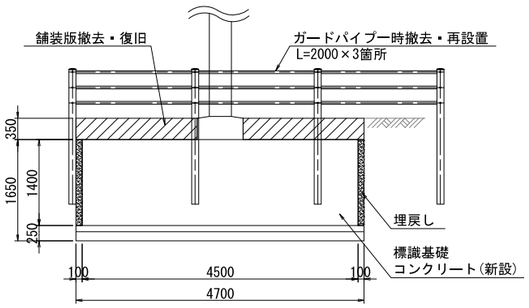


舗装詳細図

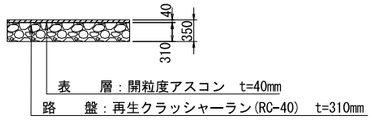
平面図



断面図



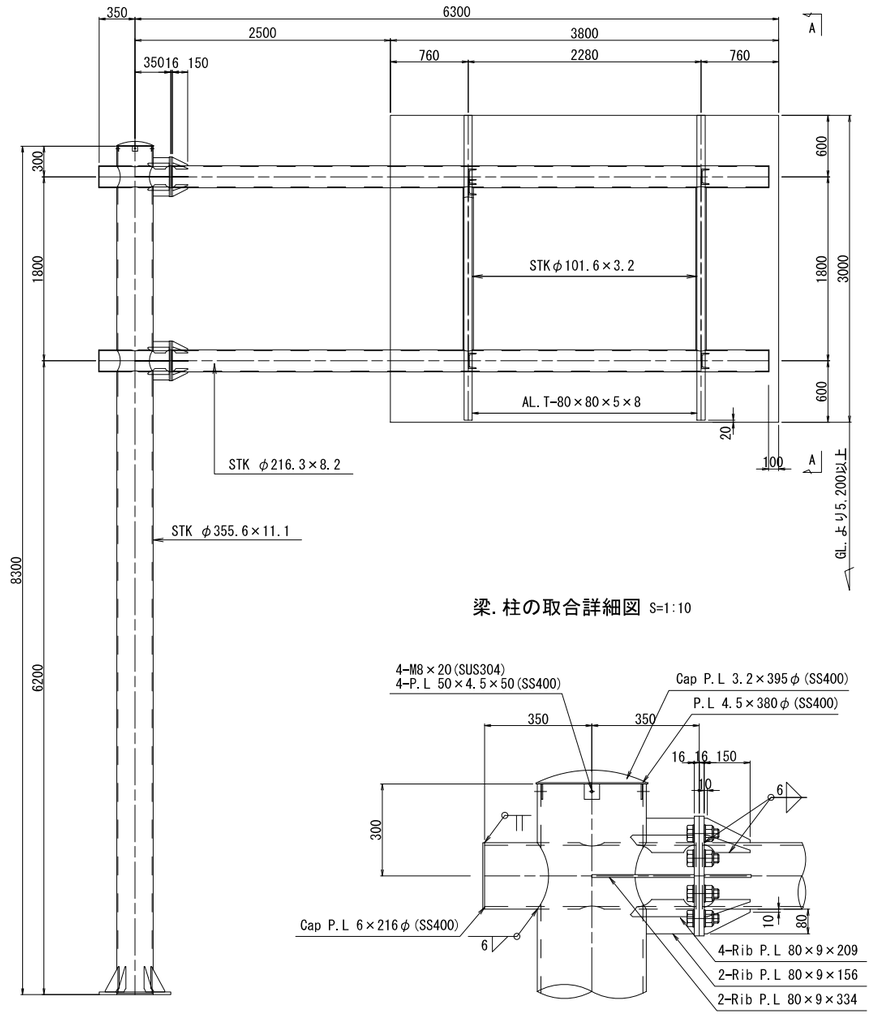
舗装断面図



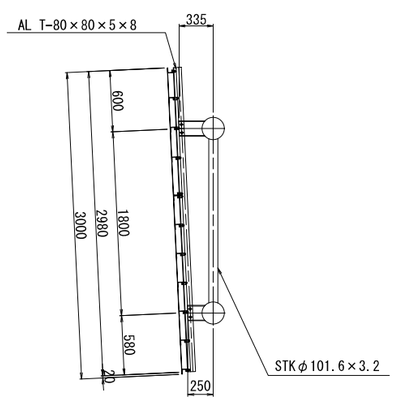
注記）
1. 地下埋設物のオフセットは、平面図からの推定値のため試験堀により確認すること。
2. 基礎設置前に基礎地盤の確認を行うこと。

工事名	Ｒ８大宮国道管内標識設置他工事
図面名	国道4号 草加市谷塚仲町地先 F型標識一般図
作成年月日	令和 ８ 年 ７ 月
縮尺	図 示
図面番号	20 / 28
会社名	株式会社片平新日本技研
事業者名	国土交通省 関東地方整備局 大宮国道事務所

国道4号 草加市谷塚仲町地先 F型柱構造詳細図 S=1:30



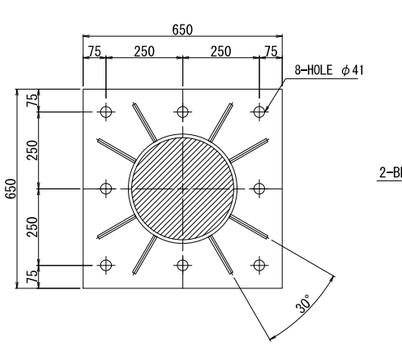
梁. 柱の取合詳細図 S=1:10

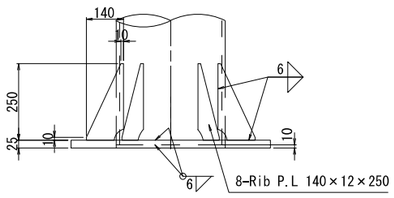


柱脚部詳細図 S=1:10

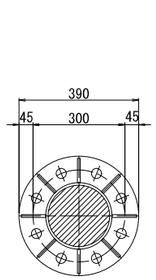
支柱材料表 No.5

使用箇所	種別	断面・寸法 (mm)	長さ(面積) m(㎡)	1個分重量 (kg)	数量	重量 (kg)	備 考
柱材	STK	φ 355.6 × 11.1	8.290	781.747	1	781.7	
ベース	P.L	650 × 25 × 650	(0.423)	82.916	1	82.9	
リブ	〃	140 × 12 × 250	(0.018)	1.649	8	13.2	1/2
フランジ	P.L	φ 390 × 16	(0.119)	14.997	2	30.0	
リブ	〃	80 × 9 × 156	(0.013)	0.883	4	3.5	
〃	〃	80 × 9 × 209	(0.017)	1.180	8	9.4	
〃	〃	80 × 9 × 334	(0.027)	1.886	4	7.5	
梁材	STK	φ 216.3 × 8.2	0.690	29.049	2	58.1	
キャップ	P.L	φ 395 × 3.2	(0.123)	3.077	1	3.1	
〃	〃	φ 380 × 4.5	(0.113)	4.005	1	4.0	
〃	〃	50 × 4.5 × 50	(0.003)	0.088	4	0.4	
キャップ	P.L	φ 216 × 6	(0.037)	1.724	2	3.4	
梁材	STK	φ 216.3 × 8.2	5.840	245.864	2	491.7	
梁束材	STK	φ 101.6 × 3.2	1.609	12.486	2	25.0	
フランジ	P.L	φ 390 × 16	(0.119)	14.997	2	30.0	
リブ	〃	80 × 9 × 150	(0.006)	0.424	16	6.8	1/2
キャップ	P.L	φ 216 × 6	(0.037)	1.724	2	3.4	
板取付	[	150 × 75 × 6.5	0.260	4.836	2	9.7	
板取付	〃	150 × 75 × 6.5	0.175	3.255	2	6.5	
					計	1570.3	
BOLT	M	30 × 85		1.048	16	16.8	1-UN,2-W
BOLT	M	16 × 40		0.149	8	1.2	1-UN,2-W
BOLT	M	8 × 20		0.013	4	0.1	
					計	18.1	

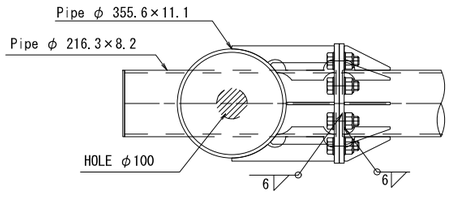




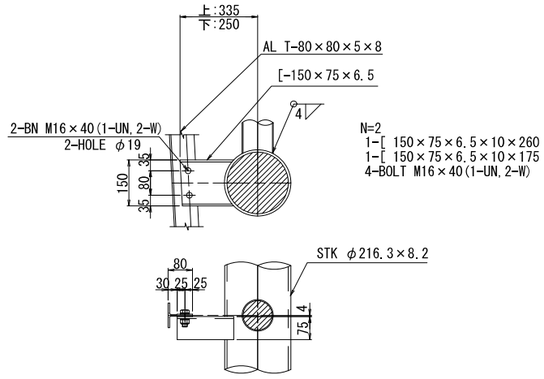
1-Base P.L 650×25×650
8-Rib P.L 140×12×250



N=2
2-F.P.L 16×390φ
8-Rib P.L 80×9×150
4-Rib P.L 80×9×209
2-Rib P.L 80×9×156
2-Rib P.L 80×9×334
8-BN M30×85(1-UN,2-W)



標示板取付金具詳細図 S=1:10

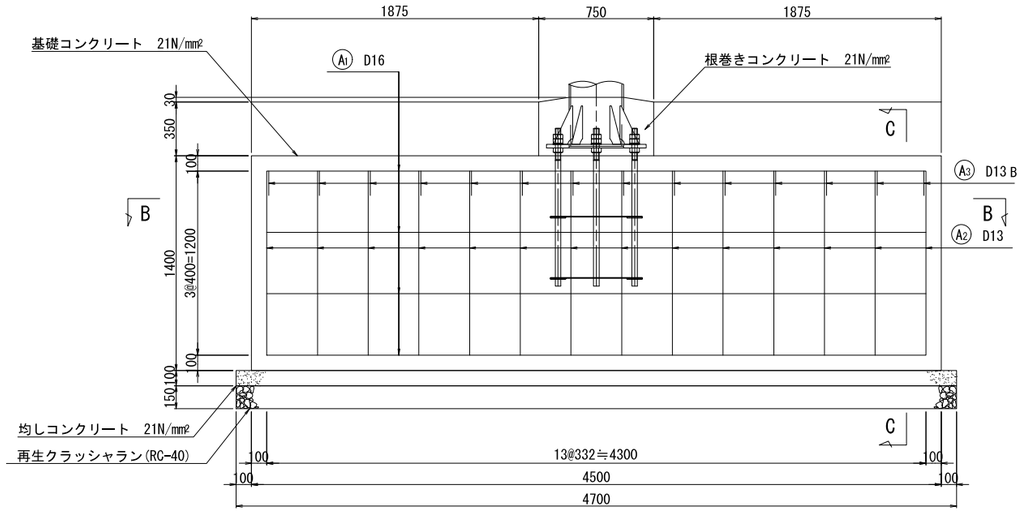


特記
1. 特記なき材質は全て鋼板SN400B、鋼管STK400、ボルト強度区分4.6とする。
2. 鋼材には全て溶融亜鉛メッキを施す。(鋼材厚6mm以上、
 HTB:HDZT-77、鋼材厚3mm超～5mm:HDZT-63、普通ボルト:HDZT-49)
3. 普通ボルトはゆるみ止めナットを使用するものとする。
4. スカーラップは全てR35とする。
5. 部材の角部は1R程度の処理とする。

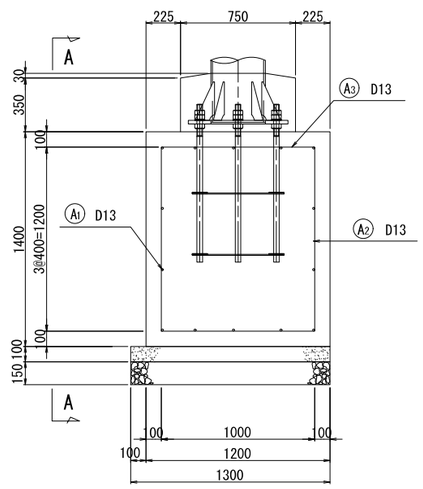
工事名	Ｒ８大宮国道管内標識設置他工事		
図面名	国道4号 草加市谷塚仲町地先 F型柱構造詳細図		
作成年月日	令和 8 年 7 月		
縮尺	図 示	図面番号	21 / 28
会社名	株式会社片平新日本技研		
事業者名	国土交通省 関東地方整備局 大宮国道事務所		

国道4号 草加市谷塚仲町地先 直接基礎構造詳細図 S=1:20

A － A



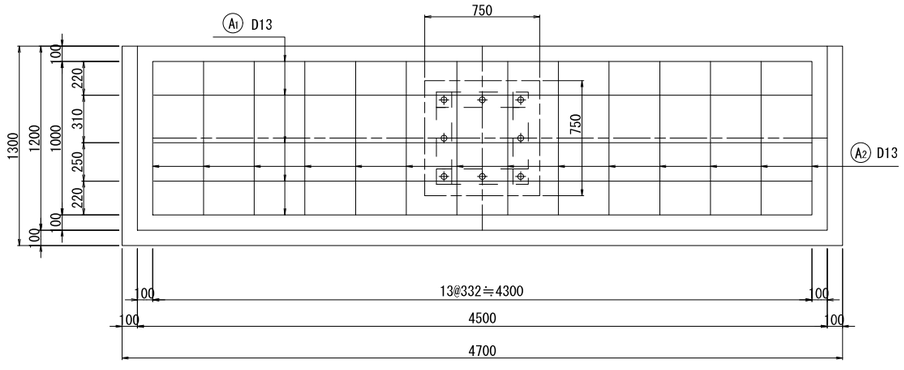
C － C



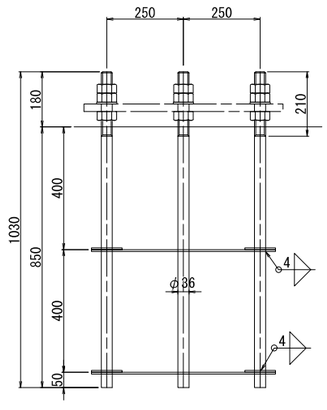
直接基礎材料表 No.5(下り) 1基あたり

使用箇所	種別	断面・寸法 (mm)	長さ(面積) m(㎡)	1個分重量 (kg)	数量	容量・重量 (?) (kg)	備 考
コンクリート		1200 × 4500 × 1400	_	_	1	7.6	BB212B
根巻きコンクリート		750 × 750 × 350	_	_	1	0.2	〃
均しコンクリート		1300 × 4700 × 100	_	_	1	0.6	〃
再生砕石		1300 × 4700 × 150	_	_	1	0.9	
鉄筋A1		D 13 × 4330	4330	4.308	14	60.3	
鉄筋A2		D 13 × 3720	3.720	3.701	14	51.8	
鉄筋A3		D 13 × 1320	1.320	1.313	14	18.4	
					計	130.5	
アンカーボルト	M	φ 36	1.030	8.230	8	65.8	
アンカーフレーム	FB	100 × 9	0.600	4.236	8	33.9	
1種ナット	M	36		0.397	24	9.5	
ワッシャー	M	36		0.104	8	0.8	
					計	110.0	

B － B

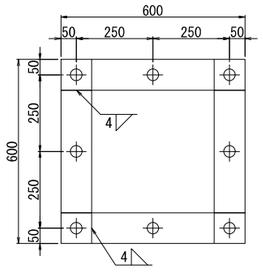


アンカーボルト詳細図 S=1:10

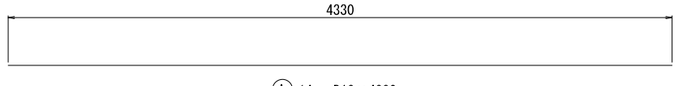


8-R.B φ36×1030
24-M36(1種N)
8-M36用ワッシャー
8-F.B 100×9×600

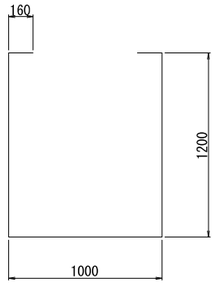
D － D



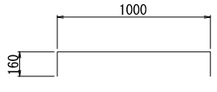
鉄筋加工図



A1 14 － D13×4330



A2 14 － D13×3720



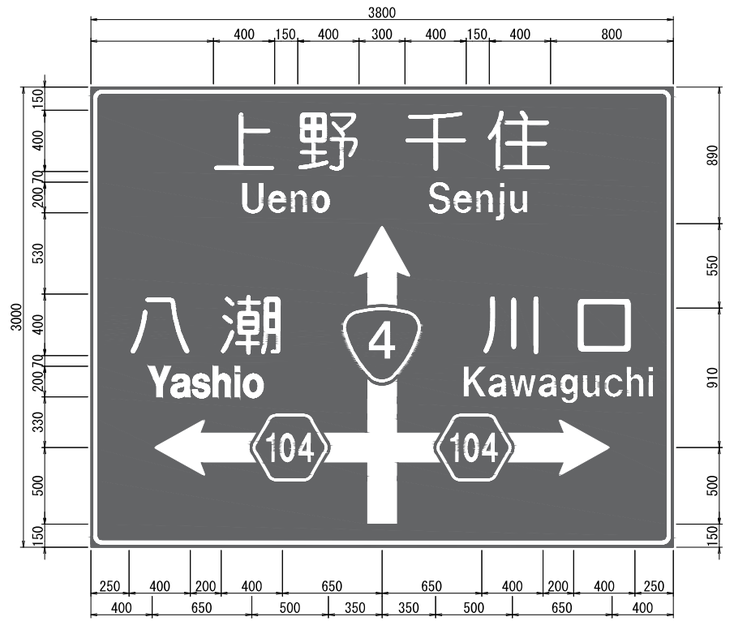
A3 14 － D13×1320

特記

1. 鋼材は全てSS400とする。
2. 鋼材には全て溶融亜鉛メッキを施す。(鋼材厚6mm以上、HTB:HDZT-77、普通ボルト:HDZT-49)

工事名	Ｒ８大宮国道管内標識設置他工事		
図面名	国道4号 草加市谷塚仲町地先 直接基礎構造詳細図		
作成年月日	令和 8 年 7 月		
縮尺	図 示	図面番号	22 / 28
会社名	株式会社片平新日本技研		
事業者名	国土交通省 関東地方整備局 大宮国道事務所		

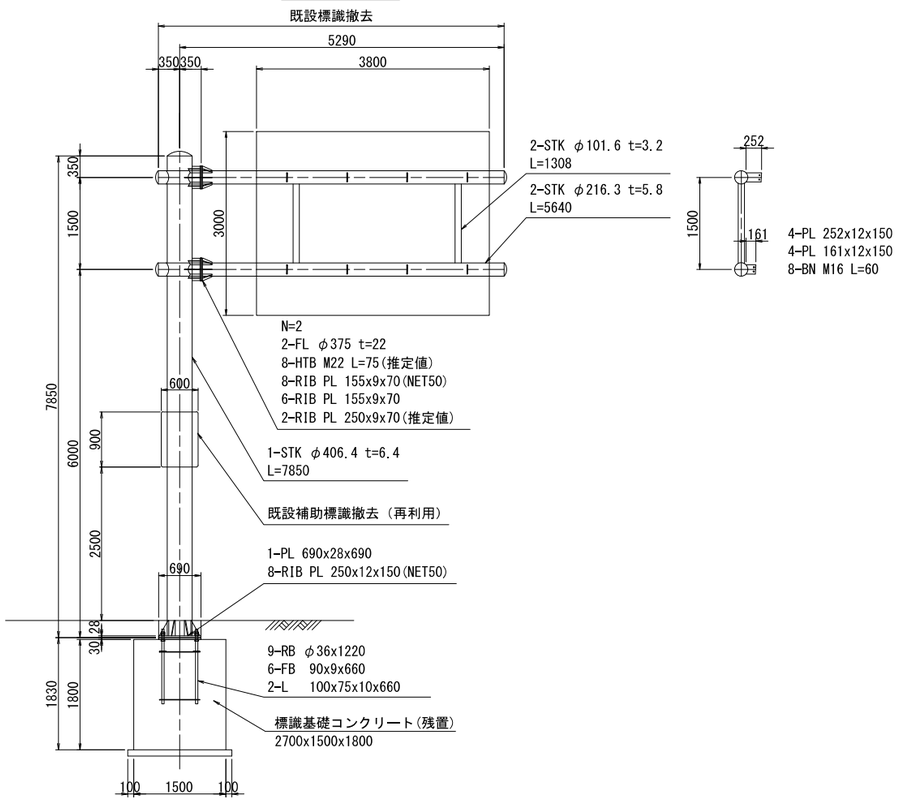
国道4号 草加市谷塚仲町地先 レイアウト詳細図　S=1:20



工事名	Ｒ８大宮国道管内標識設置他工事		
図面名	国道4号 草加市谷塚仲町地先 レイアウト詳細図		
作成年月日	令和 ８ 年 ７ 月		
縮尺	図　示	図面番号	23 / 28
会社名	株式会社片平新日本技研		
事業者名	国土交通省 関東地方整備局 大宮国道事務所		

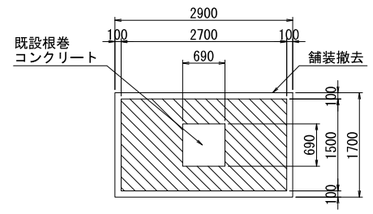
国道4号 草加市谷塚仲町地先 F型標識撤去詳細図 S=1:50

正 面 図

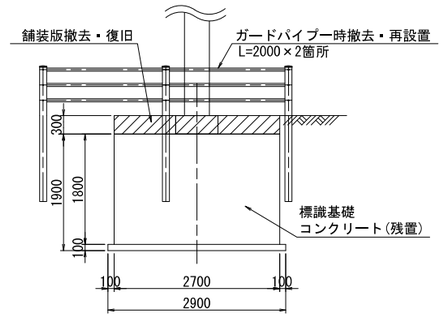


舗装詳細図

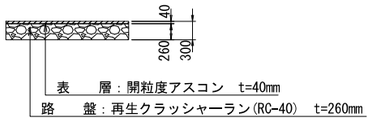
平面図



断面図



舗装断面図



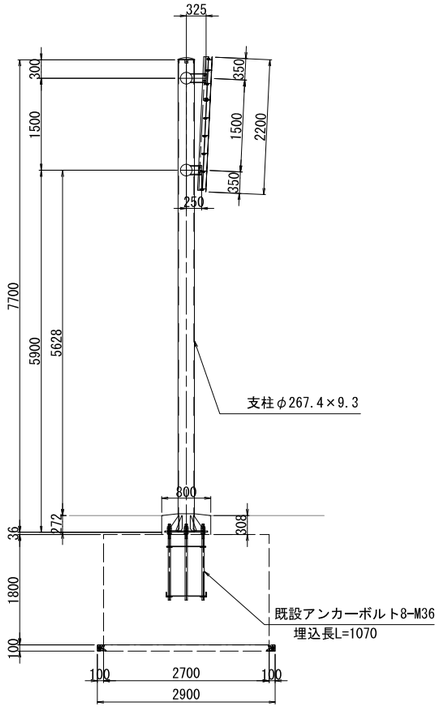
数 量 表

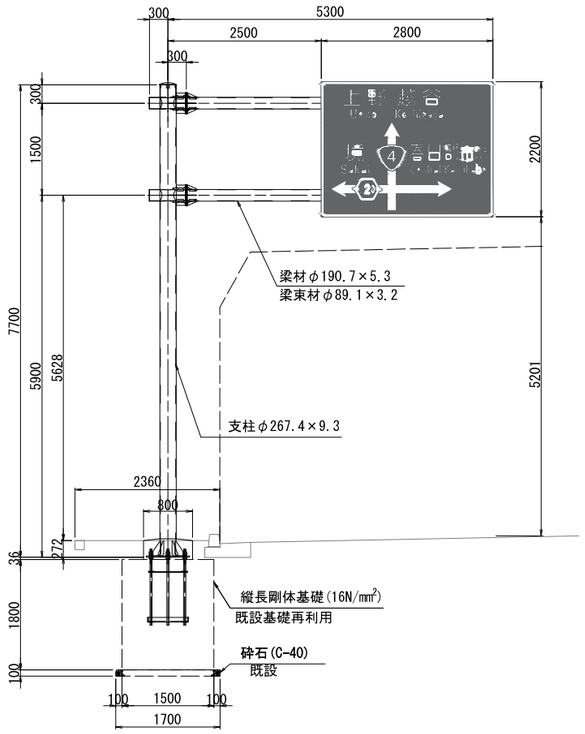
工 種	名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
道路標識撤去工					
	標識板撤去	反射板(2m2以上)	基	1	
		反射板(2m2以上)	m2	11.4	
		添加式標識板	基	1	一時撤去・再設置
	F型標識支柱撤去工	400kg以上	基	1	
	撤去鋼材質量		t	1.2	
	舗装版切断工	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装 t=15cm以下	m	5.7	
	舗装版破砕工	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装 t=15cm以下	m2	3.6	
	構造物取壊し工	無筋構造物	m3	0.1	
	殻運搬	アスファルト殻	m3	0.1	
		コンクリート殻 無筋構造物	m3	0.1	
	殻処分	アスファルト殻	m3	0.1	
		コンクリート殻 無筋構造物	m3	0.1	
	ガードパイプ撤去工	再使用	m	4.0	
復旧工					
	アスファルト舗装工	表層(開粒度As t=40mm)	m2	4.1	
		路盤：再生ｸﾗｯｼｬｰﾗﾝ (RC-40) t=260mm	m2	4.1	
	ガードパイプ復旧工	再使用	m	4.0	

注記）
1.事前に現場調査・取り合い確認の上，製作・施工に反映とする。

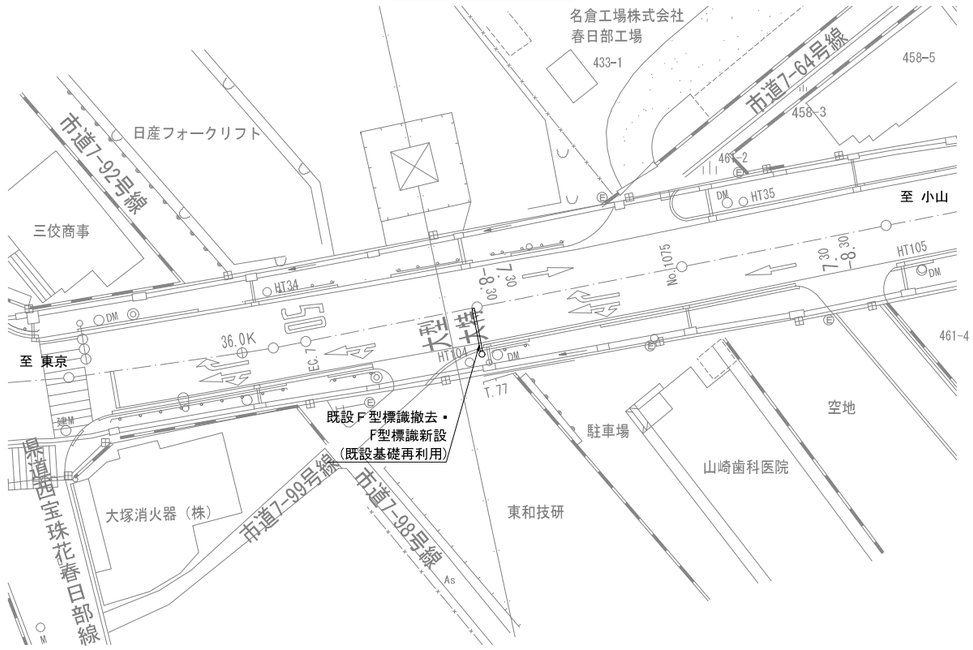
工事名	Ｒ８大宮国道管内標識設置他工事		
図面名	国道4号 草加市谷塚仲町地先 F型標識撤去詳細図		
作成年月日	令和 ８ 年 ７ 月		
縮尺	図 示	図面番号	24 / 28
会社名	株式会社片平新日本技研		
事業者名	国土交通省 関東地方整備局 大宮国道事務所		

国道4号 春日部市八丁目地先 F型標識一般図 S=1:50

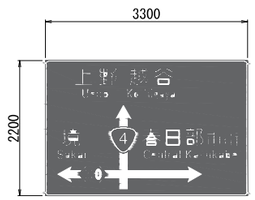




位 置 図 1:300



〈No.6〉 既設標識



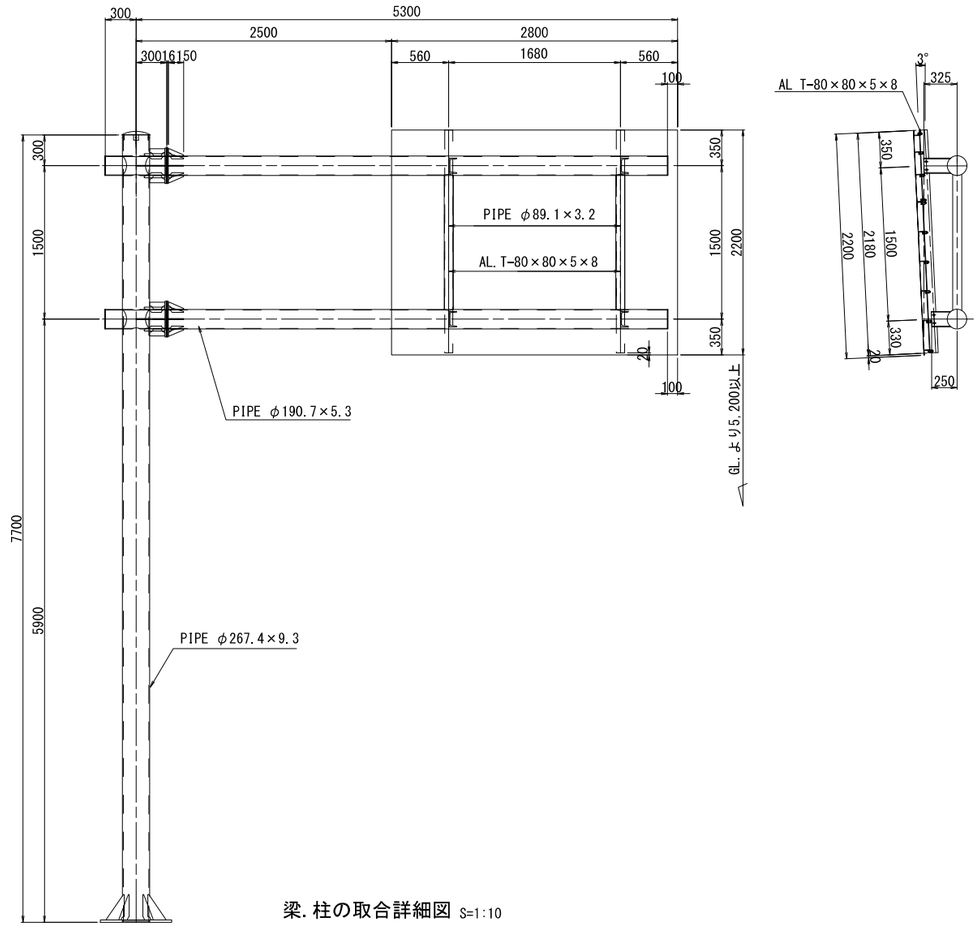
数 量 表

工　　種	名　　称	規　　格	単 位	数 量	摘 要
道路標識設置工					
	標識板設置	反射板(2m2以上)	基	1	
		反射板(2m2以上)	m2	6.2	
	F型標識支柱設置工	400kg以上	基	1	
	鋼材質量	F型標識支柱	t	0.9	
	根巻きコンクリート施工	無筋コンクリート	m3	0.2	

注記）
1. 地下埋設物のオフセットは、平面図からの推定値のため試験堀により確認すること。

工事名	Ｒ８大宮国道管内標識設置他工事		
図面名	国道4号 春日部市八丁目地先 F型標識一般図		
作成年月日	令和 ８ 年 ７ 月		
縮尺	図　示	図面番号	25 / 28
会社名	株式会社 片平新日本技研		
事業者名	国土交通省 関東地方整備局 大宮国道事務所		

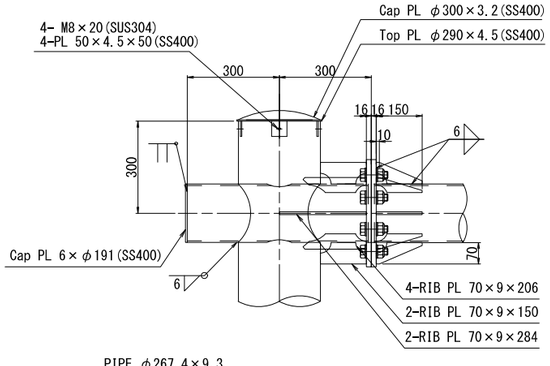
国道4号 春日部市八丁目地先 F型柱構造詳細図 S=1:30

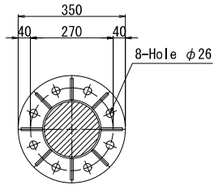


支柱材料表 No.6

使用箇所	種別	断面・寸法 (mm)	長さ(面積) m(㎡)	1個分重量 (kg)	数量	重量 (kg)	備 考
柱材	STK	φ 267.4 × 9.3	7.690	455.248	1	455.2	
ベース	P.L	700 × 22 × 700	(0.490)	84.623	1	84.6	
リブ	〃	200 × 12 × 250	(0.025)	2.355	8	18.8	1/2
フランジ	P.L	φ 350 × 16	(0.096)	12.083	2	24.2	
リブ	〃	70 × 9 × 206	(0.014)	1.017	8	8.1	
〃	〃	70 × 9 × 150	(0.011)	0.742	4	3.0	
〃	〃	70 × 9 × 284	(0.020)	1.406	4	5.6	
梁材	STK	φ 190.7 × 5.3	0.590	14.278	2	28.6	
キャップ	P.L	φ 300 × 3.2	(0.071)	1.776	1	1.8	
〃	〃	φ 290 × 4.5	(0.066)	2.331	1	2.3	
〃	〃	50 × 4.5 × 50	(0.003)	0.088	4	0.4	
キャップ	P.L	φ 191 × 6	(0.029)	1.347	2	2.7	
梁材	STK	φ 190.7 × 5.3	4.560	110.352	2	220.7	
梁束材	STK	φ 89.1 × 3.2	1.331	9.024	2	18.0	
フランジ	P.L	φ 350 × 16	(0.096)	12.083	2	24.2	
リブ	〃	70 × 9 × 150	(0.005)	0.374	16	6.0	1/2
キャップ	P.L	φ 191 × 6	(0.029)	1.347	2	2.7	
板取付	[	150 × 75 × 6.5	0.270	5.022	2	10.0	
板取付	〃	150 × 75 × 6.5	0.195	3.627	2	7.3	
					計	924.2	
BOLT	M	24 × 75		0.549	16	8.8	1-UN,2-W
BOLT	M	16 × 40		0.149	8	1.2	1-UN,2-W
BOLT	M	8 × 20		0.013	4	0.1	
					計	10.1	

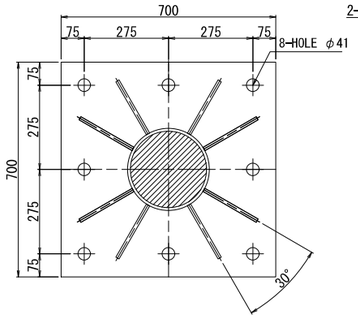
梁.柱の取合詳細図 S=1:10

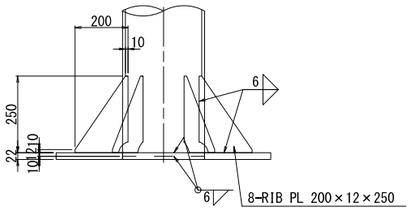




N=2
2-F.PL φ350×16
8-RIB PL 70×9×150
8-BOLT M24×75(1-UN,2-W)
4-RIB PL 70×9×206
2-RIB PL 70×9×150
2-RIB PL 70×9×284

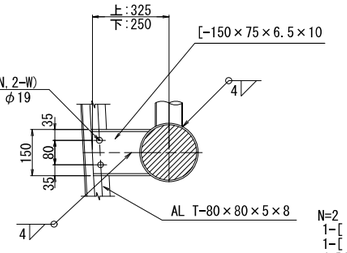
柱脚部詳細図 S=1:10



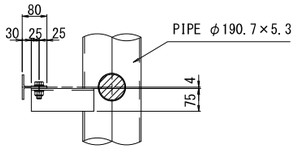


1-BASE PL 700×22×700
8-RIB PL 200×12×250

標示板取付金具詳細図 S=1:10



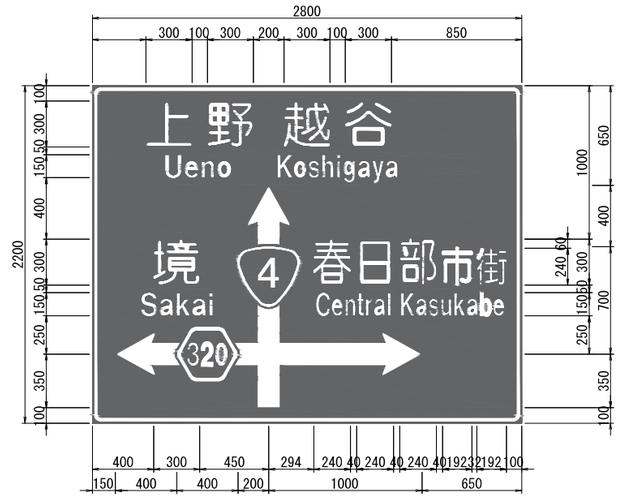
N=2
1-[150×75×6.5×10×270
1-[150×75×6.5×10×195
4-BOLT M16×40(1-UN,2-W)



特記
1. 特記なき材質は全て鋼板SN400B、鋼管STK400、ボルト強度区分4.6とする。
2. 鋼材には全て溶融亜鉛メッキを施す。(鋼材厚6mm以上、HTB:HDZT-77、鋼材厚3mm超～5mm:HDZT-63、普通ボルト:HDZT-49)
3. 普通ボルトはゆるみ止めナットを使用するものとする。
4. スカーラップは全てR35とする。
5. 部材の角部は1R程度の処理とする。

工事名	R８大宮国道管内標識設置他工事
図面名	国道4号 春日部市八丁目地先 F型柱構造詳細図
作成年月日	令和 8 年 7 月
縮尺	図 示
図面番号	26 / 28
会社名	株式会社 片平新日本技研
事業者名	国土交通省 関東地方整備局 大宮国道事務所

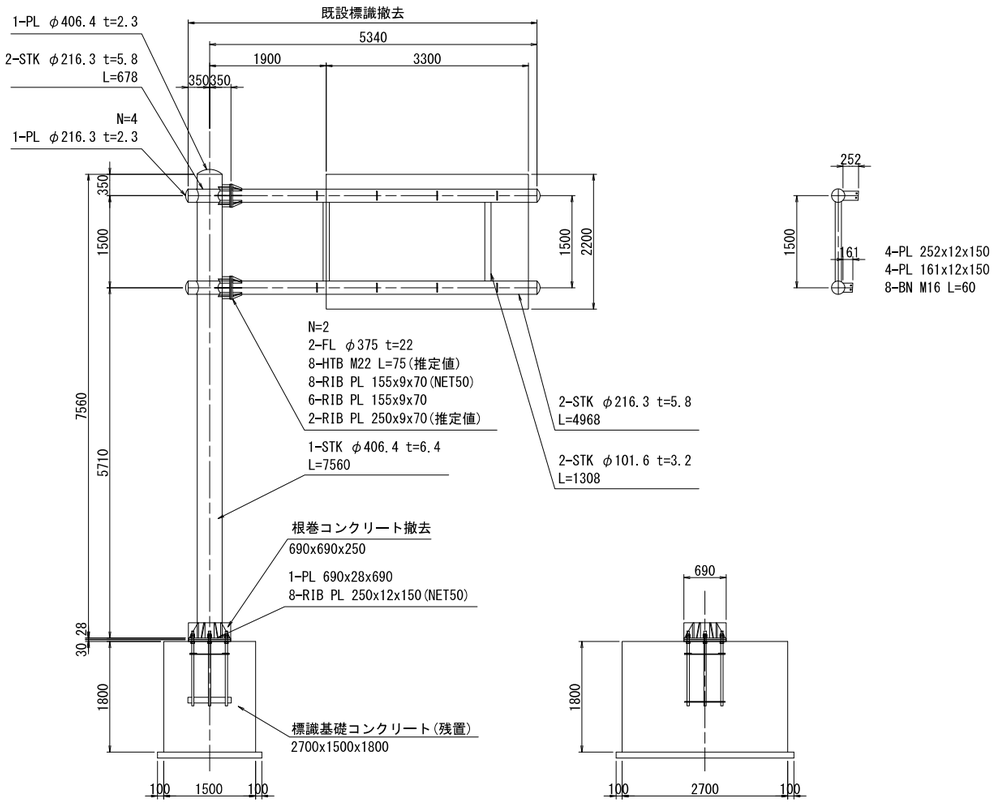
国道4号 春日部市八丁目地先 レイアウト詳細図 S=1:20



工事名	Ｒ８大宮国道管内標識設置他工事		
図面名	国道4号 春日部市八丁目地先 レイアウト詳細図		
作成年月日	令和 ８ 年 ７ 月		
縮尺	図　示	図面番号	27 / 28
会社名	株式会社 片平新日本技研		
事業者名	国土交通省 関東地方整備局 大宮国道事務所		

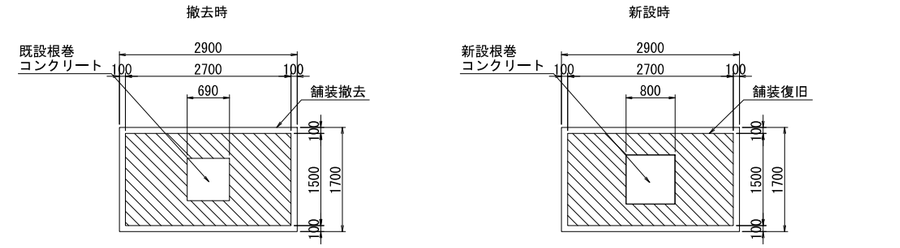
国道4号 春日部市八丁目地先 F型標識撤去詳細図 S=1:50

正 面 図

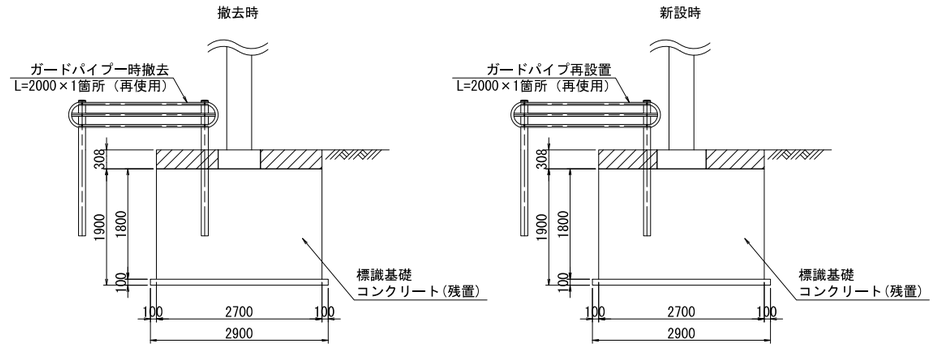


舗装詳細図

平面図



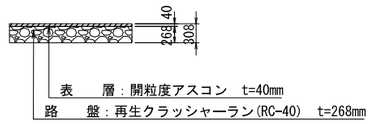
断面図



数 量 表

工　　種	名　　称	規　　格	単 位	数 量	摘 要
道路標識撤去工					
	標識板撤去	反射板(2m2以上)	基	1	
		反射板(2m2以上)	m2	7.3	
	F型標識支柱撤去工	400kg以上	基	1	
	撤去鋼材質量		t	1.1	
	舗装版切断工	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装 t=15cm以下	m	5.7	
	舗装版破砕工	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装 t=15cm以下	m2	3.6	
	構造物取壊し工	無筋構造物	m3	0.1	
	殻運搬	アスファルト殻	m3	0.1	
		コンクリート殻 無筋構造物	m3	0.1	
	殻処分	アスファルト殻	m3	0.1	
		コンクリート殻 無筋構造物	m3	0.1	
	ガードパイプ撤去工	再使用	m	2.0	
復旧工					
	アスファルト舗装工	表層(開粒度As t=40mm)	m2	3.4	
		路盤：再生ｸﾗｯｼｬｰﾗﾝ (RC-40) t=260mm	m2	3.4	
	ガードパイプ復旧工	再使用	m	2.0	

舗装断面図



注記)
1.事前に現場調査・取り合い確認の上，製作・施工に反映とする。

工事名	Ｒ８大宮国道管内標識設置他工事		
図面名	国道4号 春日部市八丁目地先 F型標識撤去詳細図		
作成年月日	令和 ８ 年 ７ 月		
縮尺	図　示	図面番号	28 / 28
会社名	株式会社 片平新日本技研		
事業者名	国土交通省 関東地方整備局 大宮国道事務所		